



内閣感染症
危機管理統括庁

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の フォローアップ一覧表（初動期・対応期）（令和7年度）

令和8年7月16日
内閣感染症危機管理統括庁

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の フォローアップ一覧表（初動期・対応期）（令和7年度） －目次－

①実施体制・・・・・・・・・・・・・p1	⑦ワクチン・・・・・・・・・・・・・p49
②情報収集・分析・・・・・・・・・・・・・p10	⑧医療・・・・・・・・・・・・・p60
③サーベイランス・・・・・・・・・・・・・p18	⑨治療薬・治療法・・・・・・・・・・・・・p72
④情報提供・共有、 リスクコミュニケーション・・・・・・・・・p23	⑩検査・・・・・・・・・・・・・p83
⑤水際対策・・・・・・・・・・・・・p34	⑪保健・・・・・・・・・・・・・p89
⑥まん延防止・・・・・・・・・・・・・p42	⑫物資・・・・・・・・・・・・・p101
	⑬国民生活及び国民経済の安定の確保・p106

「取組状況」の項目について、a～cの選択肢等の内容は下記のとおり。

○ 準備期に記載がある場合はaを選択、準備期に記載がない場合は、b、cを選択又は自由記載となっている。

a：準備期の取組に基づき対応

b：対応事項が明確かつ容易等であり、初動期・対応期に速やかに対応

c：感染力、感染経路、病原性等、感染症について得られた情報等を踏まえて対応するもの等であり、初動期・対応期に速やかに対応

a～cのいずれにも当てはまらない場合、自由記載欄に記載している。

※ なお、「政府行動計画の記載」中に複数の取組がある場合、取組ごとに回答しており、a～c及び自由記載を組み合わせて回答しているものがある。

また、b又はcに分類されているもののうち、その実施に向けた準備に取り組んでいる場合は、当該取組内容を自由記載欄に記載しているものがある。

○ 上記の分類に関わらず、いずれの場合も、平時において、対応事項の確認や関係機関との連携等について取組を実施している。

①実施体制（初動期・対応期）

令和 8 年 3 月31日時点

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
1	統括庁、外務省、厚生労働省、その他全省庁	61	2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置	初動期	① 国は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、関係省庁等間で情報共有を行うとともに、必要に応じ、国際保健規則（IHR）に基づき、WHOに通報する。	○			—	18	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	統括庁
						○			—	24	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	外務省
						○			—	24	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	厚生労働省
2	統括庁、厚生労働省、関係省庁	61	2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置	初動期	② 国及びJIHSは、国内外における発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、効果的かつ迅速に実施するとともに、速やかにリスク評価を行い、その結果を共有する。	○			—	9	⑦ 国及びJIHSは、情報共有等を平時から定期的に行う等、緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。	統括庁
						○			—	9	⑦ 国及びJIHSは、情報共有等を平時から定期的に行う等、緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。	厚生労働省
3	統括庁等内閣官房、厚生労働省	61	2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置	初動期	③ 内閣感染症危機管理監は、事態に応じ、関係省庁と緊急協議を行うとともに、事態に関する情報を内閣総理大臣に報告し、必要な指示を受ける。内閣危機管理監は、感染症に係る危機管理の対応が必要な事態が生じた場合には、臨時に命を受け、統括庁に協力する。			○	「感染症に係る緊急事態に対する政府の初動対処について」（令和5年8月25日閣議決定）等の文書において緊急参集要員協議に係る基準等を定めている。また、平時から緊急参集要員の連絡先等の把握、臨時の命発出手続きの確認、協議実施までに収集すべき情報の初動対処業務マニュアルへの整理等、感染症危機発生時に速やかに対応できるよう準備している。	—	—	統括庁
								○	—	—	—	厚生労働省
4	統括庁、その他全省庁	61	2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置	初動期	④ 国は、速やかに関係省庁対策会議又は必要に応じ、閣僚会議を開催し、情報の集約、共有及び分析を行い、政府の初動対処方針について協議し、決定する。	○			—	2	国、JIHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。	統括庁
							○		—	—	—	その他全省庁
5	統括庁、厚生労働省	61	2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置	初動期	⑤ 国は、必要に応じ、関係省庁対策会議や閣僚会議にJIHSを出席させ、把握している科学的知見等の意見を述べさせる。	○			—	9	⑦ 国及びJIHSは、情報共有等を平時から定期的に行う等、緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。	統括庁
						○			—	9	⑦ 国及びJIHSは、情報共有等を平時から定期的に行う等、緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。	厚生労働省
6	統括庁、外務省、厚生労働省	61	2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	初動期	① WHOが急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表（PHEIC宣言等）する等、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、国は、直ちに関係部局や関係省庁等間での情報共有を行う。また、感染症の発生動向や、状況の推移に応じ必要となる感染症法、検疫法（昭和26年法律第201号）及び特措法上の措置を的確に実施するため、各法律の適用対象のタイプのいずれに該当するかの検討を行い、必要となる政令の改正等を実施する。厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生したと認めたときは、速やかにその旨を公表するとともに、内閣総理大臣に報告する。	○		○	—	2	国、JIHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。	統括庁
						○			—	24	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	外務省
						○		○	—	2	国、JIHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。	厚生労働省

①実施体制（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
7	統括庁、厚生労働省	62	2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	初動期	② ①の報告があったときは、り患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は閣議にかけて、政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、公示する。都道府県は、直ちに都道府県対策本部を設置する。あわせて、市町村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。	○		○	—	2	国、JIHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。	統括庁
						○		○	—	2	国、JIHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する	厚生労働省
8	統括庁、関係省庁	62	2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	初動期	③ 国は、必要に応じて準備期にあらかじめ指定した各省庁の幹部職員を統括庁の兼務とすることや、その他の職員についても統括庁に参集させることにより、統括庁の体制強化を図るとともに、新型インフルエンザ等対策における政府の一体性の確保を図る。	○			—	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	統括庁
						○			—	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	関係省庁
9	厚生労働省、その他全省庁	62	2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	初動期	④ 国は、政府対策本部の設置にあわせて、感染症対策の実務の中核を担う厚生労働省の体制を強化するため、同省内外から応援職員を招集し、新型インフルエンザ等対策の実施体制を迅速に構築する。	○			—	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	厚生労働省
						○			—	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	その他全省庁
10	統括庁、厚生労働省	62	2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	初動期	⑤ 国は、必要に応じて、政府対策本部にJIHSを出席させ、把握している科学的知見等の意見を述べさせる。	○			—	9	⑦ 国及びJIHSは、情報共有等を平時から定期的に行う等、緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。	統括庁
						○			—	9	⑦ 国及びJIHSは、情報共有等を平時から定期的に行う等、緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。	厚生労働省
11	統括庁、厚生労働省、その他全省庁	62	2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	初動期	⑥ 国は、JIHS等から提供される知見も踏まえつつ、推進会議の意見を聴いた上で（緊急を要する場合で意見を聴くいとまがないときを除く。以下基本的対処方針の策定・変更に際して推進会議の意見を聴く場合について同じ。）、政府行動計画に基づいて基本的対処方針を決定し、直ちに公示し、周知を図る。	○		○	政府対策本部の設置や基本的対処方針の策定に至る初動対応が円滑に行えるよう、事務的な文書の素案作成など平時に可能な準備を進めている。	2	国、JIHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。	統括庁
								○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	その他全省庁

①実施体制（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
12	統括庁、厚生労働省、その他全省庁	62	2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	初動期	⑦ 国、都道府県及び市町村は、必要に応じて、第1節（準備期）1-3及び1-4を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。	○			—	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	統括庁
						○			—	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	厚生労働省
						○			—	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	その他全省庁
13	厚生労働省、関係省庁	62	2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	初動期	⑧ 国は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。		○		—	—	—	厚生労働省
14	外務省、厚生労働省、農林水産省	63	2-3. 国際的な連携体制の強化	初動期	① 国は、国際機関又は発生国からの要請に応じ、準備期における検討に基づき編成した海外派遣専門人材チームの派遣を検討する。	○			—	28	⑤ 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に、国際機関又は発生国からの要請に応じて職員を派遣できるよう、疫学、検査、臨床、家畜衛生等からなる海外派遣専門人材チームを編成する。	外務省
						○			—	28	⑤ 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に、国際機関又は発生国からの要請に応じて職員を派遣できるよう、疫学、検査、臨床、家畜衛生等からなる海外派遣専門人材チームを編成する。	厚生労働省
						○			—	28	⑤ 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に、国際機関又は発生国からの要請に応じて職員を派遣できるよう、疫学、検査、臨床、家畜衛生等からなる海外派遣専門人材チームを編成する。	農林水産省
15	厚生労働省、関係省庁	63	2-3. 国際的な連携体制の強化	初動期	② 国は、発生国に対しWHOが行う支援への協力を行う。	○			—	25	② 国及びJIHSは、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する国際連携の取組による連携・協力体制に参画する。	厚生労働省
16	厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省	63	2-3. 国際的な連携体制の強化	初動期	③ 国は、WHO、国際獣疫事務局（WOAH）等における病原体の同定・解析、症例定義に関して協力を行い、情報共有等を行う。	○			—	24	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	厚生労働省
						○			—	24	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	外務省
						○			—	24	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	文部科学省
						○			—	24	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	農林水産省
17	厚生労働省	63	2-3. 国際的な連携体制の強化	初動期	④ JIHSは、迅速に情報収集を行い、検体の提供等が受けられるよう、連携関係にある海外の研究機関等と協力を進める。	○			—	25	② 国及びJIHSは、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する国際連携の取組による連携・協力体制に参画する。	厚生労働省

①実施体制（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
18	統括庁、総務省、厚生労働省、関係省庁	63	2-4. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保	初動期	国は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。国は、都道府県及び市町村における機動的かつ効果的な対策の実施のため、都道府県及び市町村への財政支援について迅速に検討し、所要の措置を講ずるとともに、都道府県及び市町村は、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	総務省
								○	—	—	—	厚生労働省
19	統括庁、厚生労働省、関係省庁	64	3-1-1. 対策の実施体制	対応期	① 国及びJHSは、感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、国民生活や社会経済活動に関する情報等を継続的に共有する。また、国は、必要に応じて、推進会議の意見を聴いて基本的対処方針を変更し、これを公示した上で、基本的対処方針に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。	○		○	—	8, 9	⑥ JHSは、平時から、国と連携して、国民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。 ⑦ 国及びJHSは、情報共有等を平時から定期的に行う等、緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。	統括庁
						○		○	—	8, 9	⑥ JHSは、平時から、国と連携して、国民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。 ⑦ 国及びJHSは、情報共有等を平時から定期的に行う等、緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。	厚生労働省
20	統括庁、厚生労働省	64	3-1-1. 対策の実施体制	対応期	② 都道府県は、保健所や地方衛生研究所等とも連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握する部局を定める等の体制を整備した上で、当該部局等の収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。	○			—	15	④ 都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。	統括庁
						○			—	15	④ 都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。	厚生労働省
21	統括庁、厚生労働省	64	3-1-1. 対策の実施体制	対応期	③ JHSは、統括庁や厚生労働省が求める感染症の特徴に関する情報を始めとした科学的知見を迅速に提供するため、迅速な意思決定や情報分析が可能な組織体系に移行する。	○			—	10	⑧ JHSは、統括庁や厚生労働省からの科学的知見の求めへの対応や調査研究等の有事における健康危機への対応を想定した平時の体制を構築するとともに、感染症有事の際に迅速な対応が可能となる体制を構築する。	統括庁
						○			—	10	⑧ JHSは、統括庁や厚生労働省からの科学的知見の求めへの対応や調査研究等の有事における健康危機への対応を想定した平時の体制を構築するとともに、感染症有事の際に迅速な対応が可能となる体制を構築する。	厚生労働省
22	全省庁	64	3-1-1. 対策の実施体制	対応期	④ 国及び都道府県は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。			○	<u>平時から、職員のメンタルヘルス支援として、相談窓口を設置し、周知している。</u>	—	—	全省庁

①実施体制（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
23	統括庁	64	3-1-2. 国による総合調整及び指示	対応期	① 国は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、都道府県及び指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、当該総合調整に基づく所要の措置が実施されず、都道府県及び指定公共機関における緊急かつ一体的な対策が行われる必要がある等、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において国は必要な指示を行う。 当該総合調整及び指示は、地方公共団体等における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施することにより、他の地方公共団体や全国へのまん延を防止することを目的として実施されるものである。例えば、地方公共団体間で、施設の使用制限や営業時間の短縮等の措置の実施の方針が異なり、全国的な感染拡大の防止を実効的に行う観点から当該地方公共団体において一体的な対策を講ずる必要がある場合等に行われることが考えられる。	○		○	—	18	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	統括庁
24	厚生労働省	65	3-1-2. 国による総合調整及び指示	対応期	② 国は、感染症法に基づき、都道府県等の区域を越えて人材確保又は移送を行う必要がある場合等において、都道府県等、医療機関その他の関係機関に対して、まん延防止のために必要な措置に関する総合調整を行う。あわせて、都道府県等が感染症法等に定める事務の管理等を適切に行わない場合において、全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、国は必要な指示を行う。 なお、国は、都道府県等が行う新感染症に係る事務に関し必要な指示をしようとする際には、あらかじめ厚生科学審議会の意見を聴く。ただし、緊急を要する場合には、指示した措置について、厚生科学審議会へ速やかに報告する。	○		○	—	18	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	厚生労働省
25	統括庁、厚生労働省	65	3-1-3. 都道府県による総合調整	対応期	① 都道府県は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。	○			—	18	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	統括庁
						○			—	18	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	厚生労働省
26	厚生労働省	66	3-1-3. 都道府県による総合調整	対応期	② また、都道府県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。あわせて、都道府県は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置市等に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示を行う。	○			—	18	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	厚生労働省

①実施体制（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
27	統括庁、厚生労働省、関係省庁	66	3-1-4. 政府現地対策本部の設置	対応期	国は、発生の状況により、発生の初期の段階における都道府県に対する専門的調査支援のために必要があると認めるときは、政府現地対策本部を設置する。	○			—	4, 18	② 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材、行政官等について、キャリア形成の支援等を行いながら、訓練や養成等を推進する。 ① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	統括庁
						○			—	4, 18	② 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材、行政官等について、キャリア形成の支援等を行いながら、訓練や養成等を推進する。 ① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	厚生労働省
28	統括庁、厚生労働省、関係省庁	66	3-1-5. 職員の派遣・応援への対応	対応期	① 国は、地方公共団体から職員の派遣要請があった場合又は指定（地方）公共機関から応援を求められた場合は、特措法に基づく対応を検討し、所要の措置をとる。	○			—	18	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	統括庁
						○			—	18	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	厚生労働省
29	統括庁、厚生労働省	66	3-1-5. 職員の派遣・応援への対応	対応期	② 都道府県は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対して応援を求める。	○			—	22	⑤ 都道府県は、第3節（対応期）3-1-5に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。	統括庁
						○			—	22	⑤ 都道府県は、第3節（対応期）3-1-5に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。	厚生労働省
30	厚生労働省	66	3-1-5. 職員の派遣・応援への対応	対応期	③ 都道府県は、感染症対応に一定の知見があり感染者の入院等の判断や入院調整を行う医師や看護師等が不足する場合等には、必要に応じて、他の都道府県に対して、当該医療関係者の確保に係る応援を求める。	○			—	23	⑥ 都道府県は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、市町村や医療機関、感染症試験研究等機関等の民間機関に対して総合調整権限を行使し、着実な準備を進める。	厚生労働省
31	統括庁、厚生労働省	66	3-1-5. 職員の派遣・応援への対応	対応期	④ 市町村は、新型インフルエンザ等のまん延により当該市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、当該市町村の属する都道府県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請し、当該都道府県はこれに対応する。	○			—	22	⑤ 都道府県は、第3節（対応期）3-1-5に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。	統括庁
						○			—	22	⑤ 都道府県は、第3節（対応期）3-1-5に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。	厚生労働省

①実施体制（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
32	統括庁、厚生労働省	67	3-1-5. 職員の派遣・応援への対応	対応期	⑤ 市町村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は当該市町村の属する都道府県に対して応援を求める。当該都道府県は、正当な理由がない限り、応援の求めに応ずるものとする。	○			—	22	⑤ 都道府県は、第3節（対応期）3-1-5に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。	統括庁
						○			—	22	⑤ 都道府県は、第3節（対応期）3-1-5に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。	厚生労働省
33	厚生労働省	67	3-1-6. 国際的な連携体制の強化	対応期	① 国は、症例定義や実施された措置を含む国内発生情報のうち、国際保健規則（IHR）で通報が義務付けられている内容について、遅滞なく WHO へ通報する。	○			—	24	① 国及びJHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	厚生労働省
34	厚生労働省、関係省庁	67	3-1-6. 国際的な連携体制の強化	対応期	② 国は、国際機関や外国政府等との間で、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する連携や協力を行う。	○			—	25	② 国及びJHSは、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する国際連携の取組による連携・協力体制に参画する。	厚生労働省
						○			—	25	② 国及びJHSは、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する国際連携の取組による連携・協力体制に参画する。	関係省庁
35	統括庁、総務省、厚生労働省、関係省庁	67	3-1-7. 必要な財政上の措置	対応期	① 国は、新型インフルエンザ等対策の実施に要する費用に対して、必要な財政上の措置を講ずる。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	総務省
								○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	関係省庁
36	統括庁、総務省	67	3-1-7. 必要な財政上の措置	対応期	② 都道府県及び市町村は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	総務省
37	統括庁、厚生労働省、その他全省庁	67	3-2-1-1. まん延防止等重点措置の公示までの手続等	対応期	国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況又は都道府県からの要請等も踏まえ、推進会議の意見を聴き、基本的対処方針を変更するとともに、まん延防止等重点措置の公示等を行う。まん延防止等重点措置の公示は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、都道府県の特定の区域において感染が拡大し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨を示すものである。まん延防止等重点措置の実施の手続は、以下のとおりである。	○		○	—	2	国、JHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。	統括庁
							○	○	—	—	—	厚生労働省
							○		—	—	—	その他全省庁

①実施体制（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
38	統括庁、厚生労働省、その他全省庁	68	3-2-1-1-1. 関係情報の報告	対応期	国及びJHSは、準備期及び初動期から実施している国内外からの情報を収集し分析する体制について、その時々必要性に応じて、その情報収集・分析の方法や体制を柔軟に変化させ、専門家等の意見も聴きつつ、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置の実施の判断に必要な関係情報を政府対策本部長に報告する。	○			—	11	⑨ 国は、感染症危機管理における情報収集・分析について、国内外の関係者と連携し、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に収集・分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報を入手する体制を構築する。	統括庁
						○			—	11	⑨ 国は、感染症危機管理における情報収集・分析について、国内外の関係者と連携し、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に収集・分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報を入手する体制を構築する。	厚生労働省
						○			—	11	⑨ 国は、感染症危機管理における情報収集・分析について、国内外の関係者と連携し、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に収集・分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報を入手する体制を構築する。	その他全省庁
39	統括庁、厚生労働省	68	3-2-1-1-2. 推進会議への意見聴取	対応期	国は、まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、推進会議の意見を聴く。		○		—	—	—	統括庁
							○		—	—	—	厚生労働省
40	統括庁、厚生労働省	68	3-2-1-1-3. まん延防止等重点措置の決定	対応期	国は、まん延防止等重点措置を実施することを決定する。あわせて、基本的対処方針の変更に関する推進会議の意見を踏まえ、変更案を決定する。		○	○	—	—	—	統括庁
							○	○	—	—	—	厚生労働省
41	統括庁	68	3-2-1-1-4. 公示等	対応期	国は、まん延防止等重点措置の公示を行うとともに、基本的対処方針を変更する。		○		—	—	—	統括庁
42	統括庁	68	3-2-1-2. 期間及び区域の指定	対応期	国は、まん延防止等重点措置を実施すべき期間及び区域を公示する。また、公示する区域については、発生区域の存在する都道府県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定が可能であることにも留意する。		○	○	—	—	—	統括庁
43	統括庁	68	3-2-1-3. 都道府県による要請又は命令	対応期	都道府県は、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。	○			—	19	② 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めた連携体制を構築する。	統括庁
44	統括庁、厚生労働省、その他全省庁	69	3-2-1-4. まん延防止等重点措置を実施する必要のある事態の終了	対応期	国は、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、推進会議の意見を聴いて、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要のある事態が終了した旨を公示する。		○		—	—	—	統括庁
							○		—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	その他全省庁
45	統括庁	69	3-2-2. 緊急事態宣言の手続	対応期	緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。緊急事態宣言を行うまでの手続、期間や区域の公示及び解除の手続等については、上記3-2-1のまん延防止等重点措置の手続と同様であるが、異なる点は以下のとおりである。 ① 国は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する。また、国は、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告する。		○		—	—	—	統括庁

①実施体制（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
46	統括庁	69	3-2-2. 緊急事態宣言 の手續	対応期	② 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市町村対策本部を設置する。市町村は、当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。	○	○	—		18	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	統括庁
47	統括庁、厚生労働省、 その他全省庁	69	3-3-1. 政府対策本部 の廃止	対応期	国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、必要に応じて推進会議の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し、その旨を国会に報告するとともに、公示する。		○	—		—	—	統括庁
							○	—		—	—	厚生労働省
							○	—		—	—	その他全省 庁
48	統括庁	70	3-3-2. 都道府県対策 本部の廃止	対応期	都道府県は、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく都道府県対策本部を廃止する。		○	—		—	—	統括庁

②情報収集・分析（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
49	厚生労働省、外務省、文部科学省	74	2-1. 実施体制	初動期	国は、JIHSと連携し、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに感染症インテリジェンス体制を強化し、当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。	○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	厚生労働省
						○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	外務省
						○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	文部科学省
50	厚生労働省	74	2-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価	初動期	① 国及びJIHSは、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、都道府県等や国際機関、研究機関、在外公館、検疫所等からの情報、学術論文等の情報、現地での派遣調査による情報、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報等のほか、感染動向に関する様々なシミュレーションの結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。	○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省

②情報収集・分析（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
51	厚生労働省	74	2-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価	初動期	② 国及び都道府県等は、リスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。	○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省
52	統括庁、関係省庁	74	2-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価	初動期	③ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が国民生活及び国民経済等に及ぼす影響を早期に分析することを目指す。	○			—	36	⑤ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。	統括庁
						○			—	36	⑤ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。	関係省庁
53	厚生労働省	74	2-2-2. リスク評価体制の強化	初動期	① 国及びJIHSは、都道府県等と連携し、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行うため、感染症インテリジェンス体制を強化し、継続的にリスク評価を実施する。	○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省
54	厚生労働省	74	2-2-2. リスク評価体制の強化	初動期	② また、有事の際に、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約できるよう、準備期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。	○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	厚生労働省

②情報収集・分析（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
55	厚生労働省、外務省	75	2-2-2. リスク評価体制の強化	初動期	③ 国は、準備期から実施する取組に加えて、流行国・地域への派遣調査や有事に国際機関や諸外国政府等が開催する会議や調査等への参加等により、積極的に発生の初期段階での情報の収集・分析を行い、初期段階でのリスク評価を行う。 さらに、情報収集・分析の方法について、国民等に分かりやすく情報を提供・共有する。	○			—	37, 53	・国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。 ・国は、平時からJIHS等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じて、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	厚生労働省
						○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	外務省
56	厚生労働省	75	2-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施	初動期	国は、都道府県等及びJIHSと連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。	○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省

②情報収集・分析（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
57	厚生労働省、統括庁、外務省、文部科学省	75	2-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有	初動期	国は、新たな感染症が発生した場合は、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、都道府県等に共有するとともに、国民等に迅速に提供・共有する。	○			—	34	③ 国は、情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては、JIHSや都道府県等、地方衛生研究所等を始めとする関係機関に速やかに共有するよう努める。	厚生労働省
						○			—	36, 53	⑤ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。 国は、平時からJIHS等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	統括庁
						○			—	33	② 在外公館及び検疫所は、感染症に関する情報を得た場合には速やかにこれらの機関を所管する省庁の関係部局へ報告する。	外務省
						○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	文部科学省

②情報収集・分析（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
58	厚生労働省、外務省、文部科学省	76	3-1. 実施体制	対応期	国は、JIHSと連携し、新型インフルエンザ等に関する速やかな情報収集・分析及びリスク評価を実施できるよう、感染症インテリジェンス体制を強化する。 また、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。	○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	厚生労働省
						○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	外務省
						○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	文部科学省

②情報収集・分析（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
59	厚生労働省	76	3-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価	対応期	① 国、JIHS、都道府県等は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、国際機関、研究機関等の情報や、検疫所、JIHS及び都道府県等からの報告、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。 この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。	○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省
60	統括庁、関係省庁	76	3-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価	対応期	② 国及びJIHSは、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し、考慮する。	○			—	36	⑤ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。	統括庁
						○			—	36	⑤ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。	関係省庁
61	厚生労働省	77	3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施	対応期	① 国及びJIHSは、都道府県等と連携し、リスク評価に基づき、感染症インテリジェンス体制を強化し、引き続き活用する。	○			—	38	国は、都道府県等やJIHS等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。	厚生労働省
62	厚生労働省	77	3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施	対応期	② また、有事の際に、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約できるよう、準備期及び初動期に構築した人的・組織的なネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。	○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	厚生労働省

②情報収集・分析（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
63	厚生労働省、外務省	77	3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施	対応期	③ 国は、有事に国際機関や諸外国政府等が開催する会議や調査等への参加等により、積極的に情報の収集・分析を行い、リスク評価を行う。	○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	厚生労働省
						○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	外務省
64	統括庁、関係省庁	77	3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施	対応期	④ 国は、特に国内における感染が拡大した際に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を実施する場合に備え、国民生活及び国民経済に関する分析を強化し、感染症危機が国民生活及び国民経済等に及ぼす影響を把握する。	○			—	36	⑤ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。	統括庁
						○			—	36	⑤ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。	関係省庁
65	厚生労働省	77	3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施	対応期	⑤ 都道府県等は、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。	○			—	35	④ 国、JIHS及び都道府県等は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。	厚生労働省

②情報収集・分析（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
66	厚生労働省、統括庁	77	3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施	対応期	⑥ 国は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について都道府県等に提供するとともに、国民等に分かりやすく情報を提供・共有する。	○			—	34	③ 国は、情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては、JIHSや都道府県等、地方衛生研究所等を始めとする関係機関に速やかに共有するよう努める。	厚生労働省
						○			—	36, 75	⑤ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。 国は、有事にまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、対策の実施等に当たり参考とするべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等を整理する。その際、有事にも円滑な把握ができるよう、可能な限り平時から定期的に収集している既存の指標やデータ等を用いる。	統括庁
67	厚生労働省	77	3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施	対応期	国は、都道府県等及びJIHSと連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。	○		○	—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省
68	厚生労働省、統括庁、外務省、文部科学省	77	3-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有	対応期	国は、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、都道府県等に共有するとともに、国民等に迅速に提供・共有する。	○			—	34	③ 国は、情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては、JIHSや都道府県等、地方衛生研究所等を始めとする関係機関に速やかに共有するよう努める。	厚生労働省
						○			—	36	⑤ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。	統括庁
						○			—	33	② 在外公館及び検疫所は、感染症に関する情報を得た場合には速やかにこれらの機関を所管する省庁の関係部局へ報告する。	外務省
						○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	文部科学省

③サーベイランス（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
69	厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省	81	2-1. 実施体制	初動期	国は、JIHSと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初期段階のリスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制への移行について判断し、実施体制の整備を進める。 また、国は、WHOやWOAH等における病原体の同定・解析、症例定義に関して協力を行い、情報共有等を行う。	○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省
						○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	外務省
						○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	文部科学省
						<u>○</u>		○	—	48	<u>③ 国及び都道府県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家さんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。</u> <u>また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。</u>	農林水産省

③サーベイランス（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
70	厚生労働省、農林水産省、環境省	81	2-2-1. 有事の感染症サーベイランスの開始	初動期	国は、都道府県等、JIHS及び関係機関と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生を探知した場合には、速やかに疑似症の症例定義を行い、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する。また、国は、都道府県等、JIHS及び関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の患者の全数把握を始めとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握を強化する。 また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、国民の抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。 新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体を地方衛生研究所等において、亜型等の同定を行い、JIHSは、それを確認する。	○		○	－	46, 47, 48, 49	① 国及び都道府県等は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握する。 また、国は、感染症サーベイランス体制の強化に向けた研究の一環として、JIHS等と連携し、下水サーベイランス等の患者からの直接的な検体採取を伴わないサーベイランスを平時から実施し、その分析結果等について定期的に公表する。 ② 国及び都道府県等は、JIHS等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。 ③ 国及び都道府県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家さんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	厚生労働省
						<u>○</u>		○	－	48	<u>③ 国及び都道府県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家さんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。</u> <u>また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。</u>	農林水産省
						○		<u>○</u>	－	48	③ 国及び都道府県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家さんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	環境省
71	厚生労働省	82	2-2-2. リスク評価に基づく感染症サーベイランスの実施体制の強化	初動期	国及びJIHSは、感染症サーベイランスで収集した情報や感染症インテリジェンスで得た知見等に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について分析を行う。これらを踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症サーベイランスの実施体制の強化等の必要性の評価を行う。	○		○	－	42, 45	① 国は、平時から感染症の発生動向等を都道府県等が把握できるよう、指定届出機関からの患者報告や、JIHSや地方衛生研究所等からの病原体の検出状況やゲノム情報等の報告がなされる体制を整備する。 また、国は、JIHSと連携し、国内における新型インフルエンザ等の発生等を早期に探知することを目的に、海外における感染症の発生動向等に関する情報を集約・分析する。 ④ 国は、JIHSと連携して、感染症インテリジェンスで得た知見を踏まえて、有事において迅速かつ効率的な感染症サーベイランスの実施体制を構築できるよう、国内の民間検査機関を含む関係機関や外国政府、国際機関（WHO、WOAH、国連食糧農業機関（FAO）等）等と、平時から情報共有や意見交換を行う。	厚生労働省

③サーベイランス（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
72	厚生労働省	82	2-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施	初動期	国は、都道府県等及びJIHSと連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。	○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省
73	厚生労働省	82	2-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有	初動期	国は、都道府県等及びJIHSと連携し、国内の感染症の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め都道府県等に共有するとともに、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を、国民等へ迅速に提供・共有する。	○			—	52	国は、JIHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果を都道府県等に迅速に共有するとともに、分析結果に基づく正確な情報を国民等に分かりやすく提供・共有する。	厚生労働省
74	厚生労働省	83	3-1. 実施体制	対応期	国は、JIHSと連携し、新型インフルエンザ等に関する情報収集を迅速に実施できるよう、リスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備する。 また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染症サーベイランスの実施方法の必要な見直しを行い、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。	○		○	—	43	② 国は、都道府県等からの報告とJIHSによるリスク評価に基づき、速やかに有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるよう、平時から必要な準備を行う。	厚生労働省

③サーベイランス（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
75	厚生労働省、農林水産省、環境省	83	3-2-1. 有事の感染症サーベイランスの実施	対応期	国は、都道府県等及びJIHSと連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、退院等の届出の提出を求める。また、国は、都道府県等、JIHS及び関係機関と連携し、国内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。 なお、国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、都道府県等や医療現場の負担も過大となる。 このため、国は、医療機関からの患者報告による定点把握でも感染動向の把握が可能となった際には、患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担も考慮し、患者の全数把握の必要性を再評価し、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制を検討し、適切な時期に移行を実施する。 都道府県等は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。	<u>○</u>		○	ー	<u>42、48</u>	① 国は、平時から感染症の発生動向等を都道府県等が把握できるよう、指定届出機関からの患者報告や、JIHSや地方衛生研究所等からの病原体の検出状況やゲノム情報等の報告がなされる体制を整備する。 また、国は、JIHSと連携し、国内における新型インフルエンザ等の発生等を早期に探知することを目的に、海外における感染症の発生動向等に関する情報を集約・分析する。 ③ 国及び都道府県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	厚生労働省
						○		<u>○</u>	ー	48	③ 国及び都道府県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	農林水産省
						○		<u>○</u>	ー	48	③ 国及び都道府県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	環境省
76	厚生労働省	84	3-2-2. リスク評価に基づくサーベイランス手法の検討及び実施	対応期	国は、JIHSと連携し、感染症の特徴及び流行状況を踏まえたリスク評価に基づき、全国的な感染症サーベイランスの強化の必要性、感染症サーベイランスの対象及び届出対象者の重点化や効率化等の必要性の評価を行う。初動期以降も、必要に応じて、疫学調査や厚生労働科学研究等により、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について評価を行い、必要な対応や見直しを実施する。	<u>○</u>		○	ー	<u>42</u>	① 国は、平時から感染症の発生動向等を都道府県等が把握できるよう、指定届出機関からの患者報告や、JIHSや地方衛生研究所等からの病原体の検出状況やゲノム情報等の報告がなされる体制を整備する。 また、国は、JIHSと連携し、国内における新型インフルエンザ等の発生等を早期に探知することを目的に、海外における感染症の発生動向等に関する情報を集約・分析する。	厚生労働省
77	厚生労働省	84	3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施	対応期	国は、都道府県等及びJIHSと連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。	○		○	ー	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省

③サーベイランス（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
78	厚生労働省	84	3-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有	対応期	国は、都道府県等及びJIHSと連携し、感染症サーベイランスにより国内の新型インフルエンザ等の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め都道府県等に共有するとともに、国民等へ新型インフルエンザ等の発生状況等について迅速に提供・共有する。 特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて国民等に分かりやすく情報を提供・共有する。	○			—	52	国は、JIHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果を都道府県等に迅速に共有するとともに、分析結果に基づく正確な情報を国民等に分かりやすく提供・共有する。	厚生労働省

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
79	統括庁、厚生労働省、関係省庁	88	2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	初動期	① 国は、国民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。 その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。 また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。	○			—	53, 58	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。 ① 国は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて国民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。	統括庁
						○			—	53, 58	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。 ① 国は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて国民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。	厚生労働省

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
79	統括庁、厚生労働省、関係省庁	88	2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	初動期	① 国は、国民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。 その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。 また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。	○		—		53, 58	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。 ① 国は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて国民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。	関係省庁
80	統括庁	88	2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	初動期	② 国は、国民等の情報収集の利便性向上のため、関係省庁、地方公共団体、指定（地方）公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。			○	—	—	—	統括庁
81	厚生労働省	88	2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	初動期	③ JIHSは、国と連携して、国民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。	○		—		53	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	厚生労働省
82	統括庁、厚生労働省、関係省庁	89	2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	初動期	④ 国は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、地方公共団体や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。	○		—		60	③ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、地方公共団体や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。	統括庁
						○		—		60	③ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、地方公共団体や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。	厚生労働省
						○		—		60	③ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、地方公共団体や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。	関係省庁

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
83	厚生労働省	89	2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	初動期	⑤ 国は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に関し、地方公共団体における具体的な対応の目安となりやすいよう、改めて、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつ、関係法令等の解釈や運用の明確化や周知を行う。	○			—	61	④ 国は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、感染症の発生状況等に関する公表基準等に関し、地方公共団体における具体的な対応の目安となりやすいよう、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつ、関係法令等の解釈や運用の一層の明確化や周知を図る。	厚生労働省
84	外務省、統括庁、厚生労働省、関係省庁	89	2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	初動期	⑥ 国は、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	○			—	62	⑤ 平時から、在京大使館等との連携体制の構築に努めつつ、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	外務省
						○			—	62	⑤ 平時から、在京大使館等との連携体制の構築に努めつつ、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	統括庁
						○			—	62	⑤ 平時から、在京大使館等との連携体制の構築に努めつつ、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	厚生労働省
						○			—	62	⑤ 平時から、在京大使館等との連携体制の構築に努めつつ、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	関係省庁
85	統括庁、厚生労働省	89	2-2. 双方向のコミュニケーションの実施	初動期	① 国は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。	○			—	63, 65	① 国は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。 ③ 国は、国民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等を始め、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。	統括庁
						○			—	63, 65	① 国は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。 ③ 国は、国民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等を始め、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。	厚生労働省
86	厚生労働省、関係省庁	89	2-2. 双方向のコミュニケーションの実施	初動期	② 国は、ホームページ掲載用や都道府県及び市町村向けの Q&A 等を作成するとともに、コールセンター等を設置する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、国民等の関心事項等を整理し、Q&A 等に反映するとともに、関係省庁で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。	○			—	59, 64	② 国として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、記者会見を担当する広報担当官を置くことを含め必要な体制を整備するとともに、関係省庁がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。 ② 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民等からの相談に応じるため、国のコールセンター等が設置されるよう準備する。また、都道府県及び市町村に対し、コールセンター等が設置されるように準備するよう要請する。	厚生労働省
87	厚生労働省、関係省庁	89	2-2. 双方向のコミュニケーションの実施	初動期	③ 国は、都道府県及び市町村に対し、オンライン等により Q&A を配布するとともに、コールセンター等の設置を要請する。	○			—	64	② 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民等からの相談に応じるため、国のコールセンター等が設置されるよう準備する。また、都道府県及び市町村に対し、コールセンター等が設置されるように準備するよう要請する。	厚生労働省
						○			—	64	② 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民等からの相談に応じるため、国のコールセンター等が設置されるよう準備する。また、都道府県及び市町村に対し、コールセンター等が設置されるように準備するよう要請する。	関係省庁

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
88	統括庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁	89	2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	初動期	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、地方公共団体、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、国民等に周知する。	○			—	54	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。	統括庁
						○			—	54	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。	法務省
						○			—	54	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。	文部科学省
						○			—	54	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。	厚生労働省
89	統括庁、厚生労働省、関係省庁	89	2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	初動期	また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。	○			—	56	また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。	統括庁
						○			—	56	また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。	厚生労働省
90	統括庁、総務省、法務省、厚生労働省、関係省庁	90	2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	初動期	国は、偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、SNS 等のプラットフォーム事業者が行う取組に対して必要な要請や協力等を行う。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	総務省
								○	—	—	—	法務省
								○	—	—	—	厚生労働省

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
91	統括庁、厚生労働省、関係省庁	91	3-1. 基本的方針 3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	対応期	① 国は、国民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。 その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。 また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。	○				53, 58	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。 ① 国は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて国民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。	統括庁
						○				53, 58	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。 ① 国は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて国民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。	厚生労働省

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
91	統括庁、厚生労働省、関係省庁	91	3-1. 基本的方針 3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	対応期	① 国は、国民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。 その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。 また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。	○		—		53, 58	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。 ① 国は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて国民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。	関係省庁
92	統括庁	92	3-1. 基本的方針 3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	対応期	② 国は、国民等の情報収集の利便性向上のため、関係省庁、地方公共団体、指定（地方）公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを運営する。			○	—	—	—	統括庁
93	厚生労働省	92	3-1. 基本的方針 3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	対応期	③ JIHSは、国と連携して、国民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。	○		—		53	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	厚生労働省
94	統括庁、厚生労働省、関係省庁	92	3-1. 基本的方針 3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	対応期	④ 国は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、地方公共団体や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。	○		—		60	③ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、地方公共団体や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。	統括庁
						○		—		60	③ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、地方公共団体や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。	厚生労働省

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
95	厚生労働省	92	3-1. 基本的方針 3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	対応期	⑤ 国は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に関し、地方公共団体における具体的な対応の目安となりやすいよう、改めて、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつ、関係法令等の解釈や運用の明確化や周知を行う。	○		—		61	④ 国は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、感染症の発生状況等に関する公表基準等に関し、地方公共団体における具体的な対応の目安となりやすいよう、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつ、関係法令等の解釈や運用の一層の明確化や周知を図る。	厚生労働省
96	外務省、統括庁、厚生労働省、関係省庁	92	3-1. 基本的方針 3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	対応期	⑥ 国は、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	○		—		62	⑤ 平時から、在京大使館等との連携体制の構築に努めつつ、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	外務省
						○		—		62	⑤ 平時から、在京大使館等との連携体制の構築に努めつつ、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	統括庁
						○		—		62	⑤ 平時から、在京大使館等との連携体制の構築に努めつつ、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	厚生労働省
97	統括庁、厚生労働省	92	3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施	対応期	① 国は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。	○		—		63, 65	① 国は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。 ③ 国は、国民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等を始め、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。	統括庁
						○		—		63, 65	① 国は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。 ③ 国は、国民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等を始め、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。	厚生労働省
98	厚生労働省、関係省庁	92	3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施	対応期	② 国は、ホームページ掲載用や都道府県及び市町村向けの Q&A 等を改定するとともに、コールセンター等の体制を強化する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、国民や事業者等の関心事項等を整理し、Q&A 等に反映するとともに、関係省庁で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。	○		—		59, 64	② 国として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、記者会見を担当する広報担当官を置くことを含め必要な体制を整備するとともに、関係省庁がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。 ② 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民等からの相談に応じるため、国のコールセンター等が設置されるよう準備する。また、都道府県及び市町村に対し、コールセンター等が設置されるように準備するよう要請する。	厚生労働省
99	厚生労働省、関係省庁	92	3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施	対応期	③ 国は、都道府県及び市町村に対し、オンライン等により Q&A の改定版を配布するとともに、コールセンター等の継続を要請する。	○		—		64	② 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民等からの相談に応じるため、国のコールセンター等が設置されるよう準備する。また、都道府県及び市町村に対し、コールセンター等が設置されるように準備するよう要請する。	厚生労働省

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
100	統括庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁	92	3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	対応期	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、地方公共団体、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、国民等に周知する。	○			—	54	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。	統括庁
						○			—	54	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。	法務省
						○			—	54	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。	文部科学省
						○			—	54	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。	厚生労働省
101	統括庁、厚生労働省、関係省庁	93	3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	対応期	また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。	○			—	56	また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。	統括庁
						○			—	56	また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。	厚生労働省
102	統括庁、総務省、法務省、厚生労働省、関係省庁	93	3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	対応期	国は、偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、SNS 等のプラットフォーム事業者が行う取組に対して必要な要請・協力等を行う。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	総務省
								○	—	—	—	法務省
								○	—	—	—	厚生労働省

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
103	厚生労働省、統括庁、関係省庁	93	3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し 3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期	対応期	国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、国民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、国民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、国は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、国が国民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。	○			—	53	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	厚生労働省
						○			—	53	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	統括庁

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
104	厚生労働省、統括庁、関係省庁	93	3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期 3-2-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明	対応期	病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、国民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。	○			—	53	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	厚生労働省
						○			—	53	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	統括庁
105	厚生労働省、統括庁、関係省庁	94	3-2-2-2. こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明	対応期	病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や国民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。	○			—	58	① 国は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて国民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。	厚生労働省
						○			—	58	① 国は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて国民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。	統括庁

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
106	厚生労働省、統括庁、関係省庁	94	3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	対応期	ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。	○			—	63	① 国は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。	厚生労働省
						○			—	63	① 国は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。	統括庁

⑤水際対策（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
107	出入国在留 管理庁、国 土交通省	97	2-1. 新型インフルエ ンザ等の発生初期の 対応	初動期	① 国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、発生 国・地域又は発生国・地域から第三国（発生国・地域以外の国・ 地域をいう。以下同じ。）を經由して我が国へ来航する船舶・航 空機について、船舶・航空会社等の協力を得ながら、出発地、搭 乗者数、国籍ごとの帰国者等数等の情報を収集する。		○		<u>出入国在留管理庁では、平時より 船舶・航空会社等から搭乗者等に係 る情報を収集している。</u>	－	－	出入国在留 管理庁
							○		－	－	－	国土交通省
108	厚生労働 省、外務省	97	2-1. 新型インフルエ ンザ等の発生初期の 対応	初動期	② 国は、主要国及び発生国・地域の発生状況や水際対策について の情報収集を行う。	○			－	72	① 国は、諸外国・地域（特に日本各地との定期便による交流がある国・地域）におけ る新型インフルエンザ等の感染状況や水際対策に係る情報を収集する体制を構築す る。	厚生労働省
						○			－	72	① 国は、諸外国・地域（特に日本各地との定期便による交流がある国・地域）におけ る新型インフルエンザ等の感染状況や水際対策に係る情報を収集する体制を構築す る。	外務省
109	厚生労働 省、出入国 在留管理 庁、国土交 通省	97	2-1. 新型インフルエ ンザ等の発生初期の 対応	初動期	③ 国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHO が急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表 （PHEIC 宣言等）等する前であっても、帰国者等への質問票の配 布等により、発生国・地域での滞在の有無や健康状態等を確認 し、帰国・入国時の患者等の発見に努める。また、発生国・地域 から第三国経由で帰国・入国する者に対し、船舶・航空会社等の 協力を得ながら、質問票の配布に加えて旅券の出国証印の確認を 実施する等、発生国・地域での滞在の有無を把握し、検疫の効果 を高める。			○	－	－	－	厚生労働省
							○		－	－	－	出入国在留 管理庁
							○		－	－	－	国土交通省
110	出入国在留 管理庁、財 務省	97	2-1. 新型インフルエ ンザ等の発生初期の 対応	初動期	④ 国は、入国審査や税関において、新型インフルエンザ等に感染 したおそれのある者を発見した場合は、直ちに検疫所に通報し指 示を仰ぎ、検疫手続に差し戻す。		○		－	－	－	出入国在留 管理庁
							○		－	－	－	財務省
111	厚生労働 省、国土交 通省	98	2-1. 新型インフルエ ンザ等の発生初期の 対応	初動期	⑤ 国は、有症状者（発熱や咳といった健康状態に何らかの異状を 呈している者をいう。以下同じ。）が搭乗手続をしようとした場 合には、必要に応じて搭乗拒否を行うよう、船舶・航空会社等に 要請する。			○	－	－	－	厚生労働省
								○	－	－	－	国土交通省
112	厚生労働 省、国土交 通省	98	2-1. 新型インフルエ ンザ等の発生初期の 対応	初動期	⑥ 国は、船内又は機内において有症状者を発見した場合に、船内 又は機内における必要な感染症対策を講ずるよう、船舶・航空会 社等に対応を要請する。			○	－	－	－	厚生労働省
						<u>○</u>			－	<u>66</u>	<u>① 国は、水際対策関係者に対し、新型インフルエンザ等に関する基礎的知識の習得の ための研修や検疫措置の強化に対応する人材の育成のための研修を行うとともに、水 際対策の実効性を高めるため、関係機関との合同実施も含めた訓練を行う。</u>	国土交通省
113	厚生労働省	98	2-1. 新型インフルエ ンザ等の発生初期の 対応	初動期	⑦ 国は、全ての帰国者等に対し船舶・航空会社等の協力を得なが ら、帰国・入国後に発症した場合の留意事項を記載した健康カー ドの配布等により帰国・入国後の患者の発見に努める。			○	－	－	－	厚生労働省
114	厚生労働 省、外務省	98	2-1. 新型インフルエ ンザ等の発生初期の 対応	初動期	⑧ 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりや すく提供・共有し、注意喚起を行う。	○			－	73	② 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、 注意喚起を行う体制を構築する。	厚生労働省
						○			－	73	② 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、 注意喚起を行う体制を構築する。	外務省

⑤水際対策（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
115	外務省	98	2-1. 新型インフルエンザ等の発生初期の対応	初動期	⑨ 国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHO による急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生の公表（PHEIC 宣言等）等の有無にかかわらず、感染症危険情報を発出し、在外邦人や出国予定者に対し、不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行う。発生国・地域の状況等を総合的に勘案し、渡航中止勧告や退避勧告を検討する。	○			—	73	② 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。	外務省
116	業所管省庁	98	2-1. 新型インフルエンザ等の発生初期の対応	初動期	⑩ 国は、事業者に対し、必要に応じ、発生国・地域への出張を避けるよう要請する。また、国は、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対し、必要に応じ、速やかに帰国させるよう要請する。			○	情報収集先や所管事業者への連絡体制を整備している。	—	—	業所管省庁
117	厚生労働省、出入国在留管理庁、財務省	98	2-1. 新型インフルエンザ等の発生初期の対応	初動期	⑪ 国は、水際対策関係者に対して、必要に応じて、個人防護具の着用、特定接種、患者からウイルスのばく露を受けた場合の抗ウイルス薬の予防投与等の必要な感染対策を講ずる。	○		○	—	67, 111	② 国は、個人防護具等の備蓄、施設確保及び検査実施能力に係る目標値を定め、定期的にこれらの状況を確認（モニタリング）する。 登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。 このため、国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者並びに関係省庁及び地方公共団体に対し、接種体制の構築を要請する。	厚生労働省
						○			—	67	② 国は、個人防護具等の備蓄、施設確保及び検査実施能力に係る目標値を定め、定期的にこれらの状況を確認（モニタリング）する。	出入国在留管理庁
						○			—	67	② 国は、個人防護具等の備蓄、施設確保及び検査実施能力に係る目標値を定め、定期的にこれらの状況を確認（モニタリング）する。	財務省
118	厚生労働省	98	2-2. 新型インフルエンザ等の検疫法上の類型の決定等	初動期	国は、当該感染症が、検疫法上の感染症の類型のいずれかに該当するかの検討を行い、必要に応じて感染症の政令指定を行う。			○	—	—	—	厚生労働省
119	厚生労働省、国土交通省	98	2-3. 検疫措置の強化	初動期	① 国は、検疫を実施する港及び空港内の待機・検査等のスペースや動線の確保等について、港又は空港管理会社等と調整し、検疫措置の環境整備を行う。	○			—	71	⑥ 国は、新型インフルエンザ等の発生に備え、帰国者等の検疫措置の強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化、船舶・航空機の運航制限の要請、入国制限、査証制限等の水際対策の実施に係る体制整備を進める。	厚生労働省
						○			—	71	⑥ 国は、新型インフルエンザ等の発生に備え、帰国者等の検疫措置の強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化、船舶・航空機の運航制限の要請、入国制限、査証制限等の水際対策の実施に係る体制整備を進める。	国土交通省
120	厚生労働省	99	2-3. 検疫措置の強化	初動期	② 国は、JHS と連携し、PCR 検査等の検査を実施するための技術的検証を行い、検疫所が保有する検査機器が活用できる体制を整備する（第 1 節（準備期）1-1④で協力体制を構築した地方衛生研究所等や民間検査会社を含む。）。	○			—	69	④ 国は、新型インフルエンザ等に対する検疫所における PCR 検査等の検査の実施体制を整備するとともに、必要に応じて最寄りの地方衛生研究所等や民間検査会社に PCR 検査等の検査を依頼できるよう、必要に応じて協定を締結する等、協力体制を構築する。	厚生労働省
121	厚生労働省	99	2-3. 検疫措置の強化	初動期	③ 国は、隔離・停留や宿泊施設での待機要請の対象となる者を収容・待機させる施設や搬送手段を第 1 節（準備期）1-1③の協定等に基づき確保する。	○			—	68	③ 国は、検疫法に基づく隔離、停留や施設待機で用いる医療機関、宿泊施設や搬送機関と協定等を締結するとともに、円滑に入院等を行うことができるよう都道府県等との連携体制を構築する。 なお、当該協定等は、毎年適切に内容を確認し、必要に応じ更新する。	厚生労働省

⑤水際対策（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
122	厚生労働省	99	2-3. 検疫措置の強化	初動期	④ 国は、検疫対象者が増加して、停留施設の不足により停留の実施が困難であると認められる場合には、特定検疫港及び特定検疫飛行場（以下「特定検疫港等」という。）の周辺の施設の管理者の同意を得て当該施設を使用することを原則とし、その管理者が正当な理由なく同意を行わない場合は、当該施設の特措法に基づく使用を検討する。			○	－	－	－	厚生労働省
123	統括庁、厚生労働省	99	2-3. 検疫措置の強化	初動期	⑤ 国は、診察・検査、隔離、停留、宿泊施設や居宅等での待機要請や健康監視等を実施する。その対象範囲について、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、当該発生国・地域の感染状況、検査実施能力、医療機関や宿泊施設の確保状況等を踏まえ、決定し、実施する。			○	－	－	－	統括庁
								○	－	－	－	厚生労働省
124	厚生労働省	99	2-3. 検疫措置の強化	初動期	⑥ 国は、検査の結果、陽性者については、医療機関での隔離、宿泊施設での待機要請を実施する。			○	－	－	－	厚生労働省
125	厚生労働省	99	2-3. 検疫措置の強化	初動期	⑦ 国は、陰性者や検査対象外の者については、上記⑤により定めた対象範囲に従って、医療機関又は宿泊施設での停留、宿泊施設又は居宅等での待機要請、健康監視を実施する。なお、検査での陽性者の状況や発生国・地域の感染状況等に応じて、停留、待機要請及び健康監視の対象者の範囲を変更する。			○	－	－	－	厚生労働省
126	厚生労働省	99	2-3. 検疫措置の強化	初動期	⑧ 国は、居宅等待機者については、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、居宅等への移動に関し公共交通機関の不使用の要請を行う。			○	－	－	－	厚生労働省
127	厚生労働省	99	2-3. 検疫措置の強化	初動期	⑨ 国は、当該感染症について、無症状病原体保有者からの感染が見られる場合は、当該感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、上記⑤から⑦までの検疫措置の強化を図る。			○	－	－	－	厚生労働省
128	厚生労働省	100	2-3. 検疫措置の強化	初動期	⑩ 国は、検疫法に基づく検疫感染症の発生又はまん延を防止するための指示及び居宅等での待機指示や外出していないことの報告徴収等の水際対策を徹底するための措置並びに水際対策への協力が得られない者に対する措置の実施を検討する。また、これらの措置を含めた水際対策の内容を広く国内外に周知する。			○	－	－	－	厚生労働省
129	厚生労働省、国土交通省	100	2-3. 検疫措置の強化	初動期	⑪ 国は、検疫措置を適切に行うため、発生国・地域の感染状況、船舶・航空機の運航状況、検疫体制の確保状況を踏まえ、特定検疫港等を定め集約化を図る。	○			－	71	⑥ 国は、新型インフルエンザ等の発生に備え、帰国者等の検疫措置の強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化、船舶・航空機の運航制限の要請、入国制限、査証制限等の水際対策の実施に係る体制整備を進める。	厚生労働省
						<u>○</u>			－	<u>71</u>	<u>⑥ 国は、新型インフルエンザ等の発生に備え、帰国者等の検疫措置の強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化、船舶・航空機の運航制限の要請、入国制限、査証制限等の水際対策の実施に係る体制整備を進める。</u>	国土交通省
130	警察庁、海上保安庁	100	2-3. 検疫措置の強化	初動期	⑫ 国は、検疫措置の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行い、また、警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導又は調整する。		○		－	－	－	警察庁
							○		－	－	－	海上保安庁

⑤水際対策（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
131	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省	100	2-4. 入国制限等	初動期	① 国は、WHO や諸外国の動向も踏まえつつ、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、発生国・地域の感染状況等を勘案して、上陸拒否対象国・地域の指定及び同国・地域からの外国人の入国の原則停止等について、政府対策本部で決定する。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	出入国在留管理庁
								○	—	—	—	外務省
								○	—	—	—	厚生労働省
132	出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省	100	2-4. 入国制限等	初動期	② 国は、外国人の入国の原則停止等の政府対策本部決定に基づき、指定された上陸拒否対象国・地域に滞在歴のある外国人について、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 5 条第 1 項第 14 号に該当するものとして上陸を拒否する。			○	—	—	—	外務省
								○	—	—	—	出入国在留管理庁
								○	—	—	—	厚生労働省
133	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	100	2-4. 入国制限等	初動期	③ 国は、発生国・地域の感染状況や検疫体制等に応じ、帰国を希望する在外邦人の数にも留意しつつ入国者総数の上限数を設定し、入国者総数の管理を行う。具体的には、下記⑤の船舶・航空機の運航の制限等により実施する。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	出入国在留管理庁
								○	—	—	—	外務省
								○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	国土交通省
134	外務省	100	2-4. 入国制限等	初動期	④ 国は、外国人の入国の原則停止等の政府対策本部決定に基づき、必要な査証制限（発給済み査証の効力停止、査証審査の厳格化、査証免除措置の一時停止等）を行う。			○	—	—	—	外務省
135	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	100	2-4. 入国制限等	初動期	⑤ 国は、検疫体制等を踏まえ新型インフルエンザ等の国内への侵入を防止するため必要な場合には、船舶・航空会社に対し、発生国・地域から発航又は来航する船舶・航空機の運航の制限を要請する。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	出入国在留管理庁
								○	—	—	—	外務省
								○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	国土交通省
136	出入国在留管理庁、海上保安庁、警察庁	101	2-5. 密入国者対策	初動期	① 国は、発生国・地域からの密入国が予想される場合には、取締機関相互の連携を強化するとともに、密入国者の中に感染者又は感染したおそれのある者がいるとの情報を入手し、又は認めたときは、保健所等との協力を確保しつつ、必要な感染対策を講じた上、所要の手続をとる。		○		—	—	—	出入国在留管理庁
							○		—	—	—	海上保安庁
							○		—	—	—	警察庁

⑤水際対策（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
137	出入国在留 管理庁、海 上保安庁、 警察庁	101	2-5. 密入国者対策	初動期	② 国は、発生国・地域から到着する船舶・航空機に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロール等の監視取締りの強化を行い、また、警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導又は調整する。		○		<u>出入国在留管理庁では、平時から密入国者など不法に入国（上陸）しようとする外国人の発見や違反防止のため、空港内のパトロールや、船内サーチを行っている。</u>	－	－	出入国在留 管理庁
							○		－	－	－	海上保安庁
							○		－	－	－	警察庁
138	警察庁、海 上保安庁	101	2-5. 密入国者対策	初動期	③ 国は、感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動等を強化し、また、警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導又は調整する。		○		－	－	－	警察庁
							○		－	－	－	海上保安庁
139	厚生労働 省、デジタ ル庁	101	2-6. システムの稼働	初動期	国は、質問票の配布等の検疫手続について、第1節（準備期）1-1-⑤で整備したシステムを通じた質問票の入力等の機能の運用を開始するとともに、隔離等の実施における健康監視等を円滑に行うためのシステムを稼働させる。	○			－	70	⑤ 国は、帰国者等による質問票の入力、帰国者等の健康監視等や都道府県等への情報共有等を円滑に行う上で必要なシステムを整備し、随時更新する。	厚生労働 省、デジタ ル庁
140	外務省	101	2-7. 関係各国・地域 への情報提供・共有	初動期	国は、上記 2-3 から 2-6 までのに係る水際対策について、関係各国・地域へ情報提供・共有を行う。	○			－	73	② 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。	外務省
141	厚生労働省	101	2-8. 地方公共団体等 との連携	初動期	① 国は、検疫措置の強化に伴い、検疫所と都道府県等や医療機関等の関係機関との連携を強化し、新型インフルエンザ等に対するPCR 検査等の検査を実施するための技術的支援を行い、検査体制を速やかに整備する。	○			－	69	④ 国は、新型インフルエンザ等に対する検疫所における PCR 検査等の検査の実施体制を整備するとともに、必要に応じて最寄りの地方衛生研究所等や民間検査会社に PCR 検査等の検査を依頼できるよう、必要に応じて協定を締結する等、協力体制を構築する。	厚生労働省
142	厚生労働省	101	2-8. 地方公共団体等 との連携	初動期	② 国は、質問票等により得られた情報について、準備期にあらかじめ定めるところに従い、都道府県等に提供する。	○			－	70	⑤ 国は、帰国者等による質問票の入力、帰国者等の健康監視等や都道府県等への情報共有等を円滑に行う上で必要なシステムを整備し、随時更新する。	厚生労働省
143	厚生労働省	102	2-8. 地方公共団体等 との連携	初動期	③ 都道府県等は、国と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。	○			－	70	⑤ 国は、帰国者等による質問票の入力、帰国者等の健康監視等や都道府県等への情報共有等を円滑に行う上で必要なシステムを整備し、随時更新する。	厚生労働省
144	外務省、文 部科学省、 業所管省庁	102	2-9. 在外邦人支援	初動期	① 国は、発生国・地域に滞在（駐在や留学を含む。）する在外邦人に対し、直接又は企業や学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国・地域において感染が疑われた場合の対応等について周知する。	○			－	73	② 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。	外務省
							○		<u>速やかに対応等について情報を入手・周知できるよう、学校等の関係者への連絡体制を整備している。</u>	－	－	文部科学省
							○		<u>情報収集先や所管事業者への連絡体制を整備している。</u>	－	－	業所管省庁

⑤水際対策（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
145	外務省、国土交通省	102	2-9. 在外邦人支援	初動期	② 国は、帰国を希望する在外邦人については、可能な限り定期航空便等の運航が行われている間に帰国ができるよう、関係各国とも連携の上、定期便の運行情報の提供や、増便が必要な場合の航空会社への依頼等の必要な支援を行う。なお、入国者総数の上限数を設定し、入国者総数の管理を行う場合には、現地の緊急的な状況等に応じ帰国を希望する在外邦人に対し、特に留意する。	○			—	73	② 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。	外務省
								○	—	—	—	国土交通省
146	外務省、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省	102	2-9. 在外邦人支援	初動期	③ 国は、定期航空便等の運行停止後、在外邦人について、発生国・地域の状況を踏まえ、検疫強化の必要性に留意しつつ、直ちに代替的帰国手段の検討を行い、対処の方針を決定し、外務省ホームページ、在外公館、船舶・航空会社、旅行代理店等を通じ、これを発生国・地域に滞在する在外邦人に対して周知する。	○			—	73	② 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。	外務省
						○			—	72, 73	① 国は、諸外国・地域（特に日本各地との定期便による交流がある国・地域）における新型インフルエンザ等の感染状況や水際対策に係る情報を収集する体制を構築する。 ② 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。	厚生労働省
								○	—	—	—	国土交通省
								○	—	—	—	海上保安庁
									・防衛省・自衛隊としては、外務省からの依頼に基づき、速やかに部隊を派遣できるよう、陸・海・空各自衛隊の所要の部隊、アセット等を指定して待機の態勢を確保している。 ・令和 8 年度以降も引き続き態勢確保する。	—	—	防衛省
147	外務省、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省	102	2-9. 在外邦人支援	初動期	④ 国は、決定した対処の方針に従い、帰国手段の確保、関係者の感染症予防対策、隔離や停留等を実施する際の医療機関や宿泊施設の確保を含む検疫体制の調整等の必要な帰国者対応を行う。			○	—	—	—	外務省
								○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	国土交通省
								○	—	—	—	海上保安庁
									・防衛省・自衛隊としては、外務省からの依頼に基づき、速やかに部隊を派遣できるよう、陸・海・空各自衛隊の所要の部隊、アセット等を指定して待機の態勢を確保している。 ・令和 8 年度以降も引き続き態勢確保する。	—	—	防衛省

⑤水際対策（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
148	外務省	102	2-9. 在外邦人支援	初動期	⑤ 国は、感染した又は感染したおそれがある在外邦人に対しては、現地医療機関等による抗インフルエンザ薬の処方等を検討し、必要に応じ、在外公館に配備する医薬品の利用等も検討する。			○	<u>在外公館に配備する抗インフルエンザ薬は、現地の医師の処方、使用指示があるにもかかわらず、責任国・地域で医薬品が枯渇し、在外邦人が必要な内服が行えない場合に、在外公館の医務官もしくは医務官が不在の場合には外務省診療所長の許可を得て当該在外邦人に配付することとしている。</u>	－	－	外務省
149	外務省、文部科学省、業所管省庁	102	2-9. 在外邦人支援	初動期	⑥ 国は、感染した又は感染したおそれがある在外邦人に対しては、直接又は企業や学校等を通じ、感染拡大防止のための注意喚起等を実施する。	○			－	73	② 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。	外務省
							○		<u>速やかに対応等について情報を入手・周知できるよう、学校等の関係者への連絡体制を整備している。</u>	－	－	文部科学省
							○		<u>情報収集先や所管事業者への連絡体制を整備している。</u>	－	－	業所管省庁
150	厚生労働省	103	3-1. 封じ込めを念頭に対応する時期	対応期	国は、状況の変化を踏まえ、第２節（初動期）2-1 及び 2-3 から 2-9 までの対応を継続する。 その際、感染症法の規定に基づき、都道府県等から要請があり、かつ、都道府県等の体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、国は、当該都道府県等に代わって第２節（初動期）2-8③の健康監視を実施する。			○	－	－	－	厚生労働省
151	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	103	3-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期	対応期	国は、第２節（初動期）2-1 及び 2-3 から 2-9 までの対応を継続しつつ、リスク評価の結果に基づき、国内外の感染状況、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策を検討し、実施する。 また、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替える。			○	－	－	－	統括庁
								○	－	－	－	出入国在留管理庁
								○	－	－	－	外務省
								○	－	－	－	厚生労働省
								○	－	－	－	国土交通省

⑤水際対策（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
152	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	103	3-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	対応期	国は、第2節（初動期）2-1 及び 2-3 から 2-9 までの対応を継続しつつ、以下の①から③までの取組を行う。 ① 国は、ワクチンや治療薬の開発や普及によって、感染拡大に伴うリスクが低下すると考えられることから、これらの開発や普及状況に応じて水際対策の実施方法の変更、緩和又は中止を検討し、実施する。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	出入国在留管理庁
								○	—	—	—	外務省
								○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	国土交通省
153	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	104	3-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	対応期	② 国は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等の変化により、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策に合理性が認められなくなった場合には、水際対策を縮小又は中止する。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	出入国在留管理庁
								○	—	—	—	外務省
								○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	国土交通省
154	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	104	3-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	対応期	③ 国は、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替える。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	出入国在留管理庁
								○	—	—	—	外務省
								○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	国土交通省
155	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	104	3-4. 水際対策の変更の方針の公表	対応期	国は、水際対策の強化、緩和又は中止を行うに当たっては、その方針について国内外に公表するとともに、関係機関等に必要な対応を依頼する。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	出入国在留管理庁
								○	—	—	—	外務省
								○	—	—	—	厚生労働省
							○		—	—	—	国土交通省

⑥まん延防止（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
156	厚生労働省	107	2-1. 国内でのまん延防止対策の準備	初動期	① 国及び都道府県等は、相互に連携し、国内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。 また、国及び都道府県等は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、相互に連携し、これを有効に活用する。	○			—	2,18	<u>国、JIHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。</u> <u>① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。</u>	厚生労働省
157	厚生労働省	107	2-1. 国内でのまん延防止対策の準備	初動期	② JIHSは、国内外の専門家と協力し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づき、有効なまん延防止対策に資する情報を速やかに国及び都道府県等に提供する。	○			—	10, 37	⑧ JIHSは、統括庁や厚生労働省からの科学的知見の求めへの対応や調査研究等の有事における健康危機への対応を想定した平時の体制を構築するとともに、感染症有事の際に迅速な対応が可能となる体制を構築する。 国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省
158	統括庁、指定公共機関所管省庁	107	2-1. 国内でのまん延防止対策の準備	初動期	③ 国は、国内におけるまん延に備え、地方公共団体又は指定（地方）公共機関等において業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行うように要請する。	○			—	250, 251	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じてこと等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。 ② 国及び都道府県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。	統括庁
							○		—	—	—	指定公共機関所管省庁
159	厚生労働省	108	3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応	対応期	都道府県等は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。			○	—	—	—	厚生労働省
160	統括庁	108	3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等 3-1-2-1. 外出等に係る要請等	対応期	都道府県は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。 また、都道府県は、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行う。	○			—	78	③ 国及び都道府県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。	統括庁

⑥まん延防止（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
161	統括庁、厚生労働省、業所管省庁	109	3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等 3-1-2-2. 基本的な感染対策に係る要請等	対応期	国及び都道府県は、国民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。	○			—	77,78	② 国、都道府県、市町村、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。 また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。 ③ 国及び都道府県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。	統括庁
								○	—	—	—	厚生労働省
							○		—	—	—	業所管省庁
162	統括庁、外務省、国土交通省	109	3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等 3-1-2-3. 退避・渡航中止の勧告等	対応期	国は、感染症危険情報を発出し、在外邦人や出国予定者に対し、不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行い、発生国・地域の状況等を総合的に勘案して、必要に応じて退避勧告や渡航中止勧告を行う。			○	—	—	—	統括庁
						○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	外務省
							○		—	—	—	国土交通省
163	統括庁、文部科学省、業所管省庁	109	3-1-3. 事業者や学校等に対する要請 3-1-3-1. 営業時間の変更や休業要請等	対応期	都道府県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。 また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。	○			—	78	③ 国及び都道府県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。	統括庁
								○	感染症対策等について、都道府県教育委員会等を通じて学校へ情報共有・周知するための体制を構築している。	—	—	文部科学省
							○		—	—	—	業所管省庁
164	統括庁、業所管省庁	109	3-1-3. 事業者や学校等に対する要請 3-1-3-2. まん延の防止のための措置の要請	対応期	都道府県は、必要に応じて、上記3-1-3-1のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する。			○	—	—	—	統括庁
							○		—	—	—	業所管省庁

⑥まん延防止（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
165	統括庁	110	3-1-3. 事業者や学校等に対する要請 3-1-3-3. 3-1-3-1及び3-1-3-2の要請に係る措置を講ずる命令等	対応期	都道府県は、上記3-1-3-1又は3-1-3-2のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命ずる。	○			—	78	③ 国及び都道府県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。	統括庁
166	統括庁	110	3-1-3. 事業者や学校等に対する要請 3-1-3-4. 施設名の公表	対応期	都道府県は、上記3-1-3-1から3-1-3-3までのまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表する。また、国は、都道府県の判断に資する内容の情報提供・共有を行う。	○			—	78	③ 国及び都道府県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。	統括庁
167	統括庁、厚生労働省、業所管省庁	110	3-1-3. 事業者や学校等に対する要請 3-1-3-5. その他の事業者に対する要請	対応期	① 国及び都道府県は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。	○			—	252	国は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。	統括庁
								○	—	—		厚生労働省
							○		—	—		業所管省庁
168	厚生労働省	110	3-1-3. 事業者や学校等に対する要請 3-1-3-5. その他の事業者に対する要請	対応期	② 国は、都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。	○			—	76	① 国及び都道府県は、それぞれの行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護するためには国民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。	厚生労働省
169	統括庁	110	3-1-3. 事業者や学校等に対する要請 3-1-3-5. その他の事業者に対する要請	対応期	③ 都道府県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。	○			—	78	③ 国及び都道府県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。	統括庁
170	統括庁、外務省、国土交通省、業所管省庁	110	3-1-3. 事業者や学校等に対する要請 3-1-3-5. その他の事業者に対する要請	対応期	④ 国は、必要に応じて、感染のリスクが高まっている国・地域への出張の延期・中止の勧告を行う。	○			—	252	国は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。	統括庁
						○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	外務省
							○		—	—		国土交通省
							○		—	—		業所管省庁

⑥まん延防止（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
171	統括庁、業 所管省庁	111	3-1-3. 事業者や学校 等に対する要請 3-1-3-5. その他の事 業者に対する要請	対応期	⑤ 国は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組 を検討する。	○			—	78, 79, 252, 255	③ 国及び都道府県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ 等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限 の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん 延防止対策への理解促進を図る。 ④ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となる ものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛 や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が 想定される。国は、その運行に当たっての留意点等について、調査研究の結果を踏ま え、指定（地方）公共機関に周知する。 国は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、 テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性 のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、 こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要 となる可能性があることにも留意する。	統括庁
							○		—	—	—	業所管省庁
172	統括庁、こ ども家庭 庁、文部科 学省	111	3-1-3. 事業者や学校 等に対する要請 3-1-3-6. 学級閉鎖・ 休校等の要請	対応期	国及び都道府県は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、 薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等に おける感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、国 及び都道府県は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基 づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況 等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。			○	<u>新型インフルエンザ等への対処に関 する方針は、基本的対処方針にて示 すこととなり、当該対処方針の策定 が円滑に行えるよう、事務的な文書 の素案作成など、平時に可能な準備 を進めており、速やかに対応可能で ある。</u>	—	—	統括庁
								○	<u>保育施設等における感染対策の実施 に資する情報提供・共有について は、保育所における感染症対策ガイ ドラインによって行っている。</u>	—	—	こども家庭 庁
								○	<u>感染症対策等について、都道府県教 育委員会等を通じて学校へ情報共 有・周知するための体制を構築して いる。</u>	—	—	文部科学省
173	統括庁、厚 生労働省、 国土交通省	111	3-1-4. 公共交通機関 に対する要請 3-1-4-1. 基本的な感 染対策に係る要請等	対応期	国は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼 び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請する。	○			—	79	④ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となる ものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛 や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が 想定される。国は、その運行に当たっての留意点等について、調査研究の結果を踏ま え、指定（地方）公共機関に周知する。	統括庁
								○	—	—	—	厚生労働省
							○		—	—	—	国土交通省

⑥まん延防止（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
174	統括庁、国土交通省	111	3-1-4. 公共交通機関に対する要請 3-1-4-2. 減便等の要請	対応期	国は、夜間の滞留人口を減少させ、人と人との接触機会を減らすため、必要に応じて、公共交通機関等に対し、運行方法の変更等を要請する。	○			—	79	④ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。国は、その運行に当たっての留意点等について、調査研究の結果を踏まえ、指定（地方）公共機関に周知する。	統括庁
							○		—	—	—	国土交通省
175	統括庁	111	3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期	対応期	国及び都道府県は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する国民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、国民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。 このため、国及び都道府県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討することを含め、上記3-1に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる（まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施の考え方については、3-3に記載）。			○	—	—	—	統括庁
176	統括庁	112	3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期	対応期	以下のとおり、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に応じた対応の考え方を示すが、有事には、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく国及びIHHSによる分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。			○	—	—	—	統括庁
177	統括庁	112	3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 3-2-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合	対応期	り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記3-2-1と同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。			○	—	—	—	統括庁
178	統括庁	112	3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 3-2-2-2. 病原性が高く、感染性が高くない場合	対応期	り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。 それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。			○	—	—	—	統括庁

⑥まん延防止（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
179	統括庁	112	3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 3-2-2-3. 病原性が高くなく、感染性が高い場合	対応期	り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記3-1に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。 上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、都道府県に対する国の支援を強化する。具体的には、都道府県が当該状況の発生を公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、国は、都道府県を支援するため、当該都道府県においてより効果的・効率的な感染対策を実施できるよう、関係省庁や業界団体等との連携や調整、好事例の提供や導入支援、感染対策に関する助言・指導等を行う。それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。			○	—	—	—	統括庁
180	統括庁	112	3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 3-2-2-4. こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合	対応期	こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。 例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、上記3-1-3-6の学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等 を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。			○	—	—	—	統括庁
181	統括庁、厚生労働省	113	3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	対応期	ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記3-1に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。 なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記3-2-2に記載した考え方にに基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う国民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	厚生労働省
182	統括庁、厚生労働省	113	3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	対応期	国及び都道府県は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	厚生労働省

⑥まん延防止（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
183	統括庁	113	3-3. まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等	対応期	上記3-2の考え方にに基づき対応するに当たり、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施の検討については、以下の①から③までのとおりとする。なお、これらの措置の実施に係る手続等については、第1章第3節（「実施体制」における対応期）3-2の記載を参照する。 ① 都道府県は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するか検討する。	○		○	－		① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	統括庁
184	統括庁	114	3-3. まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等	対応期	② 国は、JIHS及び都道府県等と緊密に連携し、JIHS等から得られる科学的知見や都道府県の医療提供体制の状況等を勘案しつつ、新型インフルエンザ等の発生状況や患者の発生動向の推移、病床利用率や外来のひっ迫状況、重症化率等に基づき、医療の提供に支障が生じるおそれがある又は生じていることからこれらの措置が必要であると認められる場合は、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。 その際、国は、消費の状況、メンタルヘルスや社会不安に関する情報等、国民生活及び社会経済活動に関する指標等についてもその推移を含めて確認し、対策の効果と、国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、これらの措置を講ずる必要があると認められる期間及び区域、業態等について、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。	○		○	－	75	国は、有事にまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、対策の実施等に当たり参考とするべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等を整理する。その際、有事にも円滑な把握ができるよう、可能な限り平時から定期的に収集している既存の指標やデータ等を用いる。	統括庁
185	統括庁	114	3-3. まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等	対応期	③ ただし、上記3-2のそれぞれの時期において、主に以下の点に留意して、これらの措置の必要性や内容を判断する。（統括庁） （ア） 封じ込めを念頭に対応する時期 科学的知見が不十分と考えられる状況であっても、医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる場合には、当該状況にあることを国民等に情報提供・共有しつつ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を含め、必要な対策を検討し、迅速に実施する。 （イ） 病原体の性状等に応じて対応する時期 医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる地域において、JIHS等から提供される科学的知見に基づき、措置の効果と、国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案した上で、必要最小限と考えられる期間及び区域、業態等に対して措置を講ずる。 （ウ） ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 上記（イ）と同様に措置を講ずるが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、対策の長期化に伴う国民生活や社会経済活動への影響をより重視しながら、措置を講ずる期間及び区域、業態等を検討する。			○	－	－	－	統括庁

⑦ワクチン（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
186	厚生労働省	125	2-1. 研究開発 2-1-1. 病原体やゲノム情報の早期入手	初動期	国及びJHSは、国内外の研究機関等と連携し、病原体及びゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開発を行う関係機関に対し、分与・提供するとともに、早期にパンデミックワクチンの研究開発を実施するよう要請する。	○			—	88	① 国及びJHSは、ワクチンの開発を推進するため、平時から国内外の研究機関や製薬関係企業等と連携し、病原体やゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開発を行う関係機関に対し分与・提供する。	厚生労働省
187	健康・医療戦略推進事務局、文部科学省	125	2-1-2. 研究開発の支援	初動期	国は、パンデミックワクチンの研究開発を支援するため、以下（ア）から（エ）までの支援策について検討し、実施する。 （ア） SCARDAを介した研究開発支援の推進	○			—	80	（ア） 国は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）内に設置された先進的研究開発戦略センター（SCARDA）と連携して、平時から国産ワクチンの開発に資する研究開発を推進する。また、産学官連携による基礎研究から実用化までのシームレスかつ世界をリードするワクチンの研究開発を推進する。	健康・医療戦略推進事務局
						○			—	80	（ア） 国は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）内に設置された先進的研究開発戦略センター（SCARDA）と連携して、平時から国産ワクチンの開発に資する研究開発を推進する。また、産学官連携による基礎研究から実用化までのシームレスかつ世界をリードするワクチンの研究開発を推進する。	文部科学省
188	厚生労働省	125	2-1-2. 研究開発の支援	初動期	（イ） 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）における優先的な相談対応や承認審査の実施		○		—	—	—	厚生労働省
189	厚生労働省	125	2-1-2. 研究開発の支援	初動期	（ウ） 大規模臨床試験費用の支援	○			—	81	（イ） 平時に市場の需要がないワクチンの研究開発を推進するためには、製薬関係企業が開発に乗り出すため研究開発の予見性を高める仕組みを構築することが極めて重要である。また、ワクチンの治験を行う場合には新型インフルエンザ等の発生時期や規模等が予測できず、各年度の所要額が見込みがたい上に、数万人単位の大規模臨床試験が必要となるため研究開発費が高額となることも想定される。こうした課題に対応しワクチンの確保等を行うため、国は、製薬関係企業等を対象としたプッシュ型研究開発支援及びプル型研究開発支援を行い、上市後の市場性を確保することで平時からの研究開発を推進し、公衆衛生上の備えにいかすための一連のエコシステムを構築する。	厚生労働省
190	厚生労働省	125	2-1-2. 研究開発の支援	初動期	（エ） 開発企業の相談窓口の設置受付		○		—	—	—	厚生労働省

⑦ワクチン（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
191	健康・医療 戦略推進事 務局、文部 科学省、厚 生労働省、 経済産業省	125	2-1-3. 研究開発に係 る情報共有・連携	初動期	国は、国内で速やかにパンデミックワクチンの研究開発が実施されるよう、以下（ア）から（オ）までの現況をワクチンの開発・製造に関する関係省庁、研究機関、研究者、事業者等で共有し、連携を図る。 （ア） 発生した新型インフルエンザ等に関するSCARDAにおけるワクチン開発状況 （イ） 国内でパンデミックワクチンの研究開発を実施できる拠点 （ウ） 国内でパンデミックワクチンの臨床試験を実施できる医療機関 （エ） 国内に整備されているワクチン製造拠点 （オ） デュアルユース設備を有する事業者が製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報及びデュアルユース設備を有する事業者がパンデミックワクチン製造に切り替えるための資材調達や人員体制等の状況	○		ー		101	国は、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、ワクチン製造拠点の整備に加えて、平時にはワクチン以外のバイオ医薬品の製造が可能であり、新型インフルエンザ等の発生時にはワクチンの製造が可能な両用性のある設備（デュアルユース設備）のある国内製造拠点の形成等を支援する。デュアルユース設備として整備されたワクチン製造設備について、有事における製造切替えが円滑に行われるよう、以下（ア）から（ウ）までのワクチンの開発及び生産に関する関係機関、研究者、事業者等の現況を関係省庁間で共有し、必要な支援やその方針等を定めた上、不断の更新を行う。 （ア） SCARDAにおける重点感染症に関するワクチン開発状況 （イ） デュアルユース設備を有する事業者が製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報及びデュアルユース設備を有する事業者がパンデミックワクチン製造に切り替えるための資材調達や人員体制等の状況 （ウ） 関係省庁間における有事認定、ワクチンの特定、事業者への指示の方法及び役割分担	健康・医療 戦略推進事 務局
						○		ー		80	（ア） 国は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）内に設置された先進的研究開発戦略センター（SCARDA）と連携して、平時から国産ワクチンの開発に資する研究開発を推進する。また、産学官連携による基礎研究から実用化までのシームレスかつ世界をリードするワクチンの研究開発を推進する。	文部科学省
						○		ー		90, 102	国は、JHSと連携して、有事に短期間で多数の被験者の登録を行う大規模な治験を行うため、国内における治験環境を整備するとともに、国際的な治験・臨床試験が可能となる体制の整備を行う。 国は、新型インフルエンザ等の発生時に全国民分のパンデミックワクチンを国内で速やかに確保することが可能となるよう、以下（ア）及び（イ）の情報を関係省庁間で共有し、必要な支援やその方針等を定めた上、不断の更新を行う。 （ア） 国内に整備されているワクチン製造拠点の情報（各事業者において製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報等） （イ） ワクチンのモダリティごとに、国内において製造可能な数量の合計、製造開始までのリードタイム及び国内で必要と予想される数量を製造できるまでのリードタイムの情報等	厚生労働省
						○		ー		101	国は、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、ワクチン製造拠点の整備に加えて、平時にはワクチン以外のバイオ医薬品の製造が可能であり、新型インフルエンザ等の発生時にはワクチンの製造が可能な両用性のある設備（デュアルユース設備）のある国内製造拠点の形成等を支援する。デュアルユース設備として整備されたワクチン製造設備について、有事における製造切替えが円滑に行われるよう、以下（ア）から（ウ）までのワクチンの開発及び生産に関する関係機関、研究者、事業者等の現況を関係省庁間で共有し、必要な支援やその方針等を定めた上、不断の更新を行う。 （ア） SCARDAにおける重点感染症に関するワクチン開発状況 （イ） デュアルユース設備を有する事業者が製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報及びデュアルユース設備を有する事業者がパンデミックワクチン製造に切り替えるための資材調達や人員体制等の状況 （ウ） 関係省庁間における有事認定、ワクチンの特定、事業者への指示の方法及び役割分担	経済産業省

⑦ワクチン（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
192	厚生労働省	126	2-1-4. 緊急承認等の検討	初動期	① 国は、新たに開発されたワクチンについて、速やかに接種で使えるよう、緊急承認等の仕組みの適用の可否について速やかに検討を行う。特に新型インフルエンザに係るパンデミックワクチンの承認については、プロトタイプワクチン、季節性インフルエンザワクチン、プレパンデミックワクチンに関するデータを活用しつつ、必要に応じて緊急承認等の制度を適用し、短期間に適切に審査・承認のプロセスを進める。	○			－	165	国は、PMDAと連携し、平時においては患者の発生がない感染症危機対応医薬品等の特性を踏まえ、緊急時において限られたデータしか得られていない場合であっても、緊急性に鑑みて柔軟に薬事審査を行うことができるよう必要な薬事規制の整備を行うとともに、新型インフルエンザ等の発生時における治療薬の早期普及のため、薬事規制の国際的な調和を進める。	厚生労働省
193	厚生労働省	126	2-1-4. 緊急承認等の検討	初動期	② 国は、緊急承認が適用されたワクチンについて有効性及び安全性の検証ができる体制を構築する。さらに、国は、開発されたワクチンに対する承認審査に当たり、開発企業が同一のモダリティを活用したワクチンの承認を既に受けており、開発されたワクチンが既に承認を受けているワクチンと同じ添加剤等を用いている等、共通する点がある場合には、共通する内容に係る過去のデータを活用する等、迅速に審査を実施する。	○			－	94	JIHSは、ワクチン導入後の有効性及び安全性の評価の実施について検討を行う。	厚生労働省
194	厚生労働省	126	2-2. ワクチン等の確保 2-2-1. プレパンデミックワクチン（新型インフルエンザの場合）	初動期	国は、新型インフルエンザの発生後、備蓄しているプレパンデミックワクチンのうち、発生したウイルスに対する有効性の確認を行う。また、有効性が期待できるものについては、あらかじめ製剤化している当該ワクチンの接種に向けた準備を進めるとともに、当該ワクチン原液の製剤化を直ちに行うよう、指定公共機関を含むワクチン製造販売業者に要請する。なお、新型インフルエンザの発生時には、感染拡大の状況等も勘案しつつ、検定を受けるいとまがない場合には、必要に応じプレパンデミックワクチンの検定を免除する。		○		－	－	－	厚生労働省
195	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、経済産業省	127	2-2-2. パンデミックワクチン 2-2-2-1. ワクチンの開発及び生産体制に係る検討	初動期	国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、ワクチンの開発及び生産に関する機関、研究者、事業者等の状況を踏まえ、関係省庁間で必要となるワクチンの開発及び生産体制を検討する。	○			－	85	① 国は、SCARDAの支援の下で、産学官連携コンソーシアムの構築等、緊急時の迅速な研究開発を念頭に置いた、平時からのワクチン研究開発が実施可能な世界トップレベル研究開発拠点を整備するとともに、初動期における病原体入手からワクチン開発までの流れや連携等について訓練する等、有事を想定した体制整備を推進する。	厚生労働省
						○			－	85	① 国は、SCARDAの支援の下で、産学官連携コンソーシアムの構築等、緊急時の迅速な研究開発を念頭に置いた、平時からのワクチン研究開発が実施可能な世界トップレベル研究開発拠点を整備するとともに、初動期における病原体入手からワクチン開発までの流れや連携等について訓練する等、有事を想定した体制整備を推進する。	健康・医療戦略推進事務局
						○			－	85	① 国は、SCARDAの支援の下で、産学官連携コンソーシアムの構築等、緊急時の迅速な研究開発を念頭に置いた、平時からのワクチン研究開発が実施可能な世界トップレベル研究開発拠点を整備するとともに、初動期における病原体入手からワクチン開発までの流れや連携等について訓練する等、有事を想定した体制整備を推進する。	経済産業省

⑦ワクチン（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
196	厚生労働 省、経済産 業省	127	2-2-2-2. ワクチンの 製造設備の確保	初動期	① 国は、準備期に収集したワクチンの製造に関する事業者の情報を踏まえて、ワクチン製造に関する事業者等に対して、パンデミックワクチンの製造に取り組むとともに、必要量のワクチンの製造に要する原材料等の確保を行うよう要請する。	○			—	103	国は、国内のワクチン製造拠点の製造量等を考慮し、国内製造分のワクチンだけでは不足が生じる事態に備え、輸入ワクチンの確保の基本的考え方と、輸入ワクチンを確保するために必要となる海外のワクチン製造販売業者に対する確認事項や調整プロセス等について定めておく。	厚生労働省
						○			—	101	国は、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、ワクチン製造拠点の整備に加えて、平時にはワクチン以外のバイオ医薬品の製造が可能であり、新型インフルエンザ等の発生時にはワクチンの製造が可能な両用性のある設備（デュアルユース設備）のある国内製造拠点の形成等を支援する。デュアルユース設備として整備されたワクチン製造設備について、有事における製造切替えが円滑に行われるよう、以下（ア）から（ウ）までのワクチンの開発及び生産に関する関係機関、研究者、事業者等の現況を関係省庁間で共有し、必要な支援やその方針等を定めた上、不断の更新を行う。 （ア） SCARDAにおける重点感染症に関するワクチン開発状況 （イ） デュアルユース設備を有する事業者が製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報及びデュアルユース設備を有する事業者がパンデミックワクチン製造に切り替えるための資材調達や人員体制等の状況 （ウ） 関係省庁間における有事認定、ワクチンの特定、事業者への指示の方法及び役割分担	経済産業省
197	厚生労働 省、経済産 業省	127	2-2-2-2. ワクチンの 製造設備の確保	初動期	② 国は、デュアルユース設備を有する事業者に対して、デュアルユース設備を活用して自らパンデミックワクチンの開発・製造に取り組むか、パンデミックワクチンの開発に取り組む他の事業者と連携してデュアルユース設備を活用してパンデミックワクチンの開発・製造に取り組むかを検討するよう指示する。その際、国は、パンデミックワクチンの開発・製造に取り組む事業者にデュアルユース設備に関する情報を提供すること等を通じて、事業者間の連携を促し、必要な製造能力の確保を支援する。	○			—	102	国は、新型インフルエンザ等の発生時に全国民分のパンデミックワクチンを国内で速やかに確保することが可能となるよう、以下（ア）及び（イ）の情報を関係省庁間で共有し、必要な支援やその方針等を定めた上、不断の更新を行う。 （ア） 国内に整備されているワクチン製造拠点の情報（各事業者において製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報等） （イ） ワクチンのモダリティごとに、国内において製造可能な数量の合計、製造開始までのリードタイム及び国内で必要と予想される数量を製造できるまでのリードタイムの情報等	厚生労働省
						○			—	101	国は、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、ワクチン製造拠点の整備に加えて、平時にはワクチン以外のバイオ医薬品の製造が可能であり、新型インフルエンザ等の発生時にはワクチンの製造が可能な両用性のある設備（デュアルユース設備）のある国内製造拠点の形成等を支援する。デュアルユース設備として整備されたワクチン製造設備について、有事における製造切替えが円滑に行われるよう、以下（ア）から（ウ）までのワクチンの開発及び生産に関する関係機関、研究者、事業者等の現況を関係省庁間で共有し、必要な支援やその方針等を定めた上、不断の更新を行う。 （ア） SCARDAにおける重点感染症に関するワクチン開発状況 （イ） デュアルユース設備を有する事業者が製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報及びデュアルユース設備を有する事業者がパンデミックワクチン製造に切り替えるための資材調達や人員体制等の状況 （ウ） 関係省庁間における有事認定、ワクチンの特定、事業者への指示の方法及び役割分担	経済産業省
198	厚生労働省	127	2-2-2-3. ワクチンの 製造に係る要請	初動期	国は、ワクチンの製造株の確保等ができ次第、パンデミックワクチンの製造を開始するよう、指定公共機関を含むワクチン製造販売業者に要請する。この場合には、季節性インフルエンザワクチン等の製造を中断してパンデミックワクチンの製造に切り替えること等も含めて製造能力が可能な限り最大限に活用されるよう調整を行う。	○			—	103	国は、国内のワクチン製造拠点の製造量等を考慮し、国内製造分のワクチンだけでは不足が生じる事態に備え、輸入ワクチンの確保の基本的考え方と、輸入ワクチンを確保するために必要となる海外のワクチン製造販売業者に対する確認事項や調整プロセス等について定めておく。	厚生労働省

⑦ワクチン（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
199	厚生労働省	127	2-2-2-4. ワクチンの確保	初動期	国は、事業者が開発し薬事承認を受け、国内で製造したパンデミックワクチンについて接種に必要な量を確保する。	○			－	81	（イ） 平時に市場の需要がないワクチンの研究開発を推進するためには、製薬関係企業が開発に乗り出すため研究開発の予見性を高める仕組みを構築することが極めて重要である。 また、ワクチンの治験を行う場合には新型インフルエンザ等の発生時期や規模等が予測できず、各年度の所要額が見込みがたい上に、数万人単位の大規模臨床試験が必要となるため研究開発費が高額となることも想定される。こうした課題に対応しワクチンの確保等を行うため、国は、製薬関係企業等を対象としたプッシュ型研究開発支援及びプル型研究開発支援を行い、上市後の市場性を確保することで平時からの研究開発を推進し、公衆衛生上の備えにいかすための一連のエコシステムを構築する。	厚生労働省
200	厚生労働省	127	2-2-2-5. 輸入ワクチンの確保に係る情報収集及び対応	初動期	国は、国内でのワクチン確保を原則とするが、初期に供給量が限られる中で、必要な量の輸入ワクチンを確保できるよう、海外ワクチンの製造販売業者に対して、我が国への供給可能性や時期等について情報収集を行うとともに、状況に応じて、供給に係る交渉、契約締結等の所要の対応を行う。また、ワクチンの特性に応じて、製造販売業者や卸売販売業者等と連携して、冷凍庫等を活用した保存方法や輸送方法等の配送に係る所要の対応を行う。	○			－	103	国は、国内のワクチン製造拠点の製造量等を考慮し、国内製造分のワクチンだけでは不足が生じる事態に備え、輸入ワクチンの確保の基本的考え方と、輸入ワクチンを確保するために必要となる海外のワクチン製造販売業者に対する確認事項や調整プロセス等について定めておく。	厚生労働省
201	厚生労働省	128	2-2-3. ワクチンの接種に必要な資材 2-2-3-1. ワクチンの接種に必要な資材の数量の調査	初動期	国は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要な資材について、国内における製造事業者や輸入事業者に対して、国内在庫の量や今後確保可能な数量の見込みについて調査する。	○			－	105	国は、都道府県に対し、管内市町村、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下（ア）から（ウ）までの体制を構築するよう、要請する。 （ア） 管内の卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制 （イ） ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法 （ウ） 市町村との連携の方法及び役割分担	厚生労働省
202	厚生労働省	128	2-2-3-2. ワクチンの接種に必要な資材の増産等の要請	初動期	国は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要な資材が不足することが見込まれる場合には、事業者に対して、製造量や輸入量の増加の要請を行う。	○			－	104	国は、ワクチンの接種に必要な注射針やシリンジ等の資材について、国内における製造事業者や輸入事業者の状況、国内在庫の量及び新型インフルエンザ等の発生時に確保可能な数量の見込みを把握する。	厚生労働省
203	厚生労働省	128	2-2-3-3. ワクチンの接種に必要な資材の確保	初動期	国は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要な資材について、接種に必要な量を確保する。	○			－	104	国は、ワクチンの接種に必要な注射針やシリンジ等の資材について、国内における製造事業者や輸入事業者の状況、国内在庫の量及び新型インフルエンザ等の発生時に確保可能な数量の見込みを把握する。	厚生労働省

⑦ワクチン（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
204	厚生労働省、統括庁	128	2-3. 接種体制 2-3-1. 接種体制の準備	初動期	国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供体制や国民生活や社会経済活動の状況を踏まえ、特定接種又は住民接種の実施を見据え、接種の優先順位の考え方を整理するとともに、接種体制等の必要な準備を行う。	○			—	111	登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。 このため、国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者並びに関係省庁及び地方公共団体に対し、接種体制の構築を要請する。	厚生労働省
						○			—	111	登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。 このため、国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者並びに関係省庁及び地方公共団体に対し、接種体制の構築を要請する。	統括庁
205	厚生労働省	128	2-3-2. 地方公共団体への早期の情報提供・共有	初動期	国は、市町村及び都道府県に対し、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報提供・共有を早期に行うよう努める。			○	—	—	—	厚生労働省
206	厚生労働省、関係省庁	129	2-3-3. 接種体制の構築	初動期	市町村又は都道府県は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。また、国は、大規模接種会場の設置や職域接種等の実施の要否について検討し、これらの実施が必要な場合は、必要な準備を行う。	○			—	110	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理する。 また、国等は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と全国の市町村又は都道府県が集合的な契約を結ぶことができるシステム構築を行う。 また、市町村又は都道府県は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。	厚生労働省
207	厚生労働省	129	2-3-4. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討	初動期	国及び都道府県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを検討する。	○			—	110	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理する。 また、国等は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と全国の市町村又は都道府県が集合的な契約を結ぶことができるシステム構築を行う。 また、市町村又は都道府県は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。	厚生労働省

⑦ワクチン（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
208	厚生労働省	130	3-1. 研究開発	対応期	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等のウイルス株（新たな感染症の場合は、病原体）の変異等に関する情報収集に努める。	○			－	88	① 国及びJIHSは、ワクチンの開発を推進するため、平時から国内外の研究機関や製薬関係企業等と連携し、病原体やゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開発を行う関係機関に対し分与・提供する。	厚生労働省
209	厚生労働省	130	3-1. 研究開発	対応期	② 国及びJIHSは、流行株の変異が認められた場合は、産学官が連携して当該変異したウイルス株（新たな感染症の場合は、病原体）に対し、ワクチンの研究開発や確保等の第２節（初動期）に記載した取組を実施する。	○			－	81,82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 95, 101, 102, 103, 104	（イ） 平時に市場の需要がないワクチンの研究開発を推進するためには、製薬関係企業が開発に乗り出すため研究開発の予見性を高める仕組みを構築することが極めて重要である。 また、ワクチンの治験を行う場合には新型インフルエンザ等の発生時期や規模等が予測できず、各年度の所要額が見込みがたい上に、数万人単位の大規模臨床試験が必要となるため研究開発費が高額となることも想定される。こうした課題に対応しワクチンの確保等を行うため、国は、製薬関係企業等を対象としたプッシュ型研究開発支援及びプル型研究開発支援を行い、上市後の市場性を確保することで平時からの研究開発を推進し、公衆衛生上の備えにいかすための一連のエコシステムを構築する。 ② 国は、プル型研究開発支援について、国際的な動向を踏まえつつ、我が国における公衆衛生上の買上げや備蓄の必要性や海外におけるニーズ等も総合的に検討し、その適切な在り方について検討を進め、結論を得る。 ③ 国は、以上の取組により、公衆衛生対策上必須であるワクチンの確保を、基礎研究から上市后まで一貫して支援する。	厚生労働省
210	厚生労働省	130	3-1. 研究開発	対応期	③ 国及びJIHSは、抗体等免疫獲得状況調査を実施し、予防接種の計画に資する情報を収集する。			○	・ 厚生労働省は、国立感染症研究所、都道府県、地方衛生研究所等と連携し、予防接種法に基づく定期接種対象疾病について集団免疫の現況把握(感受性調査)及び病原体検索(感染源調査)などの調査を実施し、その結果を公表している。 https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/nesvpd/ ・ 令和８年度以降も同調査を実施する予定である。	－	－	厚生労働省
211	厚生労働省	130	3-1. 研究開発	対応期	④ 国及びJIHSは、関係機関と連携し、流行株に対するワクチンの有効性及び安全性について評価を実施する。	○			－	94	JIHSは、ワクチン導入後の有効性及び安全性の評価の実施について検討を行う。	厚生労働省
212	厚生労働省	130	3-2. ワクチンや接種に必要な資材の供給 3-2-1. 計画的な供給の管理	対応期	国は、ワクチンや接種に必要な資材の供給量についての計画を策定するとともに、国が一括してワクチン、注射針やシリンジ等の供給を担う場合には、当該ワクチン等が円滑に供給されるよう流通管理を行う。	○			－	106	国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村又は都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムを稼働できるよう整備を行う。	厚生労働省
213	厚生労働省	130	3-2-2. ワクチン等の流通体制の構築	対応期	国は、都道府県に対し、ワクチン等を円滑に流通できる体制を構築するよう要請する。	○			－	106	国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村又は都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムを稼働できるよう整備を行う。	厚生労働省
214	厚生労働省	130	3-2-3. ワクチン等の納入量等に係る早期の情報提供・共有	対応期	① 国は、医療機関等の関係者に対して、ワクチン等に関する今後の納入量や納入時期等について綿密な情報提供・共有を早期に行うよう、ワクチン等の製造事業者等へ要請する。		○		－	－	－	厚生労働省

⑦ワクチン（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
215	厚生労働省	131	3-2-3. ワクチン等の 納入量等に係る早期 の情報提供・共有	対応期	② 国は、ワクチン等が不足することが見込まれる場合には、生産の促進を要請する。	○			—	245	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対し、平時から定期的に、生産等の状況について報告を求めるほか、感染症対策物資等の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求め、その供給能力を把握する。	厚生労働省
216	厚生労働省	131	3-3. 接種体制	対応期	① 市町村又は都道府県は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。	○			—	111	登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。 このため、国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者並びに関係省庁及び地方公共団体に 対し、接種体制の構築を要請する。	厚生労働省
217	厚生労働省	131	3-3. 接種体制	対応期	② 国は、新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合に、追加接種の必要がないか速やかに抗原性の評価等を行い、検討する。 追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように都道府県や市町村、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。	○			—	94	JIHSは、ワクチン導入後の有効性及び安全性の評価の実施について検討を行う。	厚生労働省
218	厚生労働省	131	3-3. 接種体制	対応期	③ 国は、システムを通じて収集した接種記録を元に、接種回数等についてホームページ等で公表するとともに、地方公共団体に対しても早期に情報提供・共有を進める。	○			—	117	① 国は、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化を進め、新型インフルエンザ等が発生し、市町村又は都道府県が接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるよう基盤整備を行う。	厚生労働省
219	統括庁、関係省庁	131	3-3-1. 特定接種 3-3-1-1. 特定接種の実施	対応期	国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定する。			○	—	—	—	統括庁
220	統括庁、厚生労働省、関係省庁	131	3-3-1-2. 特定接種の実施方法の決定	対応期	国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレバンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、ワクチンの供給量、国民等から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえ、推進会議の意見を聴いて、特定接種の対象となる登録事業者や接種総数、接種順位を決定する等、特定接種の具体的運用を定める。	○			—	108	国は、特定接種について、基準に該当する事業者からの申請に基づき登録事業者を管理するデータベースへの登録を進める。このため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領を作成し、関係省庁を通じて、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者に対して、登録作業に係る周知を行う。	統括庁
						○			—	108	国は、特定接種について、基準に該当する事業者からの申請に基づき登録事業者を管理するデータベースへの登録を進める。このため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領を作成し、関係省庁を通じて、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者に対して、登録作業に係る周知を行う。	厚生労働省

⑦ワクチン（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
221	厚生労働省、関係省庁	131	3-3-1-3. 登録事業者及び国家公務員に対する特定接種の実施	対応期	国は、登録事業者の接種対象者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。	○			—	112	国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間を定める。国は、この住民接種の接種順位については、国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するとしており、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があることから、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理する。また、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。	厚生労働省
222	厚生労働省	132	3-3-1-4. 地方公務員に対する特定接種の実施	対応期	都道府県及び市町村は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。	○			—	112	国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間を定める。国は、この住民接種の接種順位については、国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するとしており、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があることから、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理する。また、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。	厚生労働省
223	厚生労働省、統括庁	132	3-3-2. 住民接種 3-3-2-1. 住民接種の接種順位の決定	対応期	国は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、住民への接種順位を決定する。	○			—	116	国は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、国民等の理解促進を図る。	厚生労働省
						○			—	116	国は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、国民等の理解促進を図る。	統括庁
224	厚生労働省	132	3-3-2-2. 予防接種の準備	対応期	国は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の準備を開始する。また、市町村又は都道府県は、国と連携して、接種体制の準備を行う。	○			—	110	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理する。また、国等は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と全国の市町村又は都道府県が集合的な契約を結ぶことができるシステム構築を行う。 また、市町村又は都道府県は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。	厚生労働省

⑦ワクチン（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
225	厚生労働省	132	3-3-2-3. 予防接種体制の構築	対応期	国は、全国民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に市町村又は都道府県において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めるよう市町村又は都道府県に対し要請する。	○			－	110	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理する。 また、国等は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と全国の市町村又は都道府県が集合的な契約を結ぶことができるシステム構築を行う。 また、市町村又は都道府県は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。	厚生労働省
226	厚生労働省	132	3-3-2-4. 接種に関する情報提供・共有	対応期	市町村又は都道府県は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。国は、都道府県及び市町村に対し、接種に関する情報提供・共有を行うよう要請する。	○			－	116	国は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、国民等の理解促進を図る。	厚生労働省
227	厚生労働省	132	3-3-2-5. 接種体制の拡充	対応期	市町村又は都道府県は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、都道府県又は市町村の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。	○			－	116	国は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、国民等の理解促進を図る。	厚生労働省
228	厚生労働省	133	3-3-2-6. 接種記録の管理	対応期	国、都道府県及び市町村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。	○			－	118	② 国は、情報の流出の防止その他の国民等のプライバシー情報の管理を徹底した上で、予防接種の接種記録等及び副反応疑い報告が格納された予防接種データベースと匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）等の連結解析を推進し、ワクチンの有効性及び安全性の向上を図るための研究等に利用可能な基盤の整備を行う。	厚生労働省
229	厚生労働省	133	3-4. 副反応疑い報告等 3-4-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供	対応期	国は、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や海外の動向等の情報の収集に努め、適切な安全対策や国民等への適切な情報提供・共有を行う。	○			－	116, 118	国は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、国民等の理解促進を図る。 ② 国は、情報の流出の防止その他の国民等のプライバシー情報の管理を徹底した上で、予防接種の接種記録等及び副反応疑い報告が格納された予防接種データベースと匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）等の連結解析を推進し、ワクチンの有効性及び安全性の向上を図るための研究等に利用可能な基盤の整備を行う。	厚生労働省
230	厚生労働省	133	3-4-2. 予防接種データベースを活用した調査研究の実施	対応期	国は、デジタル化された情報連携基盤を活用し、地方公共団体から得られる予防接種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告の収集に努め、匿名化した上で、予防接種データベースに格納する。さらに、予防接種データベースと匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）等のデータベースとの連結解析を可能にすることで、予防接種の有効性及び安全性に関する調査研究を実施する。	○			－	119	③ 国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村又は都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムが稼働できるよう整備を行うほか、地方公共団体から得られる予防接種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告を円滑に収集できるような情報基盤を整備する。	厚生労働省
231	厚生労働省	133	3-4-3. 予防接種データベースの情報の提供	対応期	国は、予防接種データベースに格納された情報について、国による調査研究のほか、相当の公益性を有すると認められる業務を実施する者に提供する。	○			－	119	③ 国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村又は都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムが稼働できるよう整備を行うほか、地方公共団体から得られる予防接種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告を円滑に収集できるような情報基盤を整備する。	厚生労働省

⑦ワクチン（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
232	厚生労働省	133	3-4-4. 健康被害に対する速やかな救済	対応期	国は、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定した者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底するとともに、申請者が急増した場合には、体制強化を図り、迅速な救済に取り組む。		○		—	—	—	厚生労働省
233	厚生労働省	133	3-5. 情報提供・共有	対応期	① 国は、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。国民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。	○			—	116	国は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、国民等の理解促進を図る。	厚生労働省
234	厚生労働省	134	3-5. 情報提供・共有	対応期	② 市町村又は都道府県は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。		○		—	—	—	厚生労働省

⑧医療（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
235	統括庁、厚生労働省	140	2-1. 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等	初動期	① 国は、JIHSと協力して、感染症指定医療機関での対応により得られる臨床情報、地方衛生研究所等での検査により得られる情報、都道府県が実務を行う中で入手した情報、研究機関や学術団体等が入手した情報も含め、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する情報収集・分析を行い、新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等について、随時更新や見直しを行いながら、都道府県、医療機関、国民等に迅速に提供・共有を行う。	○			—	37, 53	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。 国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧な情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	統括庁
						○			—	37, 53	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。 国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
236	厚生労働省、統括庁	140	2-1. 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等	初動期	② 都道府県は、国やJIHSから提供された情報を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知する。	○			—	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
						○			—	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	統括庁
237	厚生労働省	140	2-2. 医療提供体制の確保等	初動期	① 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に、国は、都道府県に対して、感染症指定医療機関において、速やかに患者に適切な医療を提供する体制を確保するよう要請する。	○			—	126	新たな感染症が発生した場合は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって対応する。その後も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。	厚生労働省
238	厚生労働省	140	2-2. 医療提供体制の確保等	初動期	② 都道府県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において都道府県連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。	○			—	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
239	厚生労働省	141	2-2. 医療提供体制の確保等	初動期	③ 感染症指定医療機関は、患者の受入体制を確保し、患者に適切な医療を提供する。また、医療機関は、都道府県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う。	○			—	126, 140	新たな感染症が発生した場合は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって対応する。その後も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。 国は、新型インフルエンザ等の発生時における対応能力の向上や業務負担の軽減等のため、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の改善、感染症サーベイランスシステムの活用、電子カルテ情報の標準化等、DXを推進する。また、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等の運用について、都道府県や医療機関等の研修や訓練等により、定期的な確認を行う。	厚生労働省

⑧医療（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
240	厚生労働省	141	2-2. 医療提供体制の確保等	初動期	④ 都道府県は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者が新型コロナウイルス等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう要請する。	○			－	145	都道府県は、新型コロナウイルス等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
241	厚生労働省	141	2-2. 医療提供体制の確保等	初動期	⑤ 都道府県は、市町村と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について住民等に周知する。	○			－	132	① 都道府県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型コロナウイルス等の発生時における医療提供体制を整備する。都道府県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。	厚生労働省
242	厚生労働省	141	2-2. 医療提供体制の確保等	初動期	⑥ 国は、都道府県等に対し、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備するよう要請を行う。	○			－	178	① 国は、都道府県等と連携し、感染症法に基づき作成した予防計画に基づき、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する等、有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための支援を行う。また、検査実施機関に対し、精度管理を行うための体制を整えるよう要請する。	厚生労働省
243	厚生労働省	141	2-2. 医療提供体制の確保等	初動期	⑦ 国は、都道府県に対し、対応期において流行初期の協定締結医療機関による医療提供体制が遅滞なく確保できるよう、流行初期医療確保措置協定締結医療機関による対応の準備を行うよう要請する。	○			－	133	② 国は、都道府県に対して、予防計画及び医療計画に定める医療提供体制が整備されるよう必要な支援や助言等を行う。また、国は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を通じて、都道府県における医療提供体制の整備状況を定期的に確認し、公表する。	厚生労働省
244	厚生労働省	141	2-3. 相談センターの整備	初動期	① 国は、都道府県等に対して、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関の受診につなげる相談センターの整備を速やかに行うよう要請する。	○			－	122	② 国は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を示す。 都道府県は、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。	厚生労働省
245	厚生労働省	141	2-3. 相談センターの整備	初動期	② 国は、症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、国民等に周知を行うとともに、都道府県等に対して、住民等に周知を行うよう要請する。	○			－	122	② 国は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を示す。 都道府県は、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。	厚生労働省
246	厚生労働省	141	2-3. 相談センターの整備	初動期	③ 都道府県等は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。	○			－	125	都道府県等は、新型コロナウイルス等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。	厚生労働省
247	厚生労働省	141	2-3. 相談センターの整備	初動期	④ 都道府県は、感染症指定医療機関以外の医療機関に対して、症例定義に該当する有症状者等から相談等があった場合は、相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげるよう要請する。	○			－	121	① 都道府県が新型コロナウイルス等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記1-1-1から1-1-7までに記載した相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
248	統括庁、厚生労働省	142	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	① 国は、初動期に引き続き、JIHSと協力して、感染症指定医療機関、地方衛生研究所等、都道府県、研究機関や学術団体等の入手した情報を含め、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析を行い、病原性や感染性に応じて変異する新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、診断・治療に関する情報等について、随時更新や見直しを行いながら、都道府県、医療機関、国民等に迅速に提供・共有を行う。	○			—	37, 53	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。 国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧な情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	統括庁
						○			—	37, 53	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。 国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧な情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	
249	厚生労働省	142	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	② 国は、JIHSや感染症指定医療機関、都道府県等から提供される臨床情報や病床使用率等を踏まえ、症例定義や入退院基準、濃厚接触者の基準等について、随時見直しを行う。その際、医療従事者に関する濃厚接触者の基準は、医療提供体制の維持の観点を踏まえ、感染拡大防止のための必要な対応にも留意しつつ、より柔軟に見直すことを検討する。			○	—	—	—	厚生労働省

⑧医療（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
250	厚生労働省、統括庁	142	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	③ 都道府県は、国及びJIHSから提供された情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。都道府県は、保健所設置市等との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。	○			—	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
						○			—	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	統括庁
251	厚生労働省	143	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	④ 都道府県は、準備期において都道府県連携協議会等で整理した医療提供体制等が適切に確保できるよう、感染症指定医療機関に対して必要な医療を提供するよう要請するとともに、協定締結医療機関に対して準備期に締結した協定に基づき必要な医療を提供するよう要請する。	○			—	132	① 都道府県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。都道府県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。	厚生労働省
252	厚生労働省	143	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	⑤ 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。協定締結医療機関は、準備期に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。	○			—	132	① 都道府県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。都道府県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。	厚生労働省
253	厚生労働省	143	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	⑥ 国及び都道府県は、流行初期に病床確保や発熱外来を行う協定締結医療機関に対して、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでの一定期間、流行前と同水準の収入を補償する措置を行うとともに、感染状況や感染症の特徴等を踏まえ、患者に医療を提供する医療機関等を支援する。	○			—	141	① 国及び都道府県は、新型インフルエンザ等の対応を行う感染症指定医療機関及び協定締結医療機関について、施設整備及び設備整備の支援を行うとともに、準備状況の定期的な確認を行う。	厚生労働省
254	厚生労働省	143	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	⑦ 都道府県は、初動期に引き続き、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確実に入力するよう要請を行い、これらの情報等を把握しながら、入院調整を行う。	○			—	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省

⑧医療（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
255	厚生労働省	143	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	⑧ 医療機関は、都道府県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う。	○			－	140	国は、新型インフルエンザ等の発生時における対応能力の向上や業務負担の軽減等のため、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の改善、感染症サーベイランスシステムの活用、電子カルテ情報の標準化等、DXを推進する。また、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等の運用について、都道府県や医療機関等の研修や訓練等により、定期的な確認を行う。	厚生労働省
256	厚生労働省	143	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	⑨ 医療機関は、感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況について医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて都道府県へ報告を行う。都道府県は、国等と連携し、医療機関の求めに応じ感染症対策物資等を提供する体制を構築する。	○			－	133	② 国は、都道府県に対して、予防計画及び医療計画に定める医療提供体制が整備されるよう必要な支援や助言等を行う。また、国は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を通じて、都道府県における医療提供体制の整備状況を定期的に確認し、公表する。	厚生労働省
257	厚生労働省、消防庁	143	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	⑩ 都道府県等は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保する。また、住民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。	○			－	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
						○			－	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	消防庁
258	厚生労働省	144	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	⑪ 都道府県は、発熱外来以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じて相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう要請する。	○			－	121	① 都道府県が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記1-1-1から1-1-7までに記載した相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。	厚生労働省
259	厚生労働省	144	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	⑫ 都道府県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。	○			－	146	① 都道府県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。	厚生労働省
260	厚生労働省	144	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	⑬ 都道府県は、市町村と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について住民等に周知する。	○			－	121	① 都道府県が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記1-1-1から1-1-7までに記載した相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。	厚生労働省

⑧医療（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
261	厚生労働省	144	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	⑭ 国及び都道府県は、新型インフルエンザ等対策に関わる医療従事者に生じ得る心身への影響を考慮し、状況に応じたローテーション制の導入、休暇の確保、メンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずるよう、医療機関に対し要請する。			○	—	—	—	厚生労働省
262	厚生労働省	144	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-1. 流行初期 3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	① 国は、都道府県に対して、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関においても、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保するよう要請する。都道府県はこれに応じた所要の対応を行う。	○			—	126, 127, 133	新たな感染症が発生した場合は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって対応する。その後も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。 病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。）が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。 ② 国は、都道府県に対して、予防計画及び医療計画に定める医療提供体制が整備されるよう必要な支援や助言等を行う。また、国は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を通じて、都道府県における医療提供体制の整備状況を定期的に確認し、公表する。	厚生労働省
263	厚生労働省	144	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-1. 流行初期 3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	② 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。流行初期医療確保措置協定締結医療機関は、準備期に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床確保又は発熱外来を行う。	○			—	132	① 都道府県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。都道府県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。	厚生労働省
264	厚生労働省	144	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-1. 流行初期 3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	③ 都道府県は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出るよう要請する。			○	—	—	—	厚生労働省
265	厚生労働省	144	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-1. 流行初期 3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	④ 医療機関は、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届出を行う。			○	—	—	—	厚生労働省

⑧医療（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
266	厚生労働省	145	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-1. 流行初期 3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	⑤ 都道府県等は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。なお、都道府県は、保健所設置市等との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。	○			—	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
267	厚生労働省	145	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-1. 流行初期 3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	⑥ 都道府県は、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、3-4②の臨時の医療施設を設置する場合を想定し、必要に応じて迅速に設置することができるよう、準備期に整理した臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を確認し、所要の準備を行う。	○			—	144	② 都道府県は、国による整理も踏まえ、平時から、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理する。	厚生労働省
268	厚生労働省	145	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-1. 流行初期 3-2-1-2. 相談センターの強化	対応期	① 国は、都道府県等に対して、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談（受診先となる発熱外来の案内を含む。）を受ける相談センターの強化を行うよう要請する。	○			—	122	② 国は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を示す。 都道府県は、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。	厚生労働省
269	厚生労働省	145	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-1. 流行初期 3-2-1-2. 相談センターの強化	対応期	② 国は、症例定義に該当する有症状者が、相談センターを通じて、発熱外来を受診するよう、国民等に周知を行うとともに、都道府県等に対しても、住民等に周知を行うよう要請する。	○			—	122	② 国は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を示す。 都道府県は、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。	厚生労働省
270	厚生労働省	145	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-1. 流行初期 3-2-1-2. 相談センターの強化	対応期	③ 都道府県等は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。	○			—	125	都道府県等は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。	厚生労働省
271	厚生労働省	145	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	① 国は、都道府県に対して、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置協定締結医療機関に加えて、その他の協定締結医療機関においても対応するよう要請する。	○			—	127, 133	病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。）が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。 ② 国は、都道府県に対して、予防計画及び医療計画に定める医療提供体制が整備されるよう必要な支援や助言等を行う。また、国は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を通じて、都道府県における医療提供体制の整備状況を定期的に確認し、公表する。	厚生労働省

⑧医療（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
272	厚生労働省	145	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	② 都道府県は、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、協定締結医療機関に対して、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行うよう要請する。その際、病床確保について、まずは、協定締結医療機関のうち公的医療機関等が中心となった対応とし、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、対応する協定締結医療機関を拡大していく等、地域の実情に応じて段階的に医療提供体制を拡充する。	○			—	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
273	厚生労働省	146	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	③ 協定締結医療機関は、準備期に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。	○			—	132	① 都道府県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。都道府県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。	厚生労働省
274	厚生労働省	146	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	④ 都道府県等は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。なお、都道府県は、保健所設置市等との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。	○			—	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
275	厚生労働省	146	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	⑤ 都道府県は、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。その際、国は、重症化する可能性が高い患者を判断するための指標を作成して示す。	○			—	122	② 国は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を示す。 都道府県は、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。	厚生労働省
276	厚生労働省	146	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	⑥ 都道府県は、必要に応じて、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関に対して、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の医療機関等への派遣を要請する。	○			—	138	④ 都道府県は、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の派遣を行う医療機関との間で協定を締結するとともに、医療機関、医療人材（災害・感染症医療業務従事者を含む。）、消防機関、医療機関清掃従事者等の研修や訓練を実施し、研修や訓練の結果を国へ報告する。	厚生労働省

⑧医療（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
277	厚生労働省	146	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	⑦ 都道府県等は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。	○			—	129, 246	自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行う。 国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して、例えば、事業所における感染拡大に備えた人員確保等の体制の整備に取り組む等、有事にも、可能な限り、感染症対策物資等の安定的な供給に支障が生じないよう必要な対策を講ずるよう要請する。	厚生労働省
278	厚生労働省	146	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-2. 相談センターの強化	対応期	上記3-2-1-2の取組を継続して行う。	○			—	122, 125	② 国は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を示す。 都道府県は、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。 都道府県等は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。	厚生労働省
279	厚生労働省	146	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-3. 病原体の性状等に応じた対応	対応期	① 国は、都道府県に対して、小児、妊産婦、高齢者、特定の既往症を有する者等の特定のグループが感染・重症化しやすい等の新型インフルエンザ等が発生した場合は、リスクの高い特定のグループに対する重点的な医療提供体制を確保するよう要請する。	○			—	122	② 国は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を示す。 都道府県は、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。	厚生労働省
280	厚生労働省	146	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-3. 病原体の性状等に応じた対応	対応期	② 国は、都道府県に対し、病原性が高い場合は、重症患者が多く発生することが想定されるため、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関において重症者用の病床の確保を多く行うよう要請する。一方、感染性が高い場合は、国は、都道府県に対し、必要に応じて、全ての協定締結医療機関において対応する等、医療提供体制を拡充するよう要請するとともに、入院医療を重症化リスクの高い患者に重点化するよう、入院基準等の見直しを行う。	○			—	122	② 国は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を示す。 都道府県は、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。	厚生労働省

⑧医療（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
281	厚生労働省	147	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	対応期	① 国は、都道府県に対して、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を減らす等、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応するよう要請する。また、変異株の出現等により、感染が再拡大した場合は、国は、都道府県に対して、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を増やす等、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応するよう要請する。	○		—		127, 133	病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。）が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。 ② 国は、都道府県に対して、予防計画及び医療計画に定める医療提供体制が整備されるよう必要な支援や助言等を行う。また、国は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を通じて、都道府県における医療提供体制の整備状況を定期的に確認し、公表する。	厚生労働省
282	厚生労働省	147	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	対応期	② 国は、都道府県に対して、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更するよう要請するとともに、国民等に対して周知する。都道府県は、当該要請に応じて所要の措置を講ずるとともに、市町村と協力して、住民等への周知を行う。			○	—	—	—	厚生労働省
283	統括庁、厚生労働省	147	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	対応期	① ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合は、国は、都道府県等に対して、基本的な感染対策に移行する方針を示す。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	厚生労働省
284	厚生労働省、統括庁	147	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	対応期	② 都道府県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。			○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	統括庁
285	厚生労働省	147	3-3. 予防計画及び医療計画における事前の想定と大きく異なる場合の対応方針	対応期	新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等の特徴のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況等が、準備期に整備した医療提供体制の事前の想定とは大きく異なる場合は、国は、JIHS等と協力して、通常医療との両立も踏まえながら、準備期に締結した協定の内容の変更や状況に応じた対応を行うことを柔軟かつ機動的に判断し、都道府県等に対して対応方針を示す。			○	—	—	—	厚生労働省
286	厚生労働省	148	3-4. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針	対応期	① 国及び都道府県は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合は、他の医療機関や他の地域と連携して柔軟かつ機動的に対応するよう、広域の医療人材派遣や患者の移送等の調整を行う。国及び都道府県は、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。			○	—	—	—	厚生労働省
287	厚生労働省	148	3-4. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針	対応期	② 都道府県は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の情報を参考に、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、必要に応じて、臨時の医療施設を設置して医療の提供を行う。	○		—		144	② 都道府県は、国による整理も踏まえ、平時から、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理する。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
288	統括庁、厚生労働省	148	3-4. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針	対応期	③ 国及び都道府県は、上記の①及び②の対応を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合は、以下（ア）から（ウ）までの対応を行うことを検討する。 （ア）第6章第3節（「まん延防止」における対応期）3-1-2及び3-1-3の措置を講ずること。 （イ）適切な医療の提供が可能となるまでの間、通常医療も含め重症度や緊急度等に応じた医療提供について方針を示すこと。 （ウ）対応が困難で緊急の必要性がある場合は、医療関係者に医療の実施の要請等を行うこと。			○	<u>まん延防止等重点措置は特措法第31条の6第1項又は第3項に基づき公示され、公示された場合、基本的対処方針の変更を実施することとなる。基本的対処方針の策定の対応が円滑に行えるよう、事務的な文書の素案作成など、平時に可能な準備を進めており、速やかに対応可能な状態を整えている。</u>	－	－	統括庁
								○	－	－	－	厚生労働省

⑨治療薬・治療法（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
289	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省、文部科学省	154	2-1. 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有	初動期	国及びJIHSは、AMEDを含む国内外の関係機関と連携し、発生した新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向や臨床情報等に関する情報を随時収集し、その分析を行う。また、その知見を政府内や都道府県、医療機関等の関係機関で共有する等、双方向的な情報共有を行う。	○			—	149, 150	② 国及びJIHSは、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。 ③ 国及びJIHSは、得られた知見を速やかに政府内や都道府県、医療機関、AMED等に提供できるよう、有事における情報共有体制を構築する。	厚生労働省
						○			—	149, 150	② 国及びJIHSは、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。 ③ 国及びJIHSは、得られた知見を速やかに政府内や都道府県、医療機関、AMED等に提供できるよう、有事における情報共有体制を構築する。	健康・医療戦略推進事務局
						○			—	149	② 国及びJIHSは、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。	外務省
						○			—	149, 150	② 国及びJIHSは、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。 ③ 国及びJIHSは、得られた知見を速やかに政府内や都道府県、医療機関、AMED等に提供できるよう、有事における情報共有体制を構築する。	文部科学省
290	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	154	2-2. 研究開発方針等の検討	初動期	国は、JIHSやAMED等と連携し、発生した新型インフルエンザ等の治療薬・治療法の研究開発方針や治療薬の確保方針について随時検討を行う。	○			—	151	① 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新しい技術の活用を含め、感染症危機対応医薬品等や治療法の研究開発を推進し、支援する。	厚生労働省
						○			—	151	① 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新しい技術の活用を含め、感染症危機対応医薬品等や治療法の研究開発を推進し、支援する。	健康・医療戦略推進事務局

⑨治療薬・治療法（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
291	厚生労働省、外務省、文部科学省	154	2-3. 迅速な研究開発の実施 2-3-1. 病原体やゲノム情報の早期入手	初動期	国及びJIHSは、治療薬・治療法の開発を推進するため、国内外の機関と連携し、病原体及びゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開発を行う製薬関係企業や研究機関等の関係機関に対し分与・提供する。	○			—	155	③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJIHSが機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワークの強化に努める。都道府県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	厚生労働省
						○			—	25	② 国及びJIHSは、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する国際連携の取組による連携・協力体制に参画する。	外務省
						○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	文部科学省

⑨治療薬・治療法（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
292	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、文部科学省	154	2-3-2. 基礎研究及び橋渡し研究の推進	初動期	国及びJIHSは、AMEDと連携し、新たな治療薬・治療法の研究開発のため、国内外の関係機関と連携し、準備期において構築した重点感染症に対する研究開発基盤等を活用し、早期の臨床応用を目指し、基礎研究及び橋渡し研究を迅速に実施する。	○			—	155	③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJIHSが機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワークの強化に努める。都道府県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	厚生労働省
						○			—	155	③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJIHSが機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワークの強化に努める。都道府県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	健康・医療戦略推進事務局
						○			—	149, 150	② 国及びJIHSは、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。 ③ 国及びJIHSは、得られた知見を速やかに政府内や都道府県、医療機関、AMED等に提供できるよう、有事における情報共有体制を構築する。	文部科学省
293	厚生労働省	155	2-3-3. 臨床研究等の迅速な実施	初動期	国及びJIHSは、製薬関係企業や医療機関等とも連携し、準備期に構築した臨床研究等の実施に資する体制や人材を活用し、国内外で必要な臨床研究等を迅速に開始するとともに、治療薬の研究開発や治療法の確立に資する科学的知見の収集や共有を図る。	○			—	155, 163	③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJIHSが機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワークの強化に努める。都道府県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。 国及びJIHSは、大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行い、国及び都道府県等は大学等の研究機関を支援する。 また、国及び都道府県等は、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援する。	厚生労働省

⑨治療薬・治療法（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
294	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、経済産業省	155	2-3-4. 研究開発企業との連携及び協力	初動期	① 国及びJIHSは、AMEDやPMDAを含む関係機関と連携し、研究試薬を含む治療薬・治療法の研究開発企業の振興や、国産試薬の開発、国内製造の支援、創薬ベンチャーによる開発を含め迅速な研究開発の推進及び早期実用化のための必要な支援を実施する。	○			—	160	① 国及びJIHSは、AMEDや研究機関等と連携し、研究試薬を含む治療薬・治療法の研究開発企業の育成及び振興や、国産試薬の開発、国内製造の促進への支援、創薬ベンチャーの育成等を実施する。	厚生労働省
						○			—	160	① 国及びJIHSは、AMEDや研究機関等と連携し、研究試薬を含む治療薬・治療法の研究開発企業の育成及び振興や、国産試薬の開発、国内製造の促進への支援、創薬ベンチャーの育成等を実施する。	健康・医療戦略推進事務局
						○			—	160	① 国及びJIHSは、AMEDや研究機関等と連携し、研究試薬を含む治療薬・治療法の研究開発企業の育成及び振興や、国産試薬の開発、国内製造の促進への支援、創薬ベンチャーの育成等を実施する。	経済産業省
295	厚生労働省	155	2-3-4. 研究開発企業との連携及び協力	初動期	② JIHSは、戦略性を持った研究資金の確保を行い、また、研究課題の設定や研究費の分配等の実施に資する情報提供等を国に対して行う。	○	○		—	161	② JIHSは、戦略性を持った研究資金の確保を行い、また、研究の実施に資する助言を国に行う。	厚生労働省
296	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	155	2-3-4. 研究開発企業との連携及び協力	初動期	③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、製薬関係企業等に対し、既存の治療薬や化合物、開発シーズの新型インフルエンザ等に対する有効性等の検証を速やかに行うよう要請するとともに、必要に応じて、研究開発の支援を行う。	○			—	153	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、既存の治療薬の有効性等を速やかに評価できる体制を構築する。	厚生労働省
						○			—	153	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、既存の治療薬の有効性等を速やかに評価できる体制を構築する。	健康・医療戦略推進事務局
297	厚生労働省	155	2-4. 緊急承認等の検討	初動期	国は、研究開発された医薬品や医療機器等の早期確保のため、緊急承認 や特例承認 の実施可能性の検討等を開始する。	○			—	165	国は、PMDAと連携し、平時においては患者の発生がない感染症危機対応医薬品等の特性を踏まえ、緊急時において限られたデータしか得られていない場合であっても、緊急性に鑑みて柔軟に薬事審査を行うことができるよう必要な薬事規制の整備を行うとともに、新型インフルエンザ等の発生時における治療薬の早期普及のため、薬事規制の国際的な調和を進める。	厚生労働省

⑨治療薬・治療法（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
298	厚生労働省	155	2-5. 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備 2-5-1. 診療指針の確立	初動期	国及びJHSは、大学等の研究機関や製薬関係企業等と連携し、既存の治療薬の新型インフルエンザ等に対する有効性等の検証を速やかに行うとともに、流行初期における診療指針の策定を図る。その際に、必要に応じて、準備期に構築した研究開発体制を活用し、治療薬の有効性等の精査を行う。	○			—	153, 155	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、既存の治療薬の有効性等を速やかに評価できる体制を構築する。 ③ 国及びJHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJHSが機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワークの強化に努める。都道府県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	厚生労働省
299	厚生労働省	155	2-5-2. 医療機関等への情報提供・共有	初動期	国及びJHSは、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、都道府県、医療機関等や医療従事者等、国民等に対して迅速に提供・共有する。	○			—	166	① 国及びJHSは、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を都道府県、医療機関等や医療従事者等、国民等に対して迅速に提供・共有するための体制を整備する。	厚生労働省
300	厚生労働省	156	2-5-2. 医療機関等への情報提供・共有	初動期	都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJHSが示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に情報提供・共有する。	○			—	167	② 都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJHSが示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。	厚生労働省
301	厚生労働省、経済産業省	156	2-5-3. 治療薬の確保	初動期	国は、既存の治療薬が新型インフルエンザ等の治療に有効であることが判明した場合や新しく治療薬が開発された場合、国際的な連携・協力体制の活用を含め、必要量の確保に努める。また、国内で製造が可能な治療薬については、国内の製造拠点において増産を行う。	○			—	169	② 国は、国内の治療薬の製造拠点等について把握するとともに、必要な強化を行う。	厚生労働省
						○			—	169	② 国は、国内の治療薬の製造拠点等について把握するとともに、必要な強化を行う。	経済産業省
302	厚生労働省	156	2-5-4. 治療薬の配分	初動期	国は、供給量に制限がある治療薬について、流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等について整理した上で、都道府県等と連携し、準備期に整理した医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に対して適時に公平な配分を行う。	○			—	168	① 国は、治療薬の供給量に制限がある場合の流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等及び医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、有事を想定した準備や訓練等を行う。	厚生労働省
303	厚生労働省	156	2-5-5. 治療薬の流通管理及び適正使用	初動期	国は、都道府県等と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。また、治療薬について、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通を指導する。	○		○	—	168	① 国は、治療薬の供給量に制限がある場合の流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等及び医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、有事を想定した準備や訓練等を行う。	厚生労働省
304	厚生労働省	156	2-5-6. 対症療法薬に係る流通管理及び適正使用	初動期	国は、対症療法薬が不足するおそれがある場合には、必要に応じて、生産業者等に対し、増産の要請等を行うとともに、人材確保や設備等の観点から生産体制の強化の支援を行う。また、対症療法薬の適正な流通を指導する。	○		○	—	176	⑥ 国は、解熱鎮痛薬、鎮咳薬、抗炎症薬等の対症療法に用いる治療薬（以下「対症療法薬」という。）について生産、輸入又は販売の事業を行う事業者に対し、定期的に、生産等の状況について報告を求めるほか、対症療法薬の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求める。	厚生労働省
305	厚生労働省	156	2-6. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）	初動期	① 国及び都道府県は、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流通備蓄分を含む備蓄量の把握を行う。	○			—	177	⑦ 国は、備蓄した治療薬について、必要に応じ、製造販売業者による流通備蓄分を含め備蓄量の把握を行う。	厚生労働省

⑨治療薬・治療法（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
306	厚生労働省	157	2-6. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）	初動期	② 国は、都道府県等と連携し、医療機関に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等、搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。	○			—	150, 153	③ 国及びJHSは、得られた知見を速やかに政府内や都道府県、医療機関、AMED等に提供できるよう、有事における情報共有体制を構築する。 ① 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、既存の治療薬の有効性等を速やかに評価できる体制を構築する。	厚生労働省
307	厚生労働省	157	2-6. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）	初動期	③ 都道府県等は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。	○		○	—	166, 167	① 国及びJHSは、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を都道府県、医療機関等や医療従事者等、国民等に対して迅速に提供・共有するための体制を整備する。 ② 都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJHSが示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。	厚生労働省
308	厚生労働省	157	2-6. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）	初動期	④ 国は、国内での感染拡大に備え、都道府県等と連携し、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。	○			—	167	② 都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJHSが示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。	厚生労働省
309	厚生労働省	157	2-6. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）	初動期	⑤ 国は、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。	○			—	174	④ 国は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザの発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。また、必要に応じて、製造販売業者への増産を要請する。	厚生労働省

⑨治療薬・治療法（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
310	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省、文部科学省	158	3-1-1. 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有	対応期	国及びJIHSは、AMEDを含む国内外の関係機関と連携し、発生した新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向等に関する情報や必要に応じて臨床情報を随時収集し、流行している病原体に対する既存の薬剤の有効性を含め分析を行う。また、その知見を政府内や都道府県、医療機関等の関係機関で共有し、双方向的な情報共有を行う。	○			—	149	② 国及びJIHSは、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。	厚生労働省
						○			—	149	② 国及びJIHSは、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。	健康・医療戦略推進事務局
						○			—	149	② 国及びJIHSは、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。	外務省
						○			—	149	② 国及びJIHSは、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。	文部科学省
311	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、文部科学省、経済産業省	158	3-1-2. 研究開発方針等の検討	対応期	国は、JIHSやAMED、PMDA等と連携し、発生した新型インフルエンザ等の治療薬・治療法の研究開発や確保の方針について随時検討を行い、必要な見直しを行う。 また、国は、発生した新型インフルエンザ等について、こども、妊産婦、高齢者、特定の既往症や合併症を有する者等の重症化リスクの高い特定のグループを同定した場合は、PMDAと連携し、特にそれらのグループを対象とした治療薬等の開発を優先的に推進するよう、大学等の研究機関や製薬関係企業等に対し必要な支援等を行う。			○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	健康・医療戦略推進事務局
								○	—	—	—	文部科学省
								○	—	—	—	経済産業省

⑨治療薬・治療法（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
312	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、経済産業省	158	3-1-3. 治療薬・治療法の研究開発の推進	対応期	国は、研究開発を更に推進するためのプッシュ型研究開発支援及びプル型研究開発支援の方法を検討・実行し、新型インフルエンザ等に対する治療薬・治療法について、AMED等を通じた研究開発を推進するとともに、開発企業に対する研究開発段階から薬事承認、実用化に至るまで、実用化が見込まれる治療薬への伴走型支援を始めとする必要な支援等を行う。 国及びJIHSは、AMEDを含む国内外の関係機関と連携し、治療薬・治療法の開発に際して臨床試験の実施に係る支援を行う。	○			—	157, 155	② 平時においては市場の需要がない治療薬・治療法の研究開発を推進するためには、製薬関係企業が開発に乗り出せるよう研究開発の予見性を高める仕組みを構築することが極めて重要である。 また、そのような治療薬・治療法の治験を行う場合には感染症の発生時期や規模等が予測できず、各年度の必要となる開発費用が見込みがたい。このため、国は、上市後の市場性を確保し、平時からの研究開発を推進することで、公衆衛生上の備えにいかすための一連のエコシステムを構築し、製薬関係企業等を対象としたプッシュ型研究開発支援及びプル型研究開発支援と公衆衛生対策のための医薬品確保を行う。 ③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJIHSが機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワークの強化に努める。都道府県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	厚生労働省
						○			—	157, 155	② 平時においては市場の需要がない治療薬・治療法の研究開発を推進するためには、製薬関係企業が開発に乗り出せるよう研究開発の予見性を高める仕組みを構築することが極めて重要である。 また、そのような治療薬・治療法の治験を行う場合には感染症の発生時期や規模等が予測できず、各年度の必要となる開発費用が見込みがたい。このため、国は、上市後の市場性を確保し、平時からの研究開発を推進することで、公衆衛生上の備えにいかすための一連のエコシステムを構築し、製薬関係企業等を対象としたプッシュ型研究開発支援及びプル型研究開発支援と公衆衛生対策のための医薬品確保を行う。 ③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJIHSが機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワークの強化に努める。都道府県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	健康・医療戦略推進事務局
						○			—	160	① 国及びJIHSは、AMEDや研究機関等と連携し、研究試薬を含む治療薬・治療法の研究開発企業の育成及び振興や、国産試薬の開発、国内製造の促進への支援、創薬ベンチャーの育成等を実施する。	経済産業省

⑨治療薬・治療法（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
313	厚生労働省、外務省、経済産業省	159	3-1-4. 治療薬の確保等に係る調整	対応期	国は、国内外で新型インフルエンザ等に対する既存の治療薬の適応拡大や有効な治療薬の開発の可能性を踏まえ、国内外の関係機関等と治療薬の確保及び供給に係る調整を行う。 さらに、国は、それらの治療薬について、速やかに使用可能となるよう、緊急承認や特例承認等の仕組みの適用可否について速やかに検討を行うとともに、必要に応じて、国として薬事承認前から国内外の製薬関係企業との購入契約締結等の調達に向けた調整を行う。	○		○	—	165	国は、PMDAと連携し、平時においては患者の発生がない感染症危機対応医薬品等の特性を踏まえ、緊急時において限られたデータしか得られていない場合であっても、緊急性に鑑みて柔軟に薬事審査を行うことができるよう必要な薬事規制の整備を行うとともに、新型インフルエンザ等の発生時における治療薬の早期普及のため、薬事規制の国際的な調和を進める。	厚生労働省
						○			—	25	② 国及びJIHSは、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する国際連携の取組による連携・協力体制に参画する。	外務省
								○	—	—	—	経済産業省
314	厚生労働省、経済産業省	159	3-1-5. 対症療法薬に係る調整	対応期	国は、対症療法薬が不足するおそれがある場合には、必要に応じて、生産業者等に対し、増産の要請等を行うとともに、人材確保や設備等の観点から生産体制の強化のための調整及び支援を行う。	○		○	—	176	⑥ 国は、解熱鎮痛薬、鎮咳薬、抗炎症薬等の対症療法に用いる治療薬（以下「対症療法薬」という。）について生産、輸入又は販売の事業を行う事業者に対し、定期的に、生産等の状況について報告を求めるほか、対症療法薬の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求める。	厚生労働省
						○		○	—	169	② 国は、国内の治療薬の製造拠点等について把握するとともに、必要な強化を行う。	経済産業省
315	厚生労働省	159	3-1-6. 治療薬・治療法の活用 3-1-6-1. 治療薬・治療法の開発後の早期普及に向けた対応	対応期	国及びJIHSは、既存の治療薬・対症療法薬や開発・承認された治療薬を用いた治療法の確立に資するよう、得られた知見を整理し、JIHS又は関係学会等による科学的知見の共有や適正な使用を含めた診療指針の策定や見直しを支援する。	○			—	153, 155	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、既存の治療薬の有効性等を速やかに評価できる体制を構築する。 ③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJIHSが機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワークの強化に努める。都道府県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	厚生労働省
316	厚生労働省	159	3-1-6-2. 治療薬・治療法普及後のフォローアップ	対応期	国及びJIHSは、治療薬・治療法の有効性及び安全性に関する情報の収集に努め、治療法のエビデンスレベルの向上に努める。特に特例承認や緊急承認された治療薬については国内邦人での使用実績が少ないこと等を踏まえ副作用の発生状況等の把握に努める。また、必要に応じ診療指針の改定等に必要な支援を検討する。治療薬による副作用被害が発生している場合は、関係機関と連携し、副作用被害に対する救済措置を適切に実施する。	○		○	—	155	③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJIHSが機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワークの強化に努める。都道府県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	厚生労働省
317	厚生労働省	160	3-1-6-3. 医療機関等への情報提供・共有	対応期	国は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を、都道府県、医療機関等や医療従事者等、国民等に対して迅速に提供する。	○			—	166	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を都道府県、医療機関等や医療従事者等、国民等に対して迅速に提供・共有するための体制を整備する。	厚生労働省
318	警察庁	160	3-1-6-4. 医療機関や薬局における警戒活動	対応期	国は、医療機関や薬局及びその周辺において、国民等の混乱、不測の事態を防止するため、必要に応じた警戒活動を行うよう都道府県警察を指導・調整する。			○	—	—	—	警察庁

⑨治療薬・治療法（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
319	厚生労働省	160	3-1-6-5. 治療薬の流通管理	対応期	① 国は、引き続き、都道府県等と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。また、それらの流通状況を調査し、過剰な量の買い込みをしない等、適正な流通を指導する。	○		○	—	168	① 国は、治療薬の供給量に制限がある場合の流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等及び医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、有事を想定した準備や訓練等を行う。	厚生労働省
320	厚生労働省	160	3-1-6-5. 治療薬の流通管理	対応期	② 国は、対症療法薬についても、適切に使用するよう要請するとともに、それらの流通状況を調査し、適正な流通を指導する。	○		○	—	176	⑥ 国は、解熱鎮痛薬、鎮咳薬、抗炎症薬等の対症療法に用いる治療薬（以下「対症療法薬」という。）について生産、輸入又は販売の事業を行う事業者に対し、定期的に、生産等の状況について報告を求めるほか、対症療法薬の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求める。	厚生労働省
321	厚生労働省	160	3-1-6-5. 治療薬の流通管理	対応期	③ 国は、患者数が減少した段階においては、必要に応じ、製薬関係企業等に次の感染拡大に備えた増産の要請等を行う。また、国及び都道府県は、必要に応じ、増産された治療薬を確保する。	○		○	—	174	④ 国は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザの発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。また、必要に応じて、製造販売業者への増産を要請する。	厚生労働省
322	厚生労働省	160	3-1-6-5. 治療薬の流通管理	対応期	④ 国及び都道府県は、治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、準備期に整理した医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に対して適時に公平な配分を行う。また、供給が安定した場合には一般流通による供給に移行する。	○			—	168	① 国は、治療薬の供給量に制限がある場合の流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等及び医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、有事を想定した準備や訓練等を行う。	厚生労働省
323	厚生労働省	160	3-1-7. 中長期的予後の把握と合併症に対する治療法等の研究	対応期	国は、JIHSや関係学会等と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等の感染に伴う合併症や中長期的な予後を把握するとともに、合併症に対する治療法等について分析し、必要な研究を実施する。これにより得られた知見については、診療指針等に適宜反映するとともに、都道府県や医療機関、国民等に対して周知する。			○	—	—	—	厚生労働省
324	厚生労働省	161	3-1-8. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）	対応期	① 国は、国及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、また、各都道府県の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかを確認するとともに、都道府県の要請等に応じ、国備蓄分を配分する等の調整を行う。	○			—	168, 172, 177	① 国は、治療薬の供給量に制限がある場合の流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等及び医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、有事を想定した準備や訓練等を行う。 ② 国及び都道府県は、抗インフルエンザウイルス薬について、諸外国における最新の備蓄状況や医学的な知見等を踏まえ、全り患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄する。その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。 ⑦ 国は、備蓄した治療薬について、必要に応じ、製造販売業者による流通備蓄分を含め備蓄量の把握を行う。	厚生労働省

⑨治療薬・治療法（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
325	厚生労働省	161	3-1-8. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）	対応期	② 国は、都道府県等と連携し、医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。			○	—	—	—	厚生労働省
326	厚生労働省	161	3-1-8. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）	対応期	③ 国及び都道府県は、患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の補充を行う。			○	—	—	—	厚生労働省
327	厚生労働省	161	3-2-1. 体制等の緩和と重点化	対応期	国は、感染症危機の状況や各地域の実情等を総合的に考慮して治療薬の確保や流通管理に関する体制等の緩和について検討し、必要に応じて、対症療法薬の増産の要請等 及び生産体制の強化の支援等を行う。また、重症化リスクの高い特定のグループに対して、必要な治療が提供されるよう重点的な対策を行う。	○		○	—	174, 176	④ 国は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザの発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。また、必要に応じて、製造販売業者への増産を要請する。 ⑥ 国は、解熱鎮痛薬、鎮咳薬、抗炎症薬等の対症療法に用いる治療薬（以下「対症療法薬」という。）について生産、輸入又は販売の事業を行う事業者に対し、定期的に、生産等の状況について報告を求めるほか、対症療法薬の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求める。	厚生労働省
328	厚生労働省	161	3-2-2. リスク増加の可能性を踏まえた備えの充実等	対応期	国は、病原体の変異に伴う病原性や感染性の増加や、予期せぬ治療薬関連物資等の不足、他の感染症の同時流行等の複合的な危機が発生した場合等、リスクが更に増加する可能性もあるため、引き続き情報収集や分析等を行い、状況に応じた対応を行う。			○	—	—	—	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
329	厚生労働省	168	2-1. 検査体制の整備	初動期	① 国は、対応期における発熱外来の迅速な稼働を可能とするため、都道府県等に対し、予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認を含め、検査体制を整備するよう要請を行い、必要に応じて支援を行う。また、準備期の準備に基づき、検査に必要な予算・人員を確保し、必要に応じて研修等を実施し、更なる人員確保を図る。	○			—	178	① 国は、都道府県等と連携し、感染症法に基づき作成した予防計画に基づき、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する等、有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための支援を行う。また、検査実施機関に対し、精度管理を行うための体制を整えるよう要請する。	厚生労働省
330	厚生労働省	168	2-1. 検査体制の整備	初動期	② 都道府県等は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。	○			—	182	⑤ 都道府県等は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。	厚生労働省
331	厚生労働省、経済産業省	168	2-1. 検査体制の整備	初動期	③ 国は、検査物資の確保状況を確認し、必要に応じて検査物資の増産を試薬・検査機器メーカー等の民間企業等へ要請する。	○			—	246	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して、例えば、事業所における感染拡大に備えた人員確保等の体制の整備に取り組む等、有事にも、可能な限り、感染症対策物資等の安定的な供給に支障が生じないよう必要な対策を講ずるよう要請する。	厚生労働省
								○	—	—	—	経済産業省
332	厚生労働省、関係省庁	168	2-1. 検査体制の整備	初動期	④ 国は、国内での新型インフルエンザ等の発生時に検体や病原体の迅速な搬送が実施できるよう、必要に応じて運送事業者等と協定等を締結するとともに、協力事業者の拡大の必要性について判断する。	○			—	181	④ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、検疫所や地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等の有事に検査の実施に関与する機関（以下「検査関係機関等」という。）との間の役割分担を平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に検査ができるよう、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の検討を行い、必要に応じて協定等を締結できるよう準備を進める。	厚生労働省
333	厚生労働省	168	2-1. 検査体制の整備	初動期	⑤ 国は、JIHSと連携し、水際対策の強化に伴い、検疫所等でPCR検査等の検査を実施するための技術的検証を行い、検疫所等が保有する検査機器が活用できる体制を整備する。	○			—	69, 181	④ 国は、新型インフルエンザ等に対する検疫所における PCR 検査等の検査の実施体制を整備するとともに、必要に応じて最寄りの地方衛生研究所等や民間検査会社に PCR 検査等の検査を依頼できるよう、必要に応じて協定を締結する等、協力体制を構築する。 ④ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、検疫所や地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等の有事に検査の実施に関与する機関（以下「検査関係機関等」という。）との間の役割分担を平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に検査ができるよう、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の検討を行い、必要に応じて協定等を締結できるよう準備を進める。	厚生労働省
334	厚生労働省、外務省	168	2-1. 検査体制の整備	初動期	⑥ 国は、JIHSと協力し、海外における情報も含めて、幅広く新型インフルエンザ等に関する情報の収集を行い、入手した情報を基に検査体制を拡充する。	○			—	195	① 国及びJIHSは、診断薬・検査機器等を早期に開発・製造し流通させるため、海外からの検体や病原体、ゲノム配列データ等の入手の仕組みや搬送体制について確認し、必要な対応を行う。	厚生労働省
						○			—	24	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	外務省

⑩検査（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
335	厚生労働省、外務省	169	2-2. 国内におけるPCR検査等の汎用性の高い検査手法の確立と普及	初動期	① 国は、JIHSと連携し、海外で新型インフルエンザ等が発生している場合は、速やかに検体や病原体の入手に努め、入手した検体を基に病原体の検出手法を確立するとともに、病原体情報を公表する。また、病原体又は病原体情報を基に検査方法の確立を迅速に行う。	○			—	186	③ JIHSは、都道府県等、地方衛生研究所等、検疫所、研究機関、学会等、試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練を実施する。	厚生労働省
						○			—	25	② 国及びJIHSは、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する国際連携の取組による連携・協力体制に参画する。	外務省
336	厚生労働省、外務省	169	2-2. 国内におけるPCR検査等の汎用性の高い検査手法の確立と普及	初動期	② JIHSは、海外から検体や病原体を速やかに入手するとともに、検疫所や国内で採取された検体を収集し病原体を確保し、検査試薬の開発及び検査マニュアルの作成を行う。	○			—	186, 195	③ JIHSは、都道府県等、地方衛生研究所等、検疫所、研究機関、学会等、試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練を実施する。 ① 国及びJIHSは、診断薬・検査機器等を早期に開発・製造し流通させるため、海外からの検体や病原体、ゲノム配列データ等の入手の仕組みや搬送体制について確認し、必要な対応を行う。	厚生労働省
						○			—	25	② 国及びJIHSは、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する国際連携の取組による連携・協力体制に参画する。	外務省
337	厚生労働省	169	2-2. 国内におけるPCR検査等の汎用性の高い検査手法の確立と普及	初動期	③ 国は、JIHSと連携し、既存の診断薬・検査機器等の活用の可否を検討し判断するとともに、検査試薬及び検査マニュアルを速やかに地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等に配布する等の技術的支援を行う。	○			—	181, 186	④ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、検疫所や地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等の有事に検査の実施に関与する機関（以下「検査関係機関等」という。）との間の役割分担を平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に検査ができるよう、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の検討を行い、必要に応じて協定等を締結できるよう準備を進める。 ③ JIHSは、都道府県等、地方衛生研究所等、検疫所、研究機関、学会等、試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練を実施する。	厚生労働省
338	厚生労働省	169	2-2. 国内におけるPCR検査等の汎用性の高い検査手法の確立と普及	初動期	④ 国は、JIHSと連携し、新型インフルエンザ等の発生当初から研究開発能力を有する研究機関や検査機関、民間検査機関等と協力の上、速やかにPCR検査等の最適で汎用性の高い検査方法の開発を行い、臨床研究により評価を行うとともに、検査の使用方法について取りまとめ、医療機関等に情報提供・共有する。	○			—	192	国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県等や国内外の研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。	厚生労働省
339	厚生労働省	169	2-3. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	初動期	① 国は、検査診断技術の研究開発や確立に資する科学的知見の収集及び共有に努める。	○			—	192	国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県等や国内外の研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。	厚生労働省
340	厚生労働省	169	2-3. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	初動期	② JIHSは、国と連携し、検体から速やかに病原体を分離し、適切な病原体管理が可能な研究開発企業や研究機関、学会等の関係機関からの研究開発目的での要望に対し分与・提供する。	○			—	186	③ JIHSは、都道府県等、地方衛生研究所等、検疫所、研究機関、学会等、試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練を実施する。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
341	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省	169	2-3. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	初動期	③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、準備期に構築した都道府県等や国内外の医療機関や研究機関等との連携やネットワークを活用し、作製した感染症検体パネルを提供する等、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに検査診断技術の研究開発を行うとともに、開発した検査診断技術について品質の担保を含めた評価を行う。また、各種検査方法について指針を取りまとめ、地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関等に情報を提供・共有する。	○			—	192	国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県等や国内外の研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。	厚生労働省
						○			—	192	国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県等や国内外の研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。	健康・医療戦略推進事務局
						○			—	192	国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県等や国内外の研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。	外務省
342	厚生労働省	170	2-3. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	初動期	④ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	○			—	197	③ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	厚生労働省
343	厚生労働省	170	2-3. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	初動期	⑤ 国は、開発された診断薬・検査機器等が早期に使用可能となるよう、緊急承認等の仕組みの適用の可否について速やかに検討を行う。薬事承認を取得した診断薬・検査機器等の情報を、その使用方法とともに医療機関等に速やかに情報提供・共有する。	○			—	196	② 国は、診断薬等を早期に開発・製造し流通させるため、新型インフルエンザ等の発生時における審査・承認の手続を迅速化する方法について整理し、必要な対応を行う。	厚生労働省
344	厚生労働省、外務省、経済産業省	170	2-4. 診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整	初動期	国は、国外で新型インフルエンザ等に対する有効な検査方法が開発される可能性を踏まえ、国内外の関連企業との診断薬・検査機器等の調達に係る調整を行う。また、新型インフルエンザ等以外の通常医療の診断薬・検査機器等が不足するおそれがある場合には、需給状況を是正するよう、供給に係る調整も行う。	○			—	198	④ 国は、WHOや諸外国の研究開発等の対応状況等に関する情報収集に努め、国際的な研究開発等の協力、診断薬・検査機器等の輸入又は輸出に係る国家間や関係機関との調整等を行い、国際的な連携・協力体制を構築する。	厚生労働省
						○			—	198	④ 国は、WHOや諸外国の研究開発等の対応状況等に関する情報収集に努め、国際的な研究開発等の協力、診断薬・検査機器等の輸入又は輸出に係る国家間や関係機関との調整等を行い、国際的な連携・協力体制を構築する。	外務省
						○			—	198	④ 国は、WHOや諸外国の研究開発等の対応状況等に関する情報収集に努め、国際的な研究開発等の協力、診断薬・検査機器等の輸入又は輸出に係る国家間や関係機関との調整等を行い、国際的な連携・協力体制を構築する。	経済産業省
345	厚生労働省	170	2-5. リスク評価に基づく検査実施の方針の検討	初動期	① 国は、都道府県等及びJIHSと連携し、準備期において整理した検査実施の方針の基本的な考え方も踏まえ、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況や医療提供体制の状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定するとともに、段階的に検査実施の方針を見直す。さらに、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、国民等に分かりやすく提供・共有する。			○	—	—	—	厚生労働省

⑩検査（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
346	厚生労働省	170	2-5. リスク評価に基づく検査実施の方針の検討	初動期	② 国は、新型インフルエンザ等の感染症の特徴や感染状況、検査の特性や検査体制を考慮し、国民生活を維持することを目的として検査を活用することの是非について、技術的な観点に加え、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の観点も考慮して判断を行うとともに、利活用する場合は迅速検査キットの開発も想定されることを念頭に検査実施の方針を決定する。	○			－	199	国は、新型インフルエンザ等の発生時の流行状況、医療提供体制の状況と検査実施能力や国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の様々な観点を考慮し、目的に応じ、それぞれの検査方法をどのような対象者に対して行うか等の基本的な考え方を示す検査実施の方針を整理し、有事に備える。	厚生労働省
347	厚生労働省	171	3-1. 検査体制の拡充	対応期	① 国は、予防計画に基づき、都道府県等から、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認及び検査実施数について定期的な報告を受けた上で、必要に応じて検査体制を拡充するよう要請を行い、必要に応じて支援を行うとともに、検査に必要な予算及び人員の見直し並びに確保を行う。	○			－	178	① 国は、都道府県等と連携し、感染症法に基づき作成した予防計画に基づき、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する等、有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための支援を行う。また、検査実施機関に対し、精度管理を行うための体制を整えるよう要請する。	厚生労働省
348	厚生労働省	171	3-1. 検査体制の拡充	対応期	② 都道府県等は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告する。	○			－	182	⑤ 都道府県等は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。	厚生労働省
349	厚生労働省、経済産業省	171	3-1. 検査体制の拡充	対応期	③ 国は、検査物資の確保状況を確認し、必要に応じて検査物資の増産を試薬・検査機器メーカー等の民間企業等へ要請する。	○			－	246	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して、例えば、事業所における感染拡大に備えた人員確保等の体制の整備に取り組む等、有事にも、可能な限り、感染症対策物資等の安定的な供給に支障が生じないよう必要な対策を講ずるよう要請する。	厚生労働省
								○	－	－	－	経済産業省
350	厚生労働省、関係省庁	171	3-1. 検査体制の拡充	対応期	④ 国は、検体や病原体の迅速な搬送が実施できるよう、必要に応じて追加的に運送事業者等と協定等を締結するとともに、協力事業者の拡大の必要性について判断し、必要な対応を行う。	○			－	181	④ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、検疫所や地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等の有事に検査の実施に関与する機関（以下「検査関係機関等」という。）との間の役割分担を平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に検査ができるよう、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の検討を行い、必要に応じて協定等を締結できるよう準備を進める。	厚生労働省
351	厚生労働省、外務省	171	3-1. 検査体制の拡充	対応期	⑤ 国は、JIHSと協力し、国内外の検査体制に係る情報を収集するとともに、必要に応じて国内の検査体制の維持や拡充等のための見直しを行う。	○		○	－	181	④ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、検疫所や地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等の有事に検査の実施に関与する機関（以下「検査関係機関等」という。）との間の役割分担を平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に検査ができるよう、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の検討を行い、必要に応じて協定等を締結できるよう準備を進める。	厚生労働省
						○			－	24	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	外務省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
352	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	171	3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	対応期	① 国及びJIHSは、AMEDや官民の研究機関と連携し、準備期に構築した検査関係機関等との連携やネットワークを活用し、臨床研究を推進し、検査方法の研究開発や確立に資する科学的知見の収集及び共有を図る。	○			—	192	国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県等や国内外の研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。	厚生労働省
						○			—	192	国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県等や国内外の研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。	健康・医療戦略推進事務局
353	厚生労働省	172	3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	対応期	② 国は、JIHSと連携し、国内で検査方法が開発された場合は、開発された検査方法の臨床試験の実施に係る支援を行う。	○			—	192	国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県等や国内外の研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。	厚生労働省
354	厚生労働省	172	3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	対応期	③ 国は、開発された診断薬・検査機器等が早期に使用可能となるよう、緊急承認等の仕組みの適用の可否について速やかに検討を行う。	○			—	196	② 国は、診断薬等を早期に開発・製造し流通させるため、新型インフルエンザ等の発生時における審査・承認の手続を迅速化する方法について整理し、必要な対応を行う。	厚生労働省
355	厚生労働省	172	3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	対応期	④ 国は、JIHSと連携し、臨床試験により診断薬・検査機器等の評価を速やかに行い、薬事承認を取得した迅速検査キットや抗体検査等の診断薬・検査機器等についてその使用方法とともに医療機関等に速やかに情報提供・共有する。			○	—	—	—	厚生労働省
356	厚生労働省	172	3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	対応期	⑤ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	○			—	197	③ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	厚生労働省
357	厚生労働省、経済産業省	172	3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	対応期	⑥ 国は、医療機関を含む検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査物資の確保状況や流通状況を確認し、必要に応じて検査物資の増産を要請するとともに、買取保証についても検討し、検査物資の確保に努める。	○			—	246	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して、例えば、事業所における感染拡大に備えた人員確保等の体制の整備に取り組む等、有事にも、可能な限り、感染症対策物資等の安定的な供給に支障が生じないよう必要な対策を講ずるよう要請する。	厚生労働省
								○	—	—	—	経済産業省
358	厚生労働省	172	3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	対応期	⑦ 国及びJIHSは、新たに、より安全性が高い検査方法や検体採取方法が開発された場合は、これらの手法の医療機関等への速やかな普及を図る。			○	—	—	—	厚生労働省
359	厚生労働省、消費者庁	172	3-3. 検査方法の精度の維持管理や見直し等	対応期	国は、JIHSと連携し、薬事承認を得ていない検査方法が活用されている場合は、これらの検査精度に関する情報の収集に努め、課題が認められる場合には、必要に応じて、当該検査方法の精度等の改善に係る指導や販売の中止の要請を行うほか、法令に違反する表示に対しては、表示の改善の指導等を行う。			○	—	—	—	厚生労働省
							○		<u>景品表示法に違反するおそれのある情報に接した場合は、法と証拠に基づき適切に対処できる体制を整えている。</u>	—	—	消費者庁

⑩検査（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
360	厚生労働省、外務省、経済産業省	172	3-4. 診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整	対応期	国は、国外で新型インフルエンザ等に対する有効な検査方法が開発される可能性を踏まえ、国内外の関連企業との診断薬・検査機器等の調達に係る調整を行う。また、新型インフルエンザ等以外の通常医療の診断薬・検査機器等が不足するおそれがある場合には、需給状況を是正するよう、供給に係る調整も行う。		○		—	—	—	厚生労働省
						○			—	198	④ 国は、WHOや諸外国の研究開発等の対応状況等に関する情報収集に努め、国際的な研究開発等の協力、診断薬・検査機器等の輸入又は輸出に係る国家間や関係機関との調整等を行い、国際的な連携・協力体制を構築する。	外務省
						○			—	198	④ 国は、WHOや諸外国の研究開発等の対応状況等に関する情報収集に努め、国際的な研究開発等の協力、診断薬・検査機器等の輸入又は輸出に係る国家間や関係機関との調整等を行い、国際的な連携・協力体制を構築する。	経済産業省
361	厚生労働省	173	3-5. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し	対応期	① 国は、都道府県等及びJHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況や医療提供体制の状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定するとともに、段階的に検査実施の方針を見直す。さらに、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、国民等に分かりやすく提供・共有する。			○	—	—	—	厚生労働省
362	厚生労働省	173	3-5. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し	対応期	② 国は、ワクチン等により免疫の獲得が進んだ場合や、病原体の変異により病原性や感染性等が低下した場合等、感染症危機の状況や各地域の実情等を総合的に考慮し、段階的に検査実施の方針の見直し等を検討し判断する。			○	—	—	—	厚生労働省
363	厚生労働省	173	3-5. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し	対応期	③ 国は、新型インフルエンザ等の感染症の特徴や感染状況、検査の特性や検査体制を考慮し、国民生活の維持を目的として検査を活用することの是非について、技術的な観点に加え、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の観点も考慮して判断を行うとともに、利活用する場合は迅速検査キットの活用も想定されることを念頭に検査実施の方針を決定する。	○			—	199	国は、新型インフルエンザ等の発生時の流行状況、医療提供体制の状況と検査実施能力や国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の様々な観点を考慮し、目的に応じ、それぞれの検査方法をどのような対象者に対して行うか等の基本的な考え方を示す検査実施の方針を整理し、有事に備える。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
364	厚生労働省	180	2-1. 有事体制への移行準備	初動期	① 国は、都道府県等に対し、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）及び地方衛生研究所等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた以下の（ア）から（オ）までの対応に係る準備を行うよう、要請や助言を行う。 （ア） 医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等） （イ） 積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握 （ウ） IHEAT要員に対する都道府県等が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請 （エ） 感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化 （オ） 地方衛生研究所等、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備	○			－	202, 204	③ 都道府県等は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。 ② 国は、都道府県等に対し、予防計画に定める地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結した民間検査機関等における検査体制（検査の実施能力）の目標値の達成状況を確認する。都道府県等は、地方衛生研究所等、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。	厚生労働省
365	厚生労働省	180	2-1. 有事体制への移行準備	初動期	② 都道府県等は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び地方衛生研究所等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。また、都道府県等の本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。	○			－	202, 204	③ 都道府県等は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。 ② 国は、都道府県等に対し、予防計画に定める地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結した民間検査機関等における検査体制（検査の実施能力）の目標値の達成状況を確認する。都道府県等は、地方衛生研究所等、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。	厚生労働省
366	厚生労働省	181	2-1. 有事体制への移行準備	初動期	③ 国は、都道府県に対して、感染症指定医療機関において、速やかに感染症患者に適切な医療を提供する体制を確保するよう要請する。	○			－	213	その際、都道府県は、必要に応じて総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保について、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
367	厚生労働省	181	2-1. 有事体制への移行準備	初動期	④ 都道府県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において都道府県連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。	○			－	212, 226, 145	また、都道府県連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、都道府県等は、予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、都道府県等が作成する都道府県行動計画や市町村行動計画、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所及び地方衛生研究所等が作成する健康危機対処計画と整合性の確保を図る。 国は、平時から感染症サーベイランスシステムや医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、有事もこれらのシステムを継続して活用できるよう体制を整備する。また、都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等と連携した訓練を通じ、各種システムの運用に関する課題について、都道府県等、保健所、地方衛生研究所等、医療機関等が効率的に業務を遂行できるよう改善を図る。 都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。 また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省

⑪保健（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
368	厚生労働省	181	2-1. 有事体制への移行準備	初動期	⑤ 保健所は、健康危機対処計画に基づき、都道府県等の本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。	○			—	216	② 保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。	厚生労働省
369	厚生労働省	181	2-1. 有事体制への移行準備	初動期	⑥ 都道府県等は、JIHSによる地方衛生研究所等への技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下2-2に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。	○			—	219, 220	⑤ 地方衛生研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がJIHSと連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国及び都道府県等と協力して検査体制の維持に努める。 ⑥ 地方衛生研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、平時から都道府県等の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。	厚生労働省
370	厚生労働省	181	2-1. 有事体制への移行準備	初動期	⑦ 地方衛生研究所等は、健康危機対処計画に基づき、都道府県等の本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS等と連携して感染症の情報収集に努める。	○			—	218	④ 地方衛生研究所等は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。	厚生労働省
371	厚生労働省	181	2-1. 有事体制への移行準備	初動期	⑧ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	○			—	225	⑪ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	厚生労働省
372	厚生労働省、統括庁	181	2-2. 住民への情報提供・共有の開始	初動期	① 国は、JIHSと協力し、国内外での新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生状況を迅速に把握するとともに、当該感染症の特徴や有効な感染防止対策等、都道府県等が住民に対して行うリスクコミュニケーション等に必要な情報提供・共有を行うことで、都道府県等を支援する。	○			—	227, 37	① 国は、平時からJIHS等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、都道府県等に提供する。 国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省
						○		○	—	227, 37	① 国は、平時からJIHS等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、都道府県等に提供する。 国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	統括庁
373	厚生労働省	182	2-2. 住民への情報提供・共有の開始	初動期	② 国は、都道府県等に対して、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受ける相談センターを速やかに整備するよう要請する。	○			—	125	都道府県等は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
374	厚生労働省	182	2-2. 住民への情報提供・共有の開始	初動期	③ 都道府県等は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発 生国・地域からの帰国者等有症状者等に対して、必要に応じて 適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。	○			－	228	② 都道府県等は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じ た方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法 や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方 法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に 速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。	厚生労働省
375	厚生労働 省、統括庁	182	2-2. 住民への情報提供・共有の開始	初動期	④ 都道府県等は、国が設置した情報提供・共有のためのホーム ページ等の住民への周知、Q&Aの公表、住民向けのコールセン ター等の設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有 体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行 い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。	○			－	229	③ 都道府県等は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である住民等と可能な 限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行う ことができるよう、住民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいか す方法等を整理する。	厚生労働省
						○			－	229	③ 都道府県等は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である住民等と可能な 限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行う ことができるよう、住民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいか す方法等を整理する。	統括庁
376	厚生労働省	182	2-3. 新型インフルエ ンザ等感染症等に係 る発生等の公表前に 管内で感染が確認さ れた場合の対応	初動期	都道府県等は、第3章第2節（「サーベイランス」における初動 期）2-2-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型イン フルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で疑似症患者が 発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対 して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症の まん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入 院について協力を求める。	○			－	211	都道府県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、都道府県連携協議会等を活用 し、平時から保健所や地方衛生研究所等のみならず、管内の市町村、消防機関等の関 係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。	厚生労働省
377	厚生労働省	183	3-1. 有事体制への移行	対応期	① 都道府県等は、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する 応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、 保健所の感染症有事体制を確立するとともに、地方衛生研究所等 の検査体制を速やかに立ち上げる。	○			－	202, 204	③ 都道府県等は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る 発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職 員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症 有事体制を構成する人員を確保する。 ② 国は、都道府県等に対し、予防計画に定める地方衛生研究所等や検査等措置協定 を締結した民間検査機関等における検査体制（検査の実施能力）の目標値の達成状況 を確認する。都道府県等は、地方衛生研究所等、検査等措置協定を締結している医療 機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。	厚生労働省
378	厚生労働省	183	3-1. 有事体制への移行	対応期	② 国は、都道府県等における保健所及び地方衛生研究所等の感 染症有事体制への移行及び体制拡充の状況や感染症対応業務への 対応状況を確認し、都道府県等に対し必要な助言・支援等を行 う。			○	－	－	－	厚生労働省
379	厚生労働省	183	3-1. 有事体制への移行	対応期	③ 都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約、 地方公共団体間の調整、業務の一元化等の対応により、保健所設 置市等を支援する。また、国、他の都道府県及び管内の保健所設 置市等と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医 療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調 整、保健活動への支援等を行う。 さらに、必要に応じて管内の保健所設置市等に対する総合調整権 限・指示権限を行使する。	○			－	211, 213	都道府県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、都道府県連携協議会等を活用 し、平時から保健所や地方衛生研究所等のみならず、管内の市町村、消防機関等の関 係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。 その際、都道府県は、必要に応じて総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確 保について、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
380	厚生労働省	183	3-1. 有事体制への移行	対応期	④ 都道府県は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住 民の理解の増進を図るために必要な情報を市町村と共有する。			○	－	－	－	厚生労働省

⑪保健（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
381	厚生労働省	183	3-1. 有事体制への移行	対応期	⑤ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	○			－	225	⑪ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	厚生労働省
382	厚生労働省	184	3-2. 主な対応業務の実施 3-2-1. 相談対応	対応期	都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等は、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下3-2-1から3-2-7までに記載する感染症対応業務を実施する。 都道府県等は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や都道府県での一元化等を行うことを検討する。	○			－	211, 121	都道府県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、都道府県連携協議会等を活用し、平時から保健所や地方衛生研究所等のみならず、管内の市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。 ① 都道府県が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記1-1-1から1-1-7までに記載した相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。	厚生労働省
383	厚生労働省	184	3-2. 主な対応業務の実施 3-2-2. 検査・サーベイランス	対応期	① 国は、都道府県等及びJIHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定するとともに、段階的に検査実施の方針を見直す。さらに、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、国民等に分かりやすく提供・共有する。	○		○	－	227, 228	① 国は、平時からJIHS等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、都道府県等に提供する。 ② 都道府県等は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。	厚生労働省
384	厚生労働省	184	3-2. 主な対応業務の実施 3-2-2. 検査・サーベイランス	対応期	② 国は、都道府県等が行う感染症対応業務について、感染症サーベイランスシステムの活用により、効率化・負荷軽減を図る。	○			－	226	国は、平時から感染症サーベイランスシステムや医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、有事もこれらのシステムを継続して活用できるよう体制を整備する。また、都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等と連携した訓練を通じ、各種システムの運用に関する課題について、都道府県等、保健所、地方衛生研究所等、医療機関等が効率的に業務を遂行できるよう改善を図る。	厚生労働省
385	厚生労働省	184	3-2. 主な対応業務の実施 3-2-2. 検査・サーベイランス	対応期	③ 都道府県等は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断する。			○	－	－	－	厚生労働省
386	厚生労働省	184	3-2. 主な対応業務の実施 3-2-2. 検査・サーベイランス	対応期	④ 地方衛生研究所等は、保健所と連携して、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、地方衛生研究所等は、JIHSとの連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、JIHSへの地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、都道府県等の本庁や保健所等への情報提供・共有、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。	○			－	219, 218	⑤ 地方衛生研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がJIHSと連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国及び都道府県等と協力して検査体制の維持に努める。 ④ 地方衛生研究所等は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
387	厚生労働省、農林水産省、環境省	184	3-2. 主な対応業務の実施 3-2-2. 検査・サーベイランス	対応期	⑤ 国は、都道府県等及びJIHSと連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、退院等の届出の提出を求める。また、国は、都道府県等、JIHS及び関係機関と連携し、国内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。 なお、国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、都道府県等や医療現場の負担も過大となる。 このため、国は、医療機関からの患者報告による定点把握でも感染動向の把握が可能となった際には、患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担も考慮し、患者の全数把握の必要性を再評価し、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制を検討し、適切な時期に移行を実施する。 都道府県等は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。			○	—	—	—	厚生労働省
						○			—	48	③ 国及び都道府県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家さんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	農林水産省
						○			—	48	③ 国及び都道府県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家さんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	環境省
388	厚生労働省	185	3-2-3. 積極的疫学調査	対応期	① 都道府県等は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、保健所等において、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHSが示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。	○			—	215	① 都道府県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や地方衛生研究所等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。	厚生労働省
389	厚生労働省	185	3-2-3. 積極的疫学調査	対応期	② 国は、新型インフルエンザ等について、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、積極的疫学調査の対象範囲を見直し、都道府県等に対し、その内容を周知する。無症状病原体保有者からの感染が確認される等、他の感染症と大きく異なる特徴が判明した場合は、積極的疫学調査によって得られる効果や保健所における業務負荷等も勘案した上で、対象範囲や調査項目を検討し、都道府県等に対し、その内容を周知する。			○	—	—	—	厚生労働省
390	厚生労働省	185	3-2-3. 積極的疫学調査	対応期	③ 都道府県等は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。	○			—	215	① 都道府県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や地方衛生研究所等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。	厚生労働省

⑪保健（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
391	厚生労働省	185	3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送	対応期	① 都道府県等は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。なお、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかでない場合は、都道府県等は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ国及びJHSへ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。	○			—	212, 213	また、都道府県連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、都道府県等は、予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、都道府県等が作成する都道府県行動計画や市町村行動計画、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所及び地方衛生研究所等が作成する健康危機対処計画と整合性の確保を図る。 その際、都道府県は、必要に応じて総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保について、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
392	厚生労働省、関係省庁	186	3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送	対応期	② 都道府県は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所設置市等を含む管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門（都道府県調整本部）の適時の設置、管内の入院調整の一元化、総合調整権限・指示権限の行使を行う。入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て行うことにより、保健所の業務負荷軽減を図る。	○			—	212, 213	また、都道府県連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、都道府県等は、予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、都道府県等が作成する都道府県行動計画や市町村行動計画、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所及び地方衛生研究所等が作成する健康危機対処計画と整合性の確保を図る。 その際、都道府県は、必要に応じて総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保について、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
393	厚生労働省	186	3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送	対応期	③ 都道府県は、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関に対し、必要に応じて、自宅療養者等に対して往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行うとともに、自宅療養者等の状態に応じて適切に対応するよう要請する。	○			—	214	さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、都道府県等は、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。	厚生労働省
394	厚生労働省	186	3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送	対応期	④ 都道府県は、宿泊療養施設について、地域の実情に応じて、施設ごとにその役割や入所対象者を決めた上で運用する。	○			—	214	さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、都道府県等は、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。	厚生労働省
395	厚生労働省	186	3-2-5. 健康観察及び生活支援	対応期	① 都道府県等は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託や市町村の協力を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。	○			—	215	① 都道府県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や地方衛生研究所等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。	厚生労働省
396	厚生労働省	187	3-2-5. 健康観察及び生活支援	対応期	② 都道府県等は、必要に応じ、市町村と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を市町村と共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。	○			—	214	さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、都道府県等は、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
397	厚生労働省	187	3-2-5. 健康観察及び生活支援	対応期	③ 都道府県等は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。	○			—	226	国は、平時から感染症サーベイランスシステムや医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、有事もこれらのシステムを継続して活用できるよう体制を整備する。また、都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等と連携した訓練を通じ、各種システムの運用に関する課題について、都道府県等、保健所、地方衛生研究所等、医療機関等が効率的に業務を遂行できるよう改善を図る。	厚生労働省
398	厚生労働省	187	3-2-6. 健康監視	対応期	① 都道府県等は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。			○	—	—	—	厚生労働省
399	厚生労働省	187	3-2-6. 健康監視	対応期	② 国は、都道府県等が検疫所から通知があったときに行う健康監視について、当該都道府県等から要請があり、かつ、当該都道府県等の体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該都道府県等に代わって健康監視を実施する。			○	—	—	—	厚生労働省
400	統括庁、厚生労働省	187	3-2-7. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	対応期	④ 都道府県等は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、住民等の理解を深めるため、住民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。	○			—	228	② 都道府県等は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。	統括庁
						○			—	228	② 都道府県等は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。	厚生労働省
401	統括庁、厚生労働省	187	3-2-7. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	対応期	② 都道府県等は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、管内の市町村と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。	○			—	231	⑤ 都道府県等は、市町村と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。	統括庁
						○			—	231	⑤ 都道府県等は、市町村と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。	厚生労働省
402	厚生労働省	188	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行	対応期	① 国は、都道府県等における保健所及び地方衛生研究所等の感染症有事体制への移行状況や感染症対応業務への対応状況を適時適切に把握するとともに、円滑な移行が可能となるよう必要に応じて助言・支援する。	○			—	205	③ 都道府県等又は保健所は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。地方衛生研究所等においても、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。 なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。	厚生労働省

⑪保健（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
403	厚生労働省	188	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行	対応期	② 都道府県等は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び地方衛生研究所等の有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。 また、都道府県等は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を行う。	○			—	202, 204	③ 都道府県等は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。 ② 国は、都道府県等に対し、予防計画に定める地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結した民間検査機関等における検査体制（検査の実施能力）の目標値の達成状況を確認する。都道府県等は、地方衛生研究所等、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。	厚生労働省
404	厚生労働省	188	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行	対応期	③ 国は、感染症法の厚生労働大臣による総合調整の規定等に基づき、都道府県から広域派遣の調整の依頼を受けた際は、他の都道府県と調整し、保健師等の地方公共団体の職員が保健所等の業務の負担が増大した地方公共団体に派遣されるよう調整する。	○			—	200	① 国は、都道府県の区域を越えた応援職員の派遣の仕組みを全国知事会等とも協力しながら整備する。	厚生労働省
405	厚生労働省	188	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行	対応期	④ JIHSは、都道府県等からの要請に基づき、地域の感染状況等の実情に応じて実地疫学の専門家等の派遣について検討し、必要に応じて実施する。	○			—	217	③ JIHSは、地方衛生研究所等との情報共有を始めとした連携体制を構築するとともに、迅速な検査や疫学調査の機能の維持及び強化のために必要な支援を行う。	厚生労働省
406	厚生労働省	188	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行	対応期	⑤ 都道府県等は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等のICTツールの活用や都道府県での業務の一元化・外部委託等により、保健所及び地方衛生研究所等における業務の効率化を推進する。	○			—	205	③ 都道府県等又は保健所は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。地方衛生研究所等においても、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。 なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。	厚生労働省
407	厚生労働省	188	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行	対応期	⑥ 都道府県等は、保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。	○			—	214, 215	さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、都道府県等は、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。 ① 都道府県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や地方衛生研究所等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
408	厚生労働省	188	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行	対応期	⑦ 保健所は、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。	○			—	215	① 都道府県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や地方衛生研究所等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。	厚生労働省
409	厚生労働省	188	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行	対応期	⑧ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	○			—	225	⑪ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	厚生労働省
410	厚生労働省	188	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-2. 検査体制の拡充	対応期	① 国は、都道府県等及びJIHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定する。			○	—	—	—	厚生労働省
411	厚生労働省	188	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-2. 検査体制の拡充	対応期	② 都道府県等は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。	○			—	204	② 国は、都道府県等に対し、予防計画に定める地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結した民間検査機関等における検査体制（検査の実施能力）の目標値の達成状況を確認する。都道府県等は、地方衛生研究所等、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。	厚生労働省
412	厚生労働省	189	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-2. 検査体制の拡充	対応期	③ 地方衛生研究所等は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。	○			—	219	⑤ 地方衛生研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がJIHSと連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国及び都道府県等と協力して検査体制の維持に努める。	厚生労働省
413	厚生労働省	189	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-2. 検査体制の拡充	対応期	④ 都道府県等は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。	○			—	215	① 都道府県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や地方衛生研究所等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。	厚生労働省
414	厚生労働省	189	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し	対応期	① 国は、都道府県等における保健所及び地方衛生研究所等の体制拡充の状況や感染症対応業務への対応状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて都道府県等に対し業務のひっ迫防止に資する助言・支援を行う。また、都道府県等で行う感染症対応業務について、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や感染状況等を踏まえ、必要に応じて全数把握や積極的疫学調査の重点化や見直し等、対応方針の変更について検討し、都道府県等に対し方針を示す。			○	—	—	—	厚生労働省

⑪保健（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
415	厚生労働省	189	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し	対応期	② JIHSは、引き続き、都道府県等からの要請に基づき、地域の感染状況等の実情に応じて実地疫学の専門家等の派遣について検討し、必要に応じて実施する。	○			—	217	③ JIHSは、地方衛生研究所等との情報共有を始めとした連携体制を構築するとともに、迅速な検査や疫学調査の機能の維持及び強化のために必要な支援を行う。	厚生労働省
416	厚生労働省	189	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し	対応期	③ 都道府県等は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を行う。	○			—	202	③ 都道府県等は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。	厚生労働省
417	厚生労働省	189	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し	対応期	④ 国は、引き続き、感染症法の厚生労働大臣による総合調整の規定等に基づき、都道府県から広域派遣の調整の依頼を受けた際は、他の都道府県と調整し、保健師等の地方公共団体の職員が保健所等の業務の負担が増大した地方公共団体に派遣されるよう調整する。	○			—	200	① 国は、都道府県の区域を越えた応援職員の派遣の仕組みを全国知事会等とも協力しながら整備する。	厚生労働省
418	厚生労働省	189	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し	対応期	⑤ 都道府県等は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、都道府県での業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。	○			—	205	③ 都道府県等又は保健所は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。地方衛生研究所等においても、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。 なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。	厚生労働省
419	厚生労働省	189	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し	対応期	⑥ 都道府県等は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や都道府県等の本庁、保健所及び地方衛生研究所等の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制や地方衛生研究所等の検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。	○		○	—	21	④ 都道府県は、感染症法に基づき、管内の保健所設置市等により構成される都道府県連携協議会を組織し、同協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。その協議結果及び国が定める基本指針等を踏まえた予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、特措法に基づき都道府県等が作成する行動計画、医療法に基づく医療計画及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性の確保を図る。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
420	厚生労働省	190	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し	対応期	⑦ 都道府県は、感染の拡大等により、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。	○			—	214, 223	さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、都道府県等は、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。 ⑨ 国、都道府県等及び保健所は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。	厚生労働省
421	厚生労働省	190	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し	対応期	⑧ 都道府県等は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した市町村を含めた食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。	○			—	214	さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、都道府県等は、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。	厚生労働省
422	厚生労働省	190	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保	対応期	① 国は、流行初期における対応を引き続き実施するとともに、都道府県等の予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握することに加え、都道府県等や地方衛生研究所等への助言を通じて、都道府県等における検査体制の整備に向けた取組を支援する。	○			—	204	② 国は、都道府県等に対し、予防計画に定める地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結した民間検査機関等における検査体制（検査の実施能力）の目標値の達成状況を確認する。都道府県等は、地方衛生研究所等、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。	厚生労働省
423	厚生労働省	190	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保	対応期	② 国は、ワクチン等により免疫の獲得が進んだ場合や、病原体の変異により病原性や感染性等が低下した場合等、感染症危機の状況や各地域の実情等を総合的に考慮し、リスク評価に基づき、段階的に検査実施の方針を見直すとともに、検査体制を見直し、都道府県等に対して方針を示す。			○	—	—	—	厚生労働省
424	厚生労働省	190	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保	対応期	③ 地方衛生研究所等は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、都道府県等の本庁や保健所等への情報提供・共有等を実施する。	○			—	218	④ 地方衛生研究所等は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。	厚生労働省
425	厚生労働省	190	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	対応期	① 国は、都道府県等に対し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を踏まえ、有事の体制等の段階的な縮小の検討を行うよう要請する。			○	—	—	—	厚生労働省

⑪保健（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
426	厚生労働省	190	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	対応期	② 都道府県等は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所及び地方衛生研究所等における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、住民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。	○		○	—	228	② 都道府県等は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
427	厚生労働省	195	2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認	初動期	① 国は、システム等を利用して、都道府県や協定締結医療機関における個人防護具の備蓄量等を確認する。	○			—	236, 243	② 国は、システム等を利用して、定期的に都道府県における感染症対策物資等の備蓄状況の確認を行うとともに、都道府県に対し、予防計画に定める個人防護具の備蓄の推進及び維持を確実に実施するよう要請するほか、必要な支援・助言等を行う。 ⑤ 国及び都道府県は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。	厚生労働省
428	厚生労働省	195	2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認	初動期	② 国及び都道府県は、システム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する。	○			—	243	⑤ 国及び都道府県は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。	厚生労働省
429	厚生労働省	195	2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認	初動期	③ 都道府県は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。	○			—	239, 241	① 都道府県は、予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、各都道府県が策定している医療計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。 ③ 国及び都道府県は、協定締結医療機関に対して、個人防護具以外の必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。	厚生労働省
430	厚生労働省、関係省庁	195	2-2. 感染症対策物資等の需給状況の確認	初動期	国は、生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者から、感染症対策物資等の需給状況について速やかな報告を求めるとともに、当該事業者からの報告やこれまでの感染症危機管理の経験等を踏まえ、感染症対策物資等の供給量等に不足がないか等を確認する。	○			—	245	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対し、平時から定期的に、生産等の状況について報告を求めるとともに、感染症対策物資等の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求め、その供給能力を把握する。	厚生労働省
431	厚生労働省、関係省庁	195	2-3. 円滑な供給に向けた準備	初動期	① 国は、感染症対策物資等の供給が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の業界団体や生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者等に対する生産の要請その他必要な対応を検討し、必要に応じて実施する。	○			—	233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	厚生労働省
432	厚生労働省	195	2-3. 円滑な供給に向けた準備	初動期	② 国は、都道府県に対し、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保するよう要請する。	○			—	236, 237, 239	② 国は、システム等を利用して、定期的に都道府県における感染症対策物資等の備蓄状況の確認を行うとともに、都道府県に対し、予防計画に定める個人防護具の備蓄の推進及び維持を確実に実施するよう要請するほか、必要な支援・助言等を行う。 ③ 国は、個人防護具について必要となる備蓄品目や備蓄水準を定め、都道府県はこれらを踏まえて備蓄する。 ① 都道府県は、予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、各都道府県が策定している医療計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。	厚生労働省
433	厚生労働省	196	2-3. 円滑な供給に向けた準備	初動期	③ 国は、医療機関等に対し、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保するよう要請する。	○			—	233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	厚生労働省

⑫物資（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
434	厚生労働省	196	2-3. 円滑な供給に向けた準備	初動期	④ 都道府県は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。	○			—	245	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対し、平時から定期的に、生産等の状況について報告を求めるほか、感染症対策物資等の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求め、その供給能力を把握する。	厚生労働省
435	厚生労働省	196	2-3. 円滑な供給に向けた準備	初動期	⑤ 国は、個人防護具について、医療機関等への配布やシステム等を利用した緊急配布等の準備を行う。	○			—	235	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。	厚生労働省
436	厚生労働省	197	3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等	対応期	① 国は、システム等を利用して、都道府県や協定締結医療機関における個人防護具の備蓄量等を随時確認する。	○			—	236, 243	② 国は、システム等を利用して、定期的に都道府県における感染症対策物資等の備蓄状況の確認を行うとともに、都道府県に対し、予防計画に定める個人防護具の備蓄の推進及び維持を確実に実施するよう要請するほか、必要な支援・助言等を行う。 ⑤ 国及び都道府県は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。	厚生労働省
437	厚生労働省	197	3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等	対応期	② 国及び都道府県は、システム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。	○			—	243	⑤ 国及び都道府県は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。	厚生労働省
438	厚生労働省	197	3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等	対応期	③ 国は、医療機関等に対し、医療の提供に必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置等を適切に確認するよう要請する。さらに、国は、医療機関に対し、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保するよう要請する。	○			—	241, 242	③ 国及び都道府県は、協定締結医療機関に対して、個人防護具以外の必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。 ④ 国及び都道府県は、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。	厚生労働省
439	厚生労働省、関係省庁	197	3-2. 感染症対策物資等の需給状況の確認	対応期	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に生産、流通及び在庫の状況や今後の生産計画等に関する報告等を求め、感染症対策物資等の需給状況について確認する。	○			—	245	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対し、平時から定期的に、生産等の状況について報告を求めるほか、感染症対策物資等の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求め、その供給能力を把握する。	厚生労働省
440	厚生労働省、関係省庁	197	3-3. 感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者への要請	対応期	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して、新型インフルエンザ等の感染拡大に伴う感染症対策物資等の需要の急増や流通量が増加する可能性を踏まえつつ、安定的かつ速やかに感染症対策物資等を対象地域へ届けるために必要な対応を行うよう要請する。	○			—	246	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して、例えば、事業所における感染拡大に備えた人員確保等の体制の整備に取り組む等、有事にも、可能な限り、感染症対策物資等の安定的な供給に支障が生じないよう必要な対策を講ずるよう要請する。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
441	厚生労働省、関係省庁	197	3-4. 不足物資の供給等適正化	対応期	① 国は、感染症対策物資等の供給が不足している場合又は今後不足するおそれがある場合は、当該感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者等に対し、生産や輸入等の促進の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行う。	○			—	233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	厚生労働省
442	厚生労働省	198	3-4. 不足物資の供給等適正化	対応期	② 国は、3-1①で確認した都道府県や協定締結医療機関の個人防護具の備蓄状況等や上記の生産事業者等への生産要請等を踏まえてもなお、個人防護具が不足するおそれがある場合等は、不足する地域や医療機関等に対し、必要な個人防護具の配布を行う。	○			—	235	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。	厚生労働省
443	厚生労働省、関係省庁	198	3-5. 円滑な供給のための生産・輸入事業者等への支援	対応期	国は、生産要請等を行った生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者等に対し、必要な財政上の措置その他の措置を講ずる。			○	—	—	—	厚生労働省
444	厚生労働省、その他 全省庁	198	3-6. 備蓄物資等の供給に関する相互協力	対応期	国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、各省庁や地方公共団体、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。	○			—	233, 235	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。 ① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。	厚生労働省
						○			—	233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	その他全省庁
445	厚生労働省、国土交通省	198	3-7. 緊急物資の運送等	対応期	① 国及び都道府県は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。	○			—	233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	厚生労働省
						○			—	233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	国土交通省

⑫物資（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
446	厚生労働省、国土交通省	198	3-7. 緊急物資の運送等	対応期	② なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定（地方）公共機関に対して運送又は配送を指示する。	○		—		233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	厚生労働省
						○		—		233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	国土交通省
447	厚生労働省、関係省庁	199	3-8. 物資の売渡しの要請等	対応期	① 都道府県は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する。	○		—		233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	厚生労働省
						○		—		233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	関係省庁
448	厚生労働省、関係省庁	199	3-8. 物資の売渡しの要請等	対応期	② 都道府県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。	○		—		233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	厚生労働省
						○		—		233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	関係省庁
449	厚生労働省、関係省庁	199	3-8. 物資の売渡しの要請等	対応期	③ 都道府県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。	○		—		233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	厚生労働省
						○		—		233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	関係省庁

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
450	厚生労働省、関係省庁	199	3-8. 物資の売渡しの要請等	対応期	④ 国は、都道府県の行う緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は都道府県から要請があったときは、自ら上記の①から③までの措置を行う。	○			—	233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	厚生労働省
						○			—	233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	関係省庁

⑬国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
451	統括庁、厚生労働省、業所管省庁	203	2-1. 事業継続に向けた準備等の要請	初動期	① 国は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。	○			—	252, 255	国は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。 ② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	統括庁
						○			—	252	国は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。	厚生労働省
						○			—	252	国は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。	業所管省庁
452	指定公共機関所管省庁、業所管省庁	203	2-1. 事業継続に向けた準備等の要請	初動期	② 指定（地方）公共機関等は、その業務計画に基づき、国及び都道府県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。国は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。	○			—	251	② 国及び都道府県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。	指定公共機関所管省庁、業所管省庁
453	統括庁、厚生労働省、業所管省庁	203	2-1. 事業継続に向けた準備等の要請	初動期	③ 国は、これらのほか、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。	○			—	250, 252, 255	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。 国は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。 ② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	統括庁
						○			—	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	厚生労働省
						○			—	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	業所管省庁

⑬国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
454	消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係省庁	203	2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する国民等及び事業者への呼び掛け	初動期	国は、国民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。		㊟		—	—	—	消費者庁
						○			—	255	② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	厚生労働省
						○			—	255	② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	農林水産省
						○			—	255	② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	経済産業省
						○			—	255	② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	関係省庁
455	全省庁	203	2-3. 法令等の弾力的な運用	初動期	国は、国民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について、周知を行う。また、その他新型インフルエンザ等の発生により、法令等への対応が困難となった制度につき、必要な対応策を速やかに検討し、所要の措置を講ずる。	○			—	249	国は、国民生活及び社会経済活動の安定を確保する観点から、新型インフルエンザ等の発生時に弾力的に運用することが必要な法令等について、具体的な対応方針を整理する。	全省庁
456	厚生労働省	204	2-4. 遺体の火葬・安置	初動期	国は、都道府県を通じ、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。	○			—	257	都道府県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	厚生労働省
457	消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係省庁	205	3-1. 国民生活の安定の確保を対象とした対応 3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する国民等及び事業者への呼び掛け	対応期	国は、国民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。		㊟		—	—	—	消費者庁
						○			—	255	② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	厚生労働省
						○			—	255	② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	農林水産省
						○			—	255	② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	経済産業省
						○			—	255	② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	関係省庁

⑬国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
458	厚生労働省、関係省庁	205	3-1-2. 心身への影響に関する施策	対応期	国、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。				・自殺対策、メンタルヘルス対策、高齢者のフレイル対策等について様々な取組を実施している。 ・引き続き、自殺対策、メンタルヘルス対策、高齢者のフレイル対策等についての取組を実施する。	－	－	厚生労働省
									・これまで孤独・孤立対策に取り組む地方公共団体及びNPO等への支援や、孤独・孤立状態の予防を目指した取組を実施している。 ・引き続き同取組を実施する。	－	－	内閣府
									・令和5年4月から令和6年度末まで、こども家庭科学研究として、感染症流行下等の社会的な環境変化による子どもの心身への影響の評価方法及び対処法の確立に向けた研究を実施し、その成果を令和7年度に公表した。 ・有事の際には、状況に応じて、本研究で作成された資材等の活用を検討する。	－	－	こども家庭庁
459	厚生労働省	205	3-1-3. 生活支援を要する者への支援	対応期	国は、市町村に対し、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要な応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。	○			－	256	国は、市町村に対し、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都道府県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておくよう要請する。	厚生労働省
460	文部科学省	205	3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援	対応期	国、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。			○	－	－	－	文部科学省

⑬国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
461	統括庁、業 所管省庁	206	3-1-5. サービス水準 に係る国民への周知	対応期	国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、必要に応じて、国民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得よう努める。	○			—	247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	統括庁
						○			—	247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	業所管省庁
462	警察庁	206	3-1-6. 犯罪の予防・ 取締り	対応期	国は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう都道府県警察を指導・調整する。			○	—	—	—	警察庁
463	統括庁、関 係省庁	206	3-1. 国民生活の安定 の確保を対象とした 対応 3-1-7. 物資の売渡し の要請等	対応期	① 都道府県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。	○			—	253	国は、都道府県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。	統括庁
						○			—	249	国は、国民生活及び社会経済活動の安定を確保する観点から、新型インフルエンザ等の発生時に弾力的に運用することが必要な法令等について、具体的な対応方針を整理する。	関係省庁
464	統括庁、関 係省庁	206	3-1-7. 物資の売渡し の要請等	対応期	② 都道府県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。	○			—	253	国は、都道府県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。	統括庁
						○			—	253	国は、都道府県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。	関係省庁

⑬国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
465	消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係省庁	206	3-1-8. 生活関連物資等の価格の安定等	対応期	① 国、都道府県及び市町村は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。	○		—		247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	消費者庁
						○		—		247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	厚生労働省
						○		—		247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	農林水産省
						○		—		247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	経済産業省
						○		—		247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	関係省庁

⑬国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
466	消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係省庁	207	3-1-8. 生活関連物資等の価格の安定等	対応期	② 国、都道府県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。	○		—		247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	消費者庁
						○		—		247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	厚生労働省
						○		—		247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	農林水産省
						○		—		247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	経済産業省
						○		—		247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	関係省庁

⑬国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
467	農林水産省、関係省庁	207	3-1-8. 生活関連物資等の価格の安定等	対応期	③ 国は、米穀、小麦等の供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、備蓄している物資の活用を検討し、所要の措置を講ずる。				米穀については、生産量の減少により、その供給が不足する事態に備え、常時100万トン程度の国家備蓄を実施。 小麦については、輸入の途絶等により供給が不足する事態に備え、製粉企業等が2.3か月分の備蓄を実施（1.8か月分の保管料を国から助成）。	－	－	農林水産省
468	消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係省庁	207	3-1-8. 生活関連物資等の価格の安定等	対応期	④ 国、都道府県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。	○			－	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	消費者庁
						○			－	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	厚生労働省
						○			－	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	農林水産省
						○			－	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	経済産業省
						○			－	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	関係省庁
469	消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係省庁	207	3-1-8. 生活関連物資等の価格の安定等	対応期	⑤ 国、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。		○		－	－	－	消費者庁
							○		－	－	－	厚生労働省
							○		－	－	－	農林水産省
							○		－	－	－	経済産業省
							○		－	－	－	関係省庁
470	厚生労働省	207	3-1-9. 埋葬・火葬の特例等	対応期	国は、第2節（初動期）2-4の対応を継続して行うとともに、国及び都道府県は、必要に応じて以下①から④までの対応を行う。 ① 国は、都道府県を通じ、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。	○			－	257	都道府県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	厚生労働省

⑬国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
471	厚生労働省	207	3-1-9. 埋葬・火葬の特例等	対応期	② 国は、都道府県を通じ、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。	○			－	257	都道府県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	厚生労働省
472	厚生労働省	207	3-1-9. 埋葬・火葬の特例等	対応期	③ 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村以外の市町村による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定める。	○			－	257	都道府県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	厚生労働省
473	厚生労働省	208	3-1-9. 埋葬・火葬の特例等	対応期	④ 都道府県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。	○			－	257	都道府県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	厚生労働省
474	全省庁	208	3-1-10. 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等	対応期	国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定する。	○			－	249	国は、国民生活及び社会経済活動の安定を確保する観点から、新型インフルエンザ等の発生時に弾力的に運用することが必要な法令等について、具体的な対応方針を整理する。	全省庁
475	統括庁、厚生労働省、業所管省庁	208	3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請等	対応期	① 国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。	○			－	250, 252, 255	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。 国は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。 ② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	統括庁
						○			－	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	厚生労働省
						○			－	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	業所管省庁

⑬国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
476	統括庁、業 所管省庁	208	3-2. 社会経済活動の 安定の確保を対象と した対応 3-2-1. 事業継続に関 する事業者への要請 等	対応期	② 国は、事業継続に資する情報（事業所における感染防止対策 や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応に係る情報 等）を適時更新しながら事業者に提供する。また、国は、業界団 体と連携し、必要に応じ、事業者向けの感染防止のための手引の 作成を支援する。	○			—	78, 250	③ 国及び都道府県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ 等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限 の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん 延防止対策への理解促進を図る。 ① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じ ること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定 することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	統括庁
						○			—	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じ ること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定 することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	業所管省庁
477	指定公共機 関所管省 庁、業所管 省庁	208	3-2. 社会経済活動の 安定の確保を対象と した対応 3-2-1. 事業継続に関 する事業者への要請 等	対応期	③ 指定（地方）公共機関等は、業務計画に基づき、その業務を 適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医 療の提供並びに国民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務 の継続的な実施に向けた取組を行う。	○			—	251	② 国及び都道府県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発 生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務 の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとと もに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。	指定公共機 関所管省 庁、業所管 省庁
478	業所管省庁	208	3-2-2. 事業者に対す る支援	対応期	国、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等及び新型イン フルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及 び国民生活への影響を緩和し、国民生活及び国民経済の安定を図 るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上 の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ず る。	○			—	248	国、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政 手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。 その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速 に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。	業所管省庁
479	指定公共機 関所管省庁	208	3-2-3. 地方公共団体 及び指定（地方）公 共機関による国民生 活及び国民経済 の安定に関する措置	対応期	以下①から⑤までの事業者である都道府県及び市町村又は指定（地方）公共 機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれの都道府県行動 計画又は市町村行動計画、業務計画に基づき、必要な措置を講ずる。 ① 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関 電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置 ② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である都道府 県、市町村及び指定地方公共機関 水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置 ③ 運送事業者である指定（地方）公共機関 旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置 ④ 電気通信事業者である指定（地方）公共機関 通信を確保し、及び緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うた め必要な措置 ⑤ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関 郵便及び信書便を確保するため必要な措置 また、国又は都道府県は、緊急事態措置の実施のため緊急の必要がある場合 は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送を要請 する。また、国又は都道府県は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共 機関に対し、緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等 製品の配送を要請する。	○			—	251	② 国及び都道府県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発 生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務 の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとと もに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。	指定公共機 関所管省庁

⑬国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
480	全省庁	209	3-3. 国民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応 3-3-1. 法令等の弾力的な運用	対応期	国は、国民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について、周知を行う。また、その他新型インフルエンザ等の発生により、法令等への対応が困難となった制度につき、必要な対応策を速やかに検討し、所要の措置を講ずる。	○			—	249	国は、国民生活及び社会経済活動の安定を確保する観点から、新型インフルエンザ等の発生時に弾力的に運用することが必要な法令等について、具体的な対応方針を整理する。	全省庁
481	統括庁、関係省庁	209	3-3. 国民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応 3-3-2. 金銭債務の支払猶予等	対応期	国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、経済の秩序が混乱するおそれがある場合には、その対応策を速やかに検討し、所要の措置を講ずる。	○			—	247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	統括庁
						○			—	247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	関係省庁
482	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	210	3-3-3. 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 等	対応期	① 政府関係金融機関等は、あらかじめ業務継続体制の整備等に努め、新型インフルエンザ等緊急事態において、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。			○	—	—	—	財務省
						○			—	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	厚生労働省
								○	—	—	—	農林水産省
						○			—	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	経済産業省
483	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	210	3-3-3. 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 等	対応期	② 日本政策金融公庫等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、影響を受ける中小企業や農林漁業者等の経営の維持安定を支援するため、特別な融資を実施する等、実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。			○	—	—	—	財務省
								○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	農林水産省
						○			—	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	経済産業省

⑬国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
484	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	210	3-3-3. 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 等	対応期	③ 日本政策金融公庫は、新型インフルエンザ等緊急事態において、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第11条第2項に規定する主務大臣による認定が行われたときは、同項で定める指定金融機関が、当該緊急事態による被害に対処するために必要な資金の貸付け、手形の割引等の危機対応業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、危機対応円滑化業務を実施する。			○	—	—	—	財務省
						○			—	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じて等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	厚生労働省
								○	—	—	—	農林水産省
						○			—	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じて等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	経済産業省
485	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	210	3-3-3. 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 等	対応期	④ 国は、必要に応じて政府関係金融機関等に対し、十分な対応を行うこと等を要請する等、必要な対応を行う。			○	—	—	—	財務省
								○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	農林水産省
						○			—	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じて等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	経済産業省
486	財務省、金融庁	210	3-3-4. 通貨及び金融の安定	対応期	日本銀行は、新型インフルエンザ等緊急事態において、業務計画に基づき、我が国の中央銀行として、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講ずる。	○			—	251	② 国及び都道府県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。	財務省
						○			—	251	② 国及び都道府県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。	金融庁
487	厚生労働省	210	3-3-5. 雇用への影響に関する支援	対応期	国は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、雇用に関して必要な支援を行う。	○			—	248	国、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。	厚生労働省
488	全省庁	210	3-3-6. 国民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援	対応期	国は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた国民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱(ぜいじゃく)な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。			○	—	—	—	全省庁